

第 7 2 0 号
平成26年 4 月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例	1	3
・天理市行政組織条例の一部を改正する条例	2	3
・天理市職員定数条例等の一部を改正する条例	3	4
・天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4	4
・天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	5	5
・天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6	5
・天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	7	6
・天理市土地開発基金条例を廃止する条例	8	7
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	9	7
・天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	10	7
・天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	11	8
・天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	12	8
・天理市防災会議条例の一部を改正する条例	13	11
・天理市水道事業給水条例等の一部を改正する条例	14	11
・天理市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例	15	12
・天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	16	12
・天理市議会委員会条例の一部を改正する条例	17	13
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	18	13

規 則	番号	頁数
・天理市立病院事業の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則	3	14
・天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則	4	17
・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	5	22
・天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則	6	22
・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	7	22
・予算の執行権委任規則の一部を改正する規則	8	23
・天理市土地開発基金管理規則を廃止する規則	9	23
・天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則	10	23
・天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則	11	25
・天理市立休日応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則	12	37
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	13	37
・天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則	14	41
訓令甲	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	1	44
・天理市総合計画策定会議規程の一部改正	2	46
・天理市土地利用計画策定会議規程の一部改正	3	46
・天理市土地利用調整会議設置規程の一部改正	4	46
・天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正	5	47
・天理市事務改善提案規程の一部改正	6	47
・天理市生涯学習推進本部規程の一部改正	7	47
・天理市行政情報化推進委員会規程の一部改正	8	47
・天理市文書取扱規程の一部改正	9	47

・天理市広報事務取扱規程の一部改正	10	49
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	11	49
・天理市被服等貸与規程の一部改正	12	49
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	72	49
・放置自転車等の保管について	73	50
・放置自転車等の保管について	74	50
・放置自転車等の保管について	75	50
・放置自転車等の保管について	76	51
・放置自転車等の保管について	77	51
・放置自転車等の保管について	78	52
・放置自転車等の保管について	79	52
・放置自転車等の保管について	80	52
・違反広告物の保管について	81	53
・放置自転車等の保管について	82	53
・放置自転車等の保管について	83	54
・放置自転車等の保管について	84	54
・放置自転車等の保管について	85	54
・公示送達について	86	55
・公示送達について	87	55
・放置自転車等の保管について	88	55
・天理市税及び国民健康保険料の収納事務の委託について	89	56
・平成25年度天理市一般会計補正予算（第5号）等の要領について	90	57
・平成26年度天理市一般会計予算外7会計予算の要領について	91	93
・放置自転車等の保管について	92	118
・放置自転車等の保管について	93	118
・放置自転車等の保管について	94	118
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	95	119
・放置自転車等の保管について	96	119
・放置自転車等の保管について	97	119
・放置自転車等の保管について	98	120
・放置自転車等の保管について	99	120
・放置自転車等の保管について	100	121
・天理市道路線の認定について	101	121
・天理市道路線の区域変更及び供用開始について	102	121
・市道の区域変更及び供用開始について	103	122
・放置自転車等の保管について	104	133
・放置自転車等の保管について	105	133
・公示送達について	106	134
・公示送達について	107	134

・放置自転車等の保管について	108	134
・固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録について	109	134
・天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部改正について	110	135
・天理市立メディカルセンターにおける手数料の徴収事務委託について	111	139
・平成26年度天理市国民健康保険料率の決定について	112	139
・平成26年度天理市国民健康保険料の減額について	113	139
・指定特定相談支援事業所の指定について	114	140
・指定特定相談支援事業所の指定について	115	140
・天理市福祉医療費資金貸付要綱の一部改正について	116	141
・放置自転車等の保管について	117	141
・放置自転車等の保管について	118	141
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	119	142
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	120	142
・天理市章の使用に関する規程の一部改正について	121	142
・地価公示台帳閲覧規程の一部改正について	122	142
・狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託の一部改正について	123	142
・天理市開発指導要綱の一部改正について	124	143
・天理市開発指導要領の一部改正について	125	143
・ごみ処理手数料の徴収事務の委託について	126	143
・平成26年度一般廃棄物処理実施計画について	127	143
・放置自転車等の保管について	128	150
・放置自転車等の保管について	129	150
・放置自転車等の保管について	130	151
公 告	番号	頁数
・天理農業振興地域整備計画の変更に ついて	7	151
・大和都市計画道路事業計画の変更に ついて	8	151
・農用地利用集積計画について	9	152
・平成26年度天理市定期予防接種の実施について	10	152

教育委員会	番号	頁数
・天理市教育委員会事務処理規程の一部改正	1	153
・天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	2	153
・定例教育委員会の招集について【告示】	4	153
・天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	3	154
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	3	154
選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数について	5	154
・天理市農業委員会の委員の投票区に関する告示について	6	154
公平委員会	番号	頁数
・天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1	155
監査委員	番号	頁数
・天理市監査委員事務局処務規程の一部改正	4	155
災害対策本部	番号	頁数
・天理市災害対策本部規程の一部改正	1	155

公営企業	番号	頁数
・天理市指定下水道工事店等に関する規程の全部改正	1	159
・天理市指定給水装置工事事業者及び天理市指定下水道工事店審査委員会規程の一部改正	2	171
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	5	171
・天理市指定給水装置工事事業者の休止について【告示】	5	171
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	6	171
・天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正	3	172
・天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正	4	172
・天理市上下水道局会計規程の一部改正	5	172
・天理市水道料金及び下水道使用料に係る徴収業務その他の業務委託に関する規程の一部改正	6	178
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	6	179
・公共下水道の供用開始について【告示】	7	179

条 例

(平成26年 3 月24日揭示済)

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 1 号

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例（平成25年 6 月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 小児科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年 3 月27日揭示済)

天理市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 2 号

天理市行政組織条例の一部を改正する条例

天理市行政組織条例（平成 9 年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項第 3 号中「自治振興及び」を削り、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 市民協働に関すること。

第2条健康福祉部の項第2号中「保健」の次に「及び医療」を加え、同条建設部の項第5号を削る。
附 則
この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月27日 掲示済)

天理市職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第3号

天理市職員定数条例等の一部を改正する条例

(天理市職員定数条例の一部改正)

第1条 天理市職員定数条例(昭和31年 4 月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 市長の事務部局の職員 445人

第2条第9号中「798人」を「680人」に改める。

(天理市の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市の職員の定年等に関する条例(昭和58年12月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を次のように改め、同条第1号及び第2号を削る。

ただし、技能員の定年は、年齢63年とする。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年 3 月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削る。

第19条第1項ただし書を削る。

別表第3を削る。

(天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成元年 3 月天理市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表医師手当の項から夜間看護手当の項までを削り、同表年末・年始勤務手当の項中「又は天理市立病院」及び「(常直職員を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月27日 掲示済)

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第4号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年 1 月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2号、第6号及び第15号から第24号までの規定中「11,000」を「8,800」に改め、同表第51号中「11,000円」を「8,800円」に改め、同号を同表第53号とし、同表第50号中「11,000円」を「8,800」に改め、同号を同表第52号とし、同表第49号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第51号とし、同表第48号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第50号とし、同表第47号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第49号とし、同表第46号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第48号とし、同表第45号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第47号とし、同表第44号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第46号とし、同表第43号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第45号とし、同表第42号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第44号とし、同表第41号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第43号とし、同表第40号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第42号とし、同表第39号を同表第41号とし、同表第38号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第40号とし、同表第37号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第39号とし、同表第36号を同表第38号とし、同表第35号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第37号とし、同表第34号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第36号とし、同表第33号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第35号とし、同表第32号を同表第34号とし、同表第31号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第33

号とし、同表第30号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第32号とし、同表第29号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第31号とし、同表第28号を同表第30号とし、同表第27号を同表第29号とし、同表第26号中「11,000」を「8,800」に改め、同号を同表第28号とし、同表第25号を同表第27号とし、同表第24号の次に次の2号を加える。

25	産業医	年額	100,000	同上
26	学校医等 学校医（内科）	基礎額（1校につき）	年額102,000円	同上
		幼児、児童又は生徒1人につき100円加算		
		就学時健康診断（1校につき）	15,000円	
	学校医（耳鼻科、眼科）	基礎額	年額144,000円	
	学校歯科医	幼児又は生徒1人につき100円加算		
		基礎額（1校につき）	年額86,000円	
		幼児、児童又は生徒1人につき100円加算		
	学校薬剤師	就学時健康診断（1校につき）	15,000円	
		1校につき	年額50,000円	

別表備考第3項中「第26号、第29号から第31号まで及び第33号から第51号」を「第28号、第31号から第33号まで及び第35号から第53号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（平成26年 3 月27日揭示済）

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第5号

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年 7 月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

（天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

（天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正）

第3条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例（平成22年 3 月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（平成26年 3 月27日揭示済）

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第6号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

第17条中「から市長が定める休日の勤務時間を減じたもの」を削る。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第18条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条にお

いて準用する場合を含む。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。

- 2 災害派遣手当の額は、滞在した日1日につき、6,620円を超えない範囲内において市長が規則で定める額とする。

附則第11項中「から市長が定める休日の勤務時間を減じたもの」を削る。

附則第13項中「100分の6」を「100分の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 2 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当」の次に「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第12条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。

(平成26年3月27日掲示済)

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第7号

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員等の旅費に関する条例(昭和37年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、日当を支給しない。
- (1) 公共交通機関(道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が営むものを除く。)を利用しない場合
- (2) 近畿圏(近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第1項に規定する区域から福井県を除いた区域をいう。)へ出張する場合

第16条第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第12条、第13条、第16条―第18条関係)

(単位 円)

区分	職別	日当(1日)	宿泊料(1夜)	食事料(1夜)
甲	市長	1,500	14,800	3,000
	副市長			
	教育長	1,500	13,100	2,700
	上下水道事業管理者			
乙	行政職給料表8級及び7級の職員	1,000	12,000	2,400
	行政職給料表6級の職員	1,000	10,900	2,200
	教育職給料表3級の職員			
	行政職給料表5級及び4級の職員	1,000	10,900	2,000

	行政職給料表 3 級及び 2 級の職員 教育職給料表 2 級の職員	1, 000	10, 900	1, 800
丙	行政職給料表 1 級の職員 教育職給料表 1 級の職員	1, 000	10, 000	1, 600

備考 職別の欄中「行政職給料表」とは天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号）別表第 1 に定める行政職給料表を、「教育職給料表」とは同条例別表第 2 に定める教育職給料表をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の天理市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

（平成26年 3 月27日 掲示済）

天理市土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 8 号

天理市土地開発基金条例を廃止する条例

天理市土地開発基金条例（昭和44年12月天理市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年 3 月31日から施行する。

（平成26年 3 月27日 掲示済）

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 9 号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第15条の 6 の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第15条の12中「12万円」を「14万円」に改める。

第19条第 1 項第 2 号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第 3 号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第 3 項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第 4 項中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成26年 3 月27日 掲示済）

天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第10号

天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「12歳」を「15歳」に改め、同条第 2 項中「天理市内に住所を有する者であって」を「子どものうち」に、「ものをいう」を「者をいい」、「就学児」とは、子どものうち、乳幼児以外の者をいう」に改める。

第 3 条中「乳幼児以外の子ども」を「就学児」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の天理市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成26年 3 月27日 掲 示 済)

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第11号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条の2 第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第36号中「障害程度区分判定審査会」を「障害支援区分判定審査会」に改める。

(天理市立地域活動支援センター条例の一部改正)

第 3 条 天理市立地域活動支援センター条例（平成13年 9 月天理市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

(天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第 4 条 天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年 3 月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例

第 1 条中「天理市障害程度区分判定審査会」を「天理市障害支援区分判定審査会」に改める。

(天理市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 5 条 天理市消防団員等公務災害補償条例（平成25年 3 月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月27日 掲 示 済)

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市道路占用料に関する条例（昭和29年 9 月天理市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用の種類	単位	占用料（円）	摘要
第一種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1 本につき 1 年	4 3 0	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
第二種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		6 6 0	
第三種電柱並びにその支柱、		9 0 0	

支線柱及び支線					
第一種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線				390	
第二種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線				620	
第三種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線				850	
その他の柱類				39	
共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	4	
地下電線その他地下に設ける線類				2	
路上に設ける変圧器			1個につき1年	380	
地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	230	
公衆電話所			1個につき1年	770	
郵便差出箱				320	
地下埋設物類	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			46	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230	
	外径が1メートル以上のもの			460	
	アーケード			占用面積1平方メートルにつき1年	770
地下街及び地下室			近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額		階数が1のもの
通路	上空に設けるもの		930		こ道橋を含む。
	地下に設けるもの		560		
	その他のもの		770		橋その他これに類する施設を含む。
板囲、足場、柵等の工事用施設類			占用面積1平方メートルにつき1月	190	
仮設建築物				190	工事用資材置場、盤台、露店その他これらに類するもの
広告物類	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	添加広告物を含む。
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	

旗ざお	一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	19		
	その他のもの	1 本につき 1 月	1 9 0		
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1, 900	
				その他のもの	9 3 0
	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 900	
標識		1 本につき 1 年	6 2 0		
その他の工作物、物件又は施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	近傍類似の土地の時価に0. 016を乗じて得た額	倉庫、店舗その他これらに類するもの	
その他前各項により難い占用		—	前各項に準じて市長が定める額		

(天理市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 2 条 天理市法定外公共物管理条例（平成16年 9 月天理市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分		単位	占用料（円）
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	第 1 種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1 本につき 1 年	4 3 0
	第 2 種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		6 6 0
	第 3 種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		9 0 0
	第 1 種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		3 9 0
	第 2 種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		6 2 0
	第 3 種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		8 5 0
	その他の柱類並びにその支柱、支線柱及び支線		39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4
	地下電線その他地下に設ける線類		2
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	3 8 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		7 7 0
	郵便差出箱		3 2 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2 3 0
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	16
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		23
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの		35
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		46

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		460
通路	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	930
	地下に設けるもの		560
	通路橋及び進入路		230
広告物類	看板（一時的に設けるもの）	表示面積1平方メートルにつき1月	190
	看板（その他のもの）	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	旗ざお（一時的に設けるもの）	1本につき1日	19
	旗ざお（その他のもの）	1本につき1月	190
板囲、足場、柵等の工事用施設類		占用面積1平方メートルにつき1月	190
その他前各項により難い占用		—	前各項に準じて市長が定める額

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月27日 掲示済)

天理市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第13号

天理市防災会議条例の一部を改正する条例

天理市防災会議条例（昭和37年10月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号中「山辺広域行政事務組合」を「奈良県広域消防組合」に改める。

附 則

この条例は、奈良県広域消防組合設立の日から施行する。

(平成26年 3 月27日 掲示済)

天理市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第14号

天理市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(天理市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを「（平成10年 3 月 1 日における料金の改定等に伴う経過措置）」に改め、附則に次の2項を加える。

（平成26年 4 月 1 日における消費税法等の改正に伴う経過措置）

6 平成26年 4 月 1 日前から継続して水道を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針を行った場合に算定する料金に係る第24条第1項第1号、第25条及び第28条の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

7 平成26年 4 月 1 日前における給水装置の工事の申込みに係る第32条第1項、同条第2項及び第33条第1項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。
(天理市下水道条例の一部改正)

第2条 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成26年4月1日における消費税法等の改正に伴う経過措置）

- 2 平成26年4月1日前から継続して公共下水道を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針又は認定を行った場合に算定する使用料に係る第11条第3項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

（天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第3条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成26年4月1日における消費税法等の改正に伴う経過措置）

- 2 平成26年4月1日前から継続して処理施設を使用している場合で、かつ、同日以後初めて検針又は認定を行った場合に算定する使用料に係る第12条第3項の規定中の消費税等相当額の適用については、同日の前日における消費税等相当額を適用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月27日掲示済）

天理市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第15号

天理市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例

（天理市総合計画審議会条例の一部改正）

第1条 天理市総合計画審議会条例（昭和53年12月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市長公室企画政策課」を「市長公室総合政策課」に改める。

（天理市行政改革推進委員会設置条例の一部改正）

第2条 天理市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市長公室行政改革推進課」を「市長公室総合政策課」に改める。

（天理市中小企業振興対策審議会条例の一部改正）

第3条 天理市中小企業振興対策審議会条例（昭和40年4月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「環境経済部商工課」を「環境経済部産業振興課」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月27日掲示済）

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第16号

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成25年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000

部長及び 班 長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(平成26年 3 月27日揭示済)

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「、市立病院」を削る。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市条例第18号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の 2 の見出し中「附則第15条第 2 項第 6 号」を「附則第15条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項中「附則第15条第 9 項」を「附則第15条第 8 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第15条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 法附則第15条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法附則第15条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第10条の 2 に次の 2 項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第10条の 3 に次の 1 項を加える。

10 法附則第15条の10第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第1 2 3号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第 7 条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第22条（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第34条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第34条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

規 則

（平成26年3月31日揭示済）

天理市立病院事業の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第3号

天理市立病院事業の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則
(天理市公印規則の一部改正)

第1条 天理市公印規則(平成10年12月天理市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表第4項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表第5項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第16号までを3号ずつ繰り上げる。

別表第2第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表第4項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同表第5項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第16号までを3号ずつ繰り上げる。

(天理市職員任用規則の一部改正)

第2条 天理市職員任用規則(昭和56年9月天理市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「天理市立病院」を「天理市立メディカルセンター」に改める。

(天理市職員安全衛生規則の一部改正)

第3条 天理市職員安全衛生規則(昭和63年3月天理市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第16条中「職員」を「者」に、「任命」を「委嘱」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第19条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表第1中

「

市長の事務局	病院の医師以外	公室長 部長 理事 参与 事務局長	71,000円
		参事 環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 看護部長及び事務局次長 会計管理者	59,000円
		課長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 副看護部長 会計室長	54,000円
		主幹	50,000円
		室長 課長補佐 市民会館長補佐 人権センター所長補佐 コミュニティセンター所長補佐 保育所長 こども園長 指導主事 病院技師長、薬局長、栄養士長及び看護師長 会計室長補佐	48,000円
		業務課施設整備係長及び業務係長並びに業務課付係長 土木課維持係長	40,000円
		業務課業務係主任 土木課維持係主任	33,000円

	病院の医師	病院長	130,000円
		病院副院長及び医局長	120,000円
		病院の診療各科の部長	110,000円
		病院の医長	60,000円

を
「

市長の事務部局	公室長 部長 理事 参与 事務局長	71,000円
	参事 環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 会計管理者	59,000円
	課長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 会計室長	54,000円
	主幹	50,000円
	室長 課長補佐 市民会館長補佐 人権センター所長補佐 コミュニティセンター所長補佐 保育所長 こども園長 指導主事 会計室長補佐	48,000円
	業務課施設整備係長及び業務係長並び に業務課付係長 土木課維持係長	40,000円
	業務課業務係主任 土木課維持係主任	33,000円

に改める。

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第23条の2関係）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級8級、7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
教育職給料表	職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員（市長が定める職員に限る。）	100分の5（市長が別に定める職員にあつては100分の10）

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第5条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年3月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 条例第6条第4項の市長が規則で定める職員は、教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものとする。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

別表第 1 中ウからオまでを削る。

別表第 2 中(ウ)から(オ)までを削る。

別表第 5 備考中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

別表第 6 中(ウ)から(オ)までを削る。

別表第 7 中ウからオまでを削る。

(平成18年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 6 条 平成18年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則（平成18年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「（基準日において医療職給料表（1）の適用を受ける者（以下「医療職（1）適用職員」という。）（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表（1）適用職員である者となることとなるものを除く。）」を削り、同項第 2 号、第 3 号、第 4 号ア及びイ並びに第 5 条第 1 項中「（基準日において医療職給料表（1）適用職員であるものを除く。）」を削る。

(天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部改正)

第 7 条 天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則（平成19年 3 月天理市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表イを次のように改める。

イ 平成18年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 1 号 区分	平成18年 4 月 1 日以後適用されている天理市一般職の職員の給与に関する条例（同条例以外の条例又は規程において同条例の規定の例によるとされている場合を含む。以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの
第 2 号 区分	平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの
第 3 号 区分	平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの
第 4 号 区分	(1) 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (2) 平成18年 4 月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの
第 5 号 区分	(1) 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (2) 平成18年 4 月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの（期末手当基礎額加算割合が100分の10であった者に限る。）
第 6 号 区分	(1) 平成18年 4 月以後の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (2) 平成18年 4 月以後の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの（期末手当基礎額加算割合が100分の5であった者に限る。）
第 7 号 区分	第 1 号区分から第 6 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

(予算の執行権委任規則の一部を改正する規則)

第 8 条 予算の執行権委任規則（昭和40年 5 月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第4号

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(天理市事務分掌規則の一部改正)

第1条 天理市事務分掌規則(平成9年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条市長公室の項中 「企画政策課 企画係 行政経営係 行政改革推進課 行政改革推進係」 を

「総合政策課 統括係

企画室 企画係

行政経営室 行政経営係 ファシリティマネジメント係」

「自治振興課 自治広報係」を

「広報課 広報係

市民協働推進課 協働推進係」

に改め、同条総務部の項中「総務課 文書行政係 管財係」を「総務課 文書行政係 総務係」に、「地域安全課 防犯対策係 交通対策係」を「地域安全課 地域安全係」に改め、同条市民部の項中「保険医療課 給付係 保険料係 福祉医療係」を「保険医療課 給付係 保険料賦課係 保険料徴収係 福祉医療係」に改め、同条健康福祉部の項中「児童福祉課 児童福祉係 保育係」を「児童福祉課 児童福祉係保育係 子育て支援係」に、

「健康推進課 健康推進係」を

「健康推進課 健康推進係

地域医療推進室 地域医療推進係」

「商工課 商工振興係

観光課 観光振興係」

「産業振興課 にぎわい創造係

産業競争力強化室 産業競争力強化係」

に改める。

第4条人事厚生係の項第4号中「給付」の次に「(旅費を除く。)」を加え、同項第11号中「奈良県市町村職員共済組合」の次に「及び公立学校職員共済組合」を加える。

第4条の2を次のように改める。

(総合政策課の事務)

第4条の2 総合政策課の事務分掌は、次のとおりとする。

統括係

- (1) まちづくりに関する企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 行政各部門間の総合調整に関すること。
- (3) その他特命による重要事項に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

2 企画室の事務分掌は、次のとおりとする。

企画係

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 重要な政策の企画、推進及び総合調整に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出及び調査に関すること。
- (5) 地域再生及び構造改革特区に関すること。

3 行政経営室の事務分掌は、次のとおりとする。

行政経営係

- (1) 行政経営に関すること。
- (2) 行政組織及び事務分掌に関すること。
- (3) 行政改革の推進に関すること。
- (4) 事務改善に関すること。
- (5) 行政評価に関すること。
- (6) 指定管理者制度に関すること。

ファシリティマネジメント係

- (1) 公有財産の総合企画に関すること。
- (2) 公有財産の活用に関すること。

第4条の3を削る。

第5条を次のように改める。

(広報課の事務)

第5条 広報課の事務分掌は、次のとおりとする。

広報係

- (1) 行政情報の発信及び提供に関すること。

- (2) 広報業務の総合企画及び資料の収集に関する事。
- (3) 広報紙、市勢要覧その他広報刊行物の編集及び発行に関する事。
- (4) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (5) その他広報に関する事。

第5条の次に次の1条を加える。

(市民協働推進課の事務)

第5条の2 市民協働推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

協働推進係

- (1) 市民協働の推進に関する事。
- (2) タウンミーティングに関する事。
- (3) 市民の陳情及び各種要望に係る各行政部門の連絡調整に関する事。
- (4) 市民相談に関する事。
- (5) 行政相談委員に関する事。
- (6) 区長連合会に関する事。
- (7) コミュニティ活動に関する事。
- (8) ボランティアセンターに関する事。
- (9) 地縁団体の認可等に関する事。

第7条管財係の項中「管財係」を「総務係」に改め、同項中第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 市の区域に関する事。
- (7) 国勢調査に関する事。

第10条消防団係の項第5号中「山辺広域行政事務組合消防本部」を「奈良県広域消防組合天理消防署」に改める。

第10条の2 防犯対策係の項を次のように改める。

地域安全係

- (1) 防犯対策の調査及び企画に関する事。
- (2) 防犯思想の普及に関する事。
- (3) 防犯環境の整備に関する事。
- (4) 防犯パトロールに関する事。
- (5) 防犯灯に関する事。
- (6) 防犯に係る各関係機関・団体との総合調整に関する事。
- (7) 不当要求行為等の対策に関する事。
- (8) 交通対策の調査及び企画に関する事。
- (9) 交通安全思想の普及に関する事。
- (10) 放置自転車等の対策に関する事。
- (11) 運輸に関する事。
- (12) 自転車等駐車場に関する事。
- (13) コミュニティバス及びデマンド交通に関する事。
- (14) 交通に係る各関係機関・団体との総合調整に関する事。
- (15) 交通行政課題等への対応に関する事。

第10条の2 交通対策係の項を削る。

第14条保険料係の項中「保険料係」を「保険料賦課係」に改め、同項第2号中「及び後期高齢者医療保険料の徴収」を「の収納整理」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条福祉医療係の項の前に次の1項を加える。

保険料徴収係

- (1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。
- (2) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の分納、延納、徴収猶予等に関する事。
- (3) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分に関する事。

第19条児童福祉係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条保育係の項中第5号及び第6号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 保育業務の管理に関する事。
- (3) 保育料の徴収に関する事。

第19条保育係の項に次の1号を加える。

- (7) 認定こども園に関する事。

第19条に次の1項を加える。

子育て支援係

- (1) 子ども・子育て会議に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援制度に係る調整に関する事。
- (4) 次世代育成支援対策に関する事。
- (5) 子育て支援事業に関する事。
- (6) 療育教室(杉の子学級)に関する事。
- (7) 児童虐待防止に関する事。

第20条健康推進係の項に次の1号を加える。

- (14) 課の庶務に関する事。

第20条に次の1項を加える。

2 地域医療推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

地域医療推進係

- (1) 天理市立メディカルセンターに関する事。
- (2) 旧天理市立病院の清算業務に関する事。

第25条を次のように改める。

(産業振興課)

第25条 産業振興課の事務分掌は、次のとおりとする。

にぎわい創造係

- (1) 商工業の振興に関する事。
- (2) 観光資源の開発及び保護並びに観光の推進に関する事。
- (3) 観光宣伝及び観光客誘致に関する事。
- (4) 計量業務に関する事。
- (5) 消費者行政の調査及び企画に関する事。
- (6) 統計(国勢調査及び農林業センサスを除く。)に関する事。
- (7) 商工関係団体、勤労者団体及び観光関係団体に関する事。
- (8) 観光物産センターに関する事。
- (9) トレイルセンターに関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

2 産業競争力強化室の事務分掌は、次のとおりとする。

産業競争力強化係

- (1) 企業の経営力強化、誘致及び定着推進に関する事。
- (2) 中小企業の金融対策に関する事。
- (3) 雇用の促進、職業相談その他労政に関する事。
- (4) シルバー人材センターに関する事。

第25条の2を削る。

第29条計画係の項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

(天理市会計規則の一部改正)

第2条 天理市会計規則(昭和45年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(つり銭資金の交付等)

第8条の2 会計管理者は、歳入の収納において必要と認めるときは、つり銭の用に供するため必要な最小限の現金(以下この条において「つり銭資金」という。)を出納員に交付し、保管させることができる。

2 つり銭資金の交付、保管その他の取扱いに関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

第29条の2を次のように改める。

(概算払)

第29条の2 令第162条第6号の規定により、概算払をすることができる経費は、次のとおりとする。

- (1) 損害賠償として支払う経費
- (2) 概算で支払わなければならない委託料

第30条第2項中「戻入命令書により戻入し」を「戻入の手続を」に改め、「支出負担行為兼支出命令書により」を削る。

別表第1市長公室人事課の項の前に次のように加える。

市長公室秘書課	課長	市長公室秘書課	(現)秘書係長及び係員
---------	----	---------	-------------

別表第1市長公室企画政策課の項中「市長公室企画政策課」を「市長公室総合政策課企画室」に、「課長」を「担当課長」に改め、同表市長公室自治振興課の項中「市長公室自治振興課」を「市長公室市民協働推進課」に、「自治広報係長」を「協働推進係長」に改め、同表総務部総務課の項中「管財係

天理市公報

を

に改め、

を

(現) 児童福祉係長
(現) 保育係長

に改め、

健康福祉部健康推進課 地域医療推進室	担当課長	健康福祉部健康推進課 地域医療推進室	(現)地域医療推進係長 及び係員
-----------------------	------	-----------------------	---------------------

秘書課長	所管に係る徴収金の収納	(現)秘書係長及び係員
------	-------------	-------------

[]

を

に改め、

健康推進課地域医療推進室担当課長	所管に係る手数料及び徴収金の収納	(現)地域医療推進係長及び係員
------------------	------------------	-----------------

(現)社会体育係長及び係員

1

第3条 天理市庁舎管理規則（昭和41年10月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「自治振興課長」を「市民協働推進課長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（平成26年 3 月31日揭示済）

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第5号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年 3 月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第19項中「翌年度」の次に「又は翌々年度」を加える。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（平成26年 3 月31日揭示済）

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第6号

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市民会館条例施行規則（昭和48年 6 月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（平成26年 3 月31日揭示済）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第7号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年 4 月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当の支給）

第18条の3 条例第18条の3第2項の市長が規則で定める額は、別表第3に掲げる滞在する期間及び利用施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

附則第6項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第18条の3関係）

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設 （1日につき）	その他の施設 （1日につき）
滞在する期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

1 「滞在する期間」とは、職員が本市の区域内に到着した日から同区域を出発する日の前日までの期間をいう。

2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定するホテル営業及び旅館営業のための施設以外の施設をいう。

3 災害派遣手当は、時間外勤務手当の支給方法に準じて支給する。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月31日揭示済)

予算の執行権委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 8 号

予算の執行権委任規則の一部を改正する規則

予算の執行権委任規則（昭和40年 5 月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「一般会計教育費歳出予算」の次に「（給与、共済費等を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市規則第 9 号

天理市土地開発基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市土地開発基金管理規則を廃止する規則

天理市土地開発基金管理規則（昭和45年 1 月天理市規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年 3 月31日から施行する。

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和41年 4 月天理市規則第 3 号）の全部を改正する。
（趣旨）

第 1 条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第 4 項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第 2 項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第 2 項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 9 条第 9 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 2 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を天理市社会福祉事務所長に委任することについて定めるものとする。

（生活保護法による事務）

第 2 条 生活保護法（以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、社会福祉事務所長に委任する事務（以下「委任事務」という。）は次のとおりとする。

- （1） 法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関すること。
- （2） 法第25条第 1 項及び第 2 項の規定による職権による保護の決定開始及び変更に関すること。
- （3） 法第26条第 1 項の規定による保護の停止又は廃止及び通知に関すること。
- （4） 法第27条第 1 項の規定による指導又は指示に関すること。
- （5） 法第28条第 1 項の規定による調査又は検診並びに同条第 4 項の規定による申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。
- （6） 法第29条の規定による調査の嘱託又は報告の請求に関すること。
- （7） 法第30条から第37条までの規定による保護の方法に関すること。
- （8） 法第48条第 4 項の規定による届出の受理に関すること。
- （9） 法第62条第 3 項の規定による保護の変更、停止又は廃止に関すること。
- （10） 法第63条の規定による被保護者の返還する金額の決定に関すること。
- （11） 法第76条第 1 項の規定による遺留金品の処分に関すること。
- （12） 法第77条第 1 項の規定による費用の徴収に関すること。
- （13） 法第78条の規定による不正手段をもって保護を受け、又は受けさせた者からの費用の徴収に関すること。
- （14） 法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関すること。
- （15） 法第81条による後見人の選任の請求に関すること。

（行旅病人及行旅死亡人取扱法による事務）

第 3 条 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下この条において「法」という。）に関す

る事務のうち、委任事務は次のとおりとする。

- (1) 法第2条の規定による行旅病人及びその同伴者の救護
- (2) 法第3条の規定による行旅病人及びその同伴者の扶養義務者及び公共団体に対する通知並びに引取手続に関すること。
- (3) 法第7条第1項の規定による行旅死亡人の記録並びに埋葬及び火葬に関すること。
- (4) 法第8条第1項の規定による行旅死亡人の同伴者の救護及び同条第2項の規定による扶養義務者及び公共団体に対する通知並びに引取手続に関すること。
- (5) 法第9条の規定による行旅死亡人に関する告示及び公告に関すること。
- (6) 法第10条の規定による相続人等及び公共団体に対する通知に関すること。
- (7) 法第12条の規定による遺留物件の保管並びに保管物件の売却及び棄却に関すること。
- (8) 法第13条第1項の規定による行旅死亡人取扱費用の弁償に関すること。
- (9) 法第14条の規定による遺留物件の引渡しに関すること。

(児童福祉法による事務)

第4条 児童福祉法（以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、委任事務は次のとおりとする。

- (1) 法第22条第1項の規定による助産施設における助産に関すること。
- (2) 法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護その他適切な保護に関すること。
- (3) 法第24条第1項の規定により児童を保育所に入所させ、又はその他の適切な保護を加えること。
- (4) 法第56条第2項の規定による助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収に関すること。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による事務)

第5条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、委任事務は次のとおりとする。

- (1) 法第17条の規定による障害児福祉手当の支給の決定に関すること。
- (2) 法第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定に関すること。
- (3) 法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給の決定に関すること。
- (4) 法第26条の4の規定による特別障害者手当の支給の調整に関すること。
- (5) 法第36条第1項及び第2項の規定による障害児福祉手当受給資格者及び特別障害者手当受給資格者に対する調査に関すること。
- (6) 法第37条の規定による資料の提供等の請求に関すること。
- (7) 法第26条において準用する法第5条第2項の規定による障害児福祉手当の受給資格の再認定に関すること。
- (8) 法第26条の規定により準用する法第5条の2第1項及び第2項に規定する障害児福祉手当の支給期間に関すること。
- (9) 法第26条において準用する法第11条（第3号を除く。）の規定による障害児福祉手当の支給の制限に関すること。
- (10) 法第26条において準用する法第12条の規定による障害児福祉手当の支払の一時差止めに関すること。
- (11) 法第26条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第31条の規定による障害児福祉手当の支払の調整に関すること。
- (12) 法第26条の5において準用する法第5条第2項及び第19条の規定による特別障害者手当の受給資格の認定及び再認定に関すること。
- (13) 法第26条の5の規定により準用する法第5条の2第1項及び第2項に規定する特別障害者手当の支給期間に関すること。
- (14) 法第26条の5において準用する法第11条（第3号を除く。）の規定による特別障害者手当の支給の制限に関すること。
- (15) 法第26条の5において準用する法第12条の規定による特別障害者手当の支払の一時差止めに関すること。
- (16) 法第26条の5において準用する児童扶養手当法第31条の規定による特別障害者手当の支払の調整に関すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による事務)

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、委任事務は次のとおりとする。

- (1) 法第54条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定に関すること。
- (2) 法第56条第2項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の認定に関すること。
- (3) 法第57条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消しに関すること。
- (4) 法第58条第1項の規定による自立支援医療費の支給に関すること。
- (5) 法第76条第1項の規定による補装具費の支給に関すること。

(6) 法第77条第1項及び第3項の規定による地域生活支援事業に関すること。
(身体障害者福祉法による事務)

第7条 身体障害者福祉法（以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、委任事務は次のとおりとする。

- (1) 法第17条第2項の規定による診査及び更生相談並びにその措置に関すること。
- (2) 法第23条の規定による売店の設置に関する協議、調査及び措置に関すること。
- (3) 法第38条第1項に規定する費用の負担命令及び徴収に関すること。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による事務)

第8条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）に関する委任事務は、同法第14条に規定する支援給付の実施に関することとする。

(特例)

第9条 委任事務のうち、異例又は重要と認められるものは、あらかじめ市長の指揮を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年 3 月天理市規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「資金貸付資格認定書」を「資金貸付資格認定証」に改める。

様式第4号中「乳幼児・心身障害者・ひとり親家庭等」を「子ども・心身 障害者・ひとり親家庭等」に改め、「(又は乳幼児)」を削り、「乳幼・障・ひとり親」を「子ども・障・ひとり親」に改め、「※幼の」を削る。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第 8 条関係）

ひとり親家庭等医療費 受給者台帳

										番号											
氏名					年 月 日		受給資格証	有効期限（自）	有効期限（至）	発行事由	回収年月日	備考									
住所																					
資格取得年月日		年 月 日			資格終了年月日																
医療 保 険	被保険者名		続柄		保険種別		保険者番号		被保険者証番号		被保険者証発行機関名		所在地				変更年月日				
年 度	本 人				配 偶 者 氏 名				扶 養 義 務 者				資 格 の 適 否	認 定 年 月 日							
	()				()				()												
	扶養親族等の数		所得額等		扶養親族等の数		所得額等		扶養親族等の数		所得額等										
	扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		適 ・ 否											
		控 除 額			控 除 額			控 除 額													
		控除後の所得額			控除後の所得額			控除後の所得額													
	扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		適 ・ 否											
		控 除 額			控 除 額			控 除 額													
		控除後の所得額			控除後の所得額			控除後の所得額													
	扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		適 ・ 否											
		控 除 額			控 除 額			控 除 額													
		控除後の所得額			控除後の所得額			控除後の所得額													
	扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		扶 老 (人) 特 (人) 障 人 特 障 障 ・ 特 障 老 ・ 寡 ・ 勤	前年の所得額		適 ・ 否											
		控 除 額			控 除 額			控 除 額													
		控除後の所得額			控除後の所得額			控除後の所得額													

(天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 天理市子ども医療費助成条例施行規則(昭和48年10月天理市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「乳児医療費受給資格証交付申請書(様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。)に乳幼児」を「医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)に、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあつては子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第2号)に、当該子ども」に改める。

第3条第1項中「受給資格証交付申請書」を「乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)又は子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第2号)(以下「受給資格証交付申請書」という。)」に、「乳幼児医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)」を「乳幼児については乳幼児医療費受給資格証(様式第3号)を、就学児については子ども医療費受給資格証(様式第4号)」に改め、同条第2項中「前条に規定する」を削り、「受給資格証を」を「乳幼児医療費受給資格証(様式第3号)又は子ども医療費受給資格証(様式第4号)(以下「受給資格証」という。)を」に改める。

第4条中「乳幼児にあつては乳幼児医療費助成金交付請求書(様式第5号)又は乳幼児医療費助成金支給申請書(様式第6号)を、乳幼児以外の子どもにあつては子ども医療費助成金交付申請書(様式第6号の2)」を「子ども医療費助成金交付請求書(様式第5号)又は子ども医療費助成金支給申請書(様式第6号)を」に改める。

第5条第1項中「乳幼児医療費受給資格証更新申請書(様式第1号)に乳幼児」を「医療費の助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)に、就学児にあつては子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第2号)に、当該子ども」に改める。

第6条第1項中「乳幼児医療費受給資格証再交付申請書」を「受給資格証再交付申請書」に改める。

第7条第1項第1号から第3号までの規定中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項第4号中「乳幼児医療費助成金支給申請書」を「子ども医療費助成金支給申請書」に、「乳幼児医療費助成金支給口座変更届」を「子ども医療費助成金支給口座変更届」に改める。

第8条第1項中「乳幼児医療費受給者台帳」を「子ども医療費受給者台帳」に改める。

様式第1号中「乳幼」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条、第5条関係）

子ども医療費受給資格証 交付（更新）申請書

対 象 者	ふりがな		居住地 (住所)		
	氏 名				
①子どもを主として養育している者	生年月日		住 所		
	氏 名				
所 得 状 況	①子どもを主として養育している者の所得状況		電話 ()		
	②控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数)		受 付		
③所得 額	円		受給者番号		
④控 除	雑 損	円	交付年月日 年 月 日		
	医 療 費	円	取 扱 者		
	小規模企業共済等掛金	円			
	障 害 者 控 除	障 人 ※ 円 特障 人 ※ 円			
	寡婦（夫）・寡婦の特別・勤労学生の別	寡婦（夫）※ 円 寡特・勤			
	児童手当法施行令第3条第1項による控除	※ 円			
※ 控 除 後 の 所 得 額		円			
加 入 医 療 保 険	被 保 険 者 氏 名	子どもとの続柄	住 所		
	⑤保 険 種 別	国（市町村・退・組） 健（協会・組・日）・船・共	本 家 族	被保険者証の記号番号	
保 険 者 番 号		保 険 者 の 所 在 地			
⑥交 付 申 請 事 由	1 小学校に入学したため 4 その他 () 2 転入してきたため (交付事由発生年月日) 3 保険に新たに加入したため 年 月 日				
※ 審 査					
上記のとおり子ども医療費受給資格証の交付を申請します。また、受給資格判定のため必要な事項について 公簿等で確認されることに同意します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 天理市長 様					

(注) ※欄は、記入しないでください。

様式第 3 号を次のように改める。

（表）

乳幼児医療費受給資格証									
公費負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	氏名	(養育者氏名)							
	生年月日								
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで							
発行機関名 及び印									
交付年月日		年 月 日							
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市へ申請してください。									

（裏）

注意事項

- 1 この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証（被保険者証）に添えてこの証を必ず窓口に出してください。
- 3 福祉医療費資金貸付制度利用者は、資金貸付資格認定証を必ず本受給資格証に添えて窓口に出してください。
- 4 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 5 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 6 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 7 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長に返還してください。

平成26年 4 月10日 木曜日

天理市公報

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

（表）

入院のみ		子ども医療費受給資格証									
公費負担者番号											
受給者番号											
受給者	住 所										
	氏 名	(養育者氏名)									
	生 年 月 日										
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで									
発 行 機 関 名 及 び 印											
交 付 年 月 日		年 月 日									
（注）奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市へ申請してください。 この証は入院のみ有効です。											

（裏）

注意事項 - この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 - 保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証（被保険者証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。 - 福祉医療費資金貸付制度利用者は、資金貸付資格認定書を必ず本受給資格証に添えて窓口へ提出してください。 - 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。 - 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。 - 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。 - この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長に返還してください。

様式第 5 号中「乳幼児・心身障害者・ひとり親家庭等」を「子ども・心身障害者・ひとり親家庭等」に改め、「（又は乳幼児）」を削り、「乳幼・障・ひとり親」を「子ども・障・ひとり親」に改め、「※幼の」を削る。

様式第 6 号中「乳幼児医療費助成金支給申請書」を「子ども医療費助成金支給申請書」に、「乳幼児医療費助成金」を「子ども医療費助成金」に改める。

様式第 6 号の 2 を削る。

様式第 7 号中「乳幼児医療費受給資格証再交付申請書」を「受給資格証再交付申請書」に、「受給資格証の再交付」を「

乳幼児 子ども

医療費受給資格証の再交付」に改める。

様式第 8 号中「乳幼児氏名」を「受給者氏名」に、「乳幼児」を「受給者」に改める。

様式第 9 号中「乳幼児氏名」を「受給者氏名」に改める。

様式第11号中「乳幼児医療費助成金支給口座変更届」を「子ども医療費助成金支給口座変更届」に、「乳幼児医療費助成金」を「子ども医療費助成金」に改める。

様式第12号中「乳幼児医療費受給資格」を「

乳幼児 子ども

医療費受給資格」に改める。

様式第13号中「乳幼児医療費受給資格証登録」を「

乳幼児 子ども

医療費受給資格登録」に改める。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第8条関係）

子ども医療費 受給者台帳

												番号				
氏名						年 月 日		受給資格証	有効期限（自）	有効期限（至）	発行事由	回収年月日	備考			
住所																
資格取得年月日		年 月 日		資格終了年月日												
医療保険	被保険者名		続柄		保険種別		保険者番号		被保険者証番号		被保険者証発行機関名		所在地		変更年月日	
年度	本 人				配 偶 者 氏 名				扶 養 義 務 者				資格の 適否	認定年月日		
	()				()				()							
	扶養親族等の数		所得額等		扶養親族等の数		所得額等		扶養親族等の数		所得額等					
扶 老 (人) 特 人 特 障 障 ・ 特 障 老・寡・勤	前年の所得額				前年の所得額				前年の所得額				適 ・ 否			
	控 除 額				控 除 額				控 除 額							
	控除後の所得額				控除後の所得額				控除後の所得額							
扶 老 (人) 特 人 特 障 障 ・ 特 障 老・寡・勤	前年の所得額				前年の所得額				前年の所得額				適 ・ 否			
	控 除 額				控 除 額				控 除 額							
	控除後の所得額				控除後の所得額				控除後の所得額							
扶 老 (人) 特 人 特 障 障 ・ 特 障 老・寡・勤	前年の所得額				前年の所得額				前年の所得額				適 ・ 否			
	控 除 額				控 除 額				控 除 額							
	控除後の所得額				控除後の所得額				控除後の所得額							
扶 老 (人) 特 人 特 障 障 ・ 特 障 老・寡・勤	前年の所得額				前年の所得額				前年の所得額				適 ・ 否			
	控 除 額				控 除 額				控 除 額							
	控除後の所得額				控除後の所得額				控除後の所得額							
扶 老 (人) 特 人 特 障 障 ・ 特 障 老・寡・勤	前年の所得額				前年の所得額				前年の所得額				適 ・ 否			
	控 除 額				控 除 額				控 除 額							
	控除後の所得額				控除後の所得額				控除後の所得額							

（天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第3条 天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「資金貸付資格認定書」を「資金貸付資格認定証」に改める。

様式第4号中「乳幼児・心身障害者・ひとり親家庭等」を「子ども・心身障害者・ひとり親家庭等」に改め、「（又は乳幼児）」を削り、「乳幼・障・ひとり親」を「子ども・障・ひとり親」に改め、「※幼の」を削る。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第 8 条関係）

心身障害者医療費 受給者台帳

												番号					
氏名						年 月 日		受給資格証	有効期限（自）	有効期限（至）	発行事由	回収年月日	備考				
住所																	
資格取得年月日		年 月 日		資格終了年月日													
医療保険	被保険者名		続柄		保険種別		保険者番号		被保険者証番号		被保険者証発行機関名		所在地		変更年月日		
年度	本 人				配 偶 者 氏 名				扶 養 義 務 者				資格の 適否	認定年月日			
	()				()				()								
	扶養親族等の数		所得額等		扶養親族等の数		所得額等		扶養親族等の数		所得額等						
	扶老(人)	前年の所得額			扶老(人)	前年の所得額			扶老(人)	前年の所得額			適				
	特(人)	控 除 額			特(人)	控 除 額			特(人)	控 除 額			否				
	障害人・特障	控除後の所得額			障害人・特障	控除後の所得額			障害人・特障	控除後の所得額							
	老・寡・勤				老・寡・勤				老・寡・勤								
	扶老(人)	前年の所得額			扶老(人)	前年の所得額			扶老(人)	前年の所得額			適				
	特(人)	控 除 額			特(人)	控 除 額			特(人)	控 除 額			否				
	障害人・特障	控除後の所得額			障害人・特障	控除後の所得額			障害人・特障	控除後の所得額							
	老・寡・勤				老・寡・勤				老・寡・勤								
	扶老(人)	前年の所得額			扶老(人)	前年の所得額			扶老(人)	前年の所得額			適				
	特(人)	控 除 額			特(人)	控 除 額			特(人)	控 除 額			否				
	障害人・特障	控除後の所得額			障害人・特障	控除後の所得額			障害人・特障	控除後の所得額							
	老・寡・勤				老・寡・勤				老・寡・勤								
	扶老(人)	前年の所得額			扶老(人)	前年の所得額			扶老(人)	前年の所得額			適				
	特(人)	控 除 額			特(人)	控 除 額			特(人)	控 除 額			否				
	障害人・特障	控除後の所得額			障害人・特障	控除後の所得額			障害人・特障	控除後の所得額							
	老・寡・勤				老・寡・勤				老・寡・勤								

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則又は第 3 条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている請求書等の用紙で残部のあるものについては、第 1 条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例施行規則又は第 3 条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市立休日応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

天理市立休日応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立休日応急診療所条例施行規則（昭和53年11月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 5 号中「山辺広域行政事務組合」を「奈良県広域消防組合」に改め、同条第 6 号中「3 名」を「2 名」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「保証事業会社」の次に「（以下この条において「保証事業会社」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 3 市長は、第 1 項の規定により前払金の支払を行った後、保証事業会社と受注者が同項の前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）に関し契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、受注者がその保証証書を市長に寄託したときは、受注者の請求に基づき請負金額の10分の 2 以内の中間前払金を支払うことができる。
- 4 前項の請求については、別に定めるところによる。

第25条第 4 号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「出来形検定」を「出来形検査」に、「支払う必要がある場合」の次に「及び工事を打ち切り、契約を解除する場合」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3） 部分使用検査 工事の完成引渡し前に使用する部分を確認するための検査

（4） 中間検査 工事の途中において、当該工事の進捗、実施状況及び不可視部分の確認を行うための検査

第28条第 1 項中「工事（部分竣工中間）検査成績評定書（様式第12号）」を「別に定める工事検査成績評定書」に改める。

第31条第 2 項中「出来形検定」を「出来形検査」に改め、同条第 3 項中「工事出来形検定」を「工事出来形検査」に改め、同条第 5 項中「（9／10－前払金額／請負代金額）」を「{ 9／10－（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額 }」に改め、同条第 7 項第 1 号中「工事出来形検定願」を「工事出来形検査願」に改め、同項第 2 号中「工事出来形検定書」を「工事出来形検査書」に改める。

第32条中「前払金」の次に「（中間前払金を含む。）」を加える。

第33条第 2 項中「年利率で3. 0パーセント」を「契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を年利率」に改める。

様式第 4 号工事請負契約書第34条第 7 項中「第 4 項」を「第 7 項」に、「その未返還額につき、同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3. 0パーセントの割合で」を「同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、未返還額にこの契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて」に改め、同項を同

条第10項とし、同条第6項を同条第9項とし、同条第5項中「10分の5」の次に「（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項中「10分の5」の次に「（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項中「10分の4」の次に「（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」を加え、「前払金額」を「前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の額」に、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と同項の前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、同一年度において、第37条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することはできない。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、7日以内に認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 発注者は、第3項本文の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

様式第4号工事請負契約書第45条第2項及び第3項並びに第51条第3項中「年3.0パーセントの割合で」を「政府契約における利率を乗じて」に改める。

様式第7号の2を次のように改める。

様式第 7 号の 2（第17条関係）

監督員設置（変更）通知書

年 月 日

受注者 様

天理市

下記のとおり監督員を設置（変更）したので、通知する。

記

1 工 事 名		
2 工 事 場 所		
3 監 督 員 氏 名	一般監督員	
	主任監督員	
4 変更後の監督員氏名	一般監督員	
	主任監督員	
備 考		

※ 不要の文字は、抹消すること。

※ 一般監督員及び主任監督員の監督業務の分担については、天理市建設
工事監督要領第 5 条第 2 項の規定による。

平成26年 4 月10日 木曜日

天理市公報

様式第10号の 2 を次のように改める。

様式第10号の2（第22条関係）

工 事 請 負 変 更 契 約 書 (第 回)

年 月 日付け 契約について、別添の
図面、設計図書に基づき第 回目の変更を行う。

1 工事請負金額

増 額 金	円
請負契約額に対する 減 額 金	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額

金 円

(受注者が課税業者である場合に限り、記入してください。)

2 工 期 完 成 年 月 日を
完 成 年 月 日に改める。

3 この契約に定めのない事項については、 年 月 日付け請
負契約書のとおりとする。

この変更契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者
が記名押印の上、各自1通を原契約書とともに保有する。

年 月 日

発注者 印

受注者 印

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

様式第13号中「天理市」を「検査員」に改める。

様式第15号中「工事出来形検定願」を「工事出来形検査願」に改め、「出来形検定」を「出来形検査」に改める。

様式第16号中「工事出来形検定書」を「工事出来形検査書」に改め、「工事出来形検定願」を「工事出来形検査願」に改める。

様式第16号の 2 を次のように改める。

様式第16号の2（第31条関係）

出 来 形 算 出 調 書

担当検査員職氏名

㊦

年度 回 (通算 回)	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円 変 更 請 負 代 金 額 円
設 計 金 額	円 変 更 設 計 金 額 円
請 負 率	請 負 率
初 年 度 出 来 高 予 定 額	円 2 年 度 出 来 高 予 定 額 円
3 年 度 出 来 高 予 定 額	円 4 年 度 出 来 高 予 定 額 円
A 設 計 出 来 形 金 額	別紙出来形計算書のとおり
	円
B 設 計 出 来 形 率	設計出来形金額÷設計金額
C 今 回 請 負 代 金 相 当 額	設計出来形金額×請負率
	円
C' 前 回 請 負 代 金 相 当 額	前回部分払請求時の請負代金相当額
	円
単 年 度 工 事 の 場 合	
D 前 払 金 額	≤請負代金額×0.4
	円
D' 中 間 前 払 金 額	≤請負代金額×0.2
	円
E 部 分 払 金 額	≤ (今回請負代金相当額－前回請負代金相当額) × { 9/10－ (前払金額＋中間前払金額) / 請負代金額 }
	円
債 務 負 担 行 為 等 工 事 の 場 合	
F 出 来 高 超 過 額	前会計年度末の請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額
	円
G 当 該 会 計 年 度 出 来 高 予 定 額	出来高超過額に対する部分払をしたときは、当該超過額を控除した額
	円
D 当 該 会 計 年 度 前 払 金 額	≤当該会計年度出来高予定額×0.4
	円
D' 当 該 会 計 年 度 中 間 前 払 金 額	≤当該会計年度出来高予定額×0.2
	円
E 部 分 払 金 額	≤今回請負代金相当額×9/10－ (前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)－ {今回請負代金相当額－ (前年度までの出来高予定額＋出来高超過額)} × (当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額
	円
備 考	小数点第6位以下は、切り捨てること。 前払金及び部分払金は、原則10万円位止めとする。

様式第17号中「出来形検定」を「出来形検査」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成 4 年 3 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「40,000 円」を「50,000 円」に、「52,000 円」を「65,000 円」に、「64,000 円」を「80,000 円」に、「50,000 円」を「60,000 円」に、「65,000 円」を「75,000 円」に、「80,000 円」を「90,000 円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第 1 号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第12条第 2 号中「企画政策課長」を「総合政策課長」に改め、同条第 3 号中「並びに企画政策課長及び行政改革推進課長」を「又は総合政策課長」に改め、同条第 4 号中「広報公聴」を「広報」に、「自治振興課長」を「広報課長」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) その事務が公聴に関連するものについては、市長公室長又は市民協働推進課長

別表 1 支出負担行為兼支出命令の項中「並びに郵便料金」を「、郵便料金並びに旅費」に改める。

別表 2 人事課の項中「の給与その他の給付」の次に「（旅費を除く。）」を加え、「及び子ども手当」を削り、同表企画政策課の項、行政改革推進課の項及び自治振興課の項を次のように改める。

総合政策課	重要な資料の収集及び作成		主要企画に係る重要な資料の収集及び作成に関すること。
	総合調整	各行政部門の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。	
	特命事項の調整及び立案	特命事項の調整及び立案に関すること。	
総合政策課企画室	重要な資料の収集及び作成		主要企画に係る重要な資料の収集及び作成に関すること。
	広域行政の調査及び研究	広域行政の調査及び研究に関すること。	
総合政策課行政経営室	重要な資料の収集及び作成		主要企画に係る重要な資料の収集及び作成に関すること。
	行政改革	行政改革に係る調査、企画及び実施に関すること。	行政改革に係る軽易な調査及び研究に関すること。
	事務改善	事務改善の調査及び企画に関すること。	
広報課	広報活動	市政の普及及び広報活動の企画決定に関すること。	広報活動の実施に関すること。

市民協働推進課	市広報等の発行		市広報等の編集及び発行に関すること。
	報道機関との連絡調整	報道機関との連絡調整に関すること。	
	公聴活動	公聴活動の企画決定に関すること。	公聴活動の実施に関すること。
	コミュニティ	自治振興に係る調査及び企画に関すること。	区長連合会その他市民団体に関すること。 市民運動に関すること。
	市民協働活動		市民との協働活動の調整に関すること。
	ボランティアセンターの管理及び運営		ボランティアセンターの管理及び運営に関すること。

別表 2 総務課の項中

「

庁舎管理	庁舎内外の秩序維持に関すること。	庁内の清掃及び整理整頓に関すること。
------	------------------	--------------------

を

」

「

庁舎管理	庁舎内外の秩序維持に関すること。	庁内の清掃及び整理整頓に関すること。
国勢調査		国勢調査の実施に関すること。

に改め、

」

同表市民課の項中「及び子ども手当」を削り、同表保険医療課の項中

「

後期高齢者医療保険料の徴収	後期高齢者医療保険料の調定に関すること。 後期高齢者医療保険料の還付命令に関すること。 後期高齢者医療保険料その他徴収金の納期限の延長に関すること。	後期高齢者医療保険料その他徴収金の督促状その他徴収に係る書類の送達及び公示送達に関すること。 後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当の通知に関すること。 後期高齢者医療保険料の徴収の受託及び嘱託に関すること。
---------------	--	---

を

」

「

後期高齢者医療保険料の徴収	後期高齢者医療保険料の調定に関すること。 後期高齢者医療保険料の還付命令に関すること。 後期高齢者医療保険料その他徴収金の納期限の延長及び繰上徴収に関すること。 後期高齢者医療保険料その他の徴収金の滞納処分の決定及び停止に関すること。	後期高齢者医療保険料の延滞金の軽減及び免除に関すること。 後期高齢者医療保険料その他徴収金の督促状その他徴収に係る書類の送達及び公示送達に関すること。 後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当の通知に関すること。 後期高齢者医療保険料の徴収の受託及び嘱託に関すること。
---------------	--	---

に改め、

」

同表児童福祉課の項中「及び子ども手当」を削り、同表健康推進課の項の次に次のように加える。

健康推進課 地域医療推進室	メディカルセンター		メディカルセンターの運営に係る調整に関すること。
	旧市立病院の清算業務		旧市立病院の清算業務に係る簡易な文書の作成に関すること。

別表 2 商工課の項及び観光課の項を次のように改める。

産業振興課	商工業の指導	商工業の指導及び調査に関すること。	
	融資あっせん		中小企業融資のあっせんの決定に関すること。
	計量		計量思想の啓発及び計量器の検査に関すること。
	消費者行政	消費者行政に係る関係機関等との連絡調整に関すること。	
	企業誘致	企業誘致の企画に関すること。	
	雇用の促進及び労政	雇用の促進及び労政に関すること。	
	関係団体	商工業団体に関すること。	
	統計		統計指導員及び調査員の推薦に関すること。 指定統計（国勢調査及び農林業センサスを除く。）の実施に関すること。
	関係団体	観光関係団体に関すること。	
	観光宣伝		観光宣伝に関すること。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 2 号

天理市総合計画策定会議規程（昭和53年12月天理市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 6 条中「市長公室企画政策課」を「市長公室総合政策課」に改める。

別表中「病院事務局長」を削る。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 3 号

天理市土地利用計画策定会議規程（昭和56年 5 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 6 条中「市長公室企画政策課」を「市長公室総合政策課」に改める。

別表中「企画政策課長」を「総合政策課長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 4 号

天理市土地利用調整会議設置規程（平成元年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

別表第 2 市長公室の項中「企画政策課長」を「総合政策課長」に改め、環境経済部の項中「商工課長観光課長」を「産業振興課長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 5 号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 6 条中「市長公室行政改革推進課」を「市長公室総合政策課」に改める。
別表中「病院事務局長」を削る。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 6 号

天理市事務改善提案規程（平成24年10月天理市訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。
平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項並びに第 9 条中「行政改革推進課長」を「総合政策課長」に改める。

第11条中「市長公室行政改革推進課」を「市長公室総合政策課」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 7 号

天理市生涯学習推進本部規程（平成 5 年 4 月天理市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。
平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 3 条第 3 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 8 号

天理市行政情報化推進委員会規程（平成13年 3 月天理市訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。
平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 3 条第 3 項第 2 号を次のように改める。

（2）議会事務局長

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 9 号

天理市文書取扱規程（昭和62年 3 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。
平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第40条中「1 時間30分」を「1 時間45分」に改める。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

総務課長様

課名
文書取扱者

㊟

郵便物差出票

郵便物の種類		通数等	重 さ 等		通数等(詳細)	摘 要
封 書 (定 形)	区 内 (市 内)		25 g 以内	ハーフコート [※] 無		
				ハーフコート [※] 付		
			50 g 以内	ハーフコート [※] 無		
				ハーフコート [※] 付		
	区 外 (市 外)		2 5 g 以内			
			5 0 g 以内			
封 書 (定形外)	区 内 (市 内)		5 0 g 以内			
			1 0 0 g 以内			
			1 5 0 g 以内			
			2 5 0 g 以内			
			5 0 0 g 以内			
			g 以内			
	区 外 (市 外)		5 0 g 以内			
			1 0 0 g 以内			
			1 5 0 g 以内			
			2 5 0 g 以内			
			5 0 0 g 以内			
		g 以内				
簡易書留・一般書留 現金書留・特定記録 速達 等						
通 常 は が き		バーコード無				
		バーコード付				
ゆ う メ ー ル						
ゆ う パ ッ ク						
そ の 他						
合 計 数						

(注)

- 1 通数(詳細)欄への記入は不要。ただし、重さを計量できる場合には記入すること。
- 2 書留・特定記録等の場合は、重さ等の欄に種類を、通数(詳細)欄には種類ごとの通数を記入してください。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第10号

天理市広報事務取扱規程（平成12年 9 月天理市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 2 条中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とする。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「自治振興課」を「広報課」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「自治振興課長」を「広報課長」に改める。

第 7 条中「自治振興課」を「広報課」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第11号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成 4 年 6 月天理市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第17条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第12号

天理市被服等貸与規程（昭和46年 6 月天理市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

別表中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

告 示

（平成26年 3 月 6 日揭示済）

天理市告示第72号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 3 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成26年 3 月 6 日から平成26年 5 月 4 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - （2）返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - （1）印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - （2）移動・保管費用（1 台につき）

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成26年 3 月 7 日 掲 示 済）

天理市告示第73号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月 7 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年 3 月 7 日

3 移動対象区域

天理市喜殿町 5 番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成26年 3 月 7 日から平成26年 5 月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成26年 3 月 7 日 掲 示 済）

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月 7 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年 3 月 7 日

3 移動対象区域

天理市前栽町163番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成26年 3 月 7 日から平成26年 5 月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成26年 3 月10日 掲 示 済）

天理市告示第75号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月10日から平成26年 5 月 8 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月11日揭示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月11日から平成26年 5 月 9 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月11日揭示済)

天理市告示第77号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 3 月11日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町4 4 1番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月13日から平成26年 5 月 9 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

- 律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成26年 3 月12日 揭示済)

天理市告示第78号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 3 月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月12日から平成26年 5 月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成26年 3 月12日 揭示済)

天理市告示第79号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 3 月12日
- 3 移動対象区域
天理市柳本町1352番地17先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月12日から平成26年 5 月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成26年 3 月12日 揭示済)

天理市告示第80号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月12日
 - 3 移動対象区域
天理市指柳町3 7 6番地10先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月12日から平成26年 5 月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月12日揭示済)

天理市告示第81号

屋外広告物法（昭和24年法律第1 8 9号）第 8 条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	朝日ホーム	はり札	1	西長柄町	H26. 3. 11	H26. 3. 11	市役所地下駐車場
2	東新ハウジング	はり札	1	柳本町			
3	ホルダー（広告主不明）	はり札	1	成願寺町			
4	(株)ニースホーム	はり札 のぼり ラック	3 1 1	前裁町			
5	メモリーホーム	はり札	3	前裁町			
6	マサキ	はり札	3	前裁町			
7	秀光ビルド	はり札	1	前裁町			
8	坂利木材	はり札	2	二階堂上ノ庄町			
9	前川ホーム	はり札	1	二階堂上ノ庄町			
10	女性のニーズ	はり札	3	二階堂上ノ庄町			
11	(株)丸和不動産	はり札	5	櫛本町			
12	どこねっと	立看板	3	川原城町			
13	ダイエイローン	立看板	2	二階堂上ノ庄町			
14	山晃住宅	のぼり	2	櫛本町			
15	ラック（広告主不明）	ラック	1	成願寺町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001（内線3 3 0）

(平成26年 3 月13日揭示済)

天理市告示第82号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 3 月13日
- 3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 3 月13日から平成26年 5 月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 3 月14日揭示済)

天理市告示第83号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 3 月14日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 3 月14日から平成26年 5 月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 3 月17日揭示済)

天理市告示第84号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月17日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 3 月17日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 3 月17日から平成26年 5 月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 3 月18日揭示済)

天理市告示第85号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自

転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月18日から平成26年 5 月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月19日揭示済)

天理市告示第86号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 3 月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 3 月19日揭示済)

天理市告示第87号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 3 月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 3 月19日揭示済)

天理市告示第88号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 3 月19日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 3 月19日から平成26年 5 月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成26年 3 月20日揭示済）

天理市告示第89号

天理市市税及び国民健康保険料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により天理市市税の収納事務を、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定により天理市国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月20日

天理市長 並 河 健

1 収納を委託した天理市市税及び天理市国民健康保険料

特別徴収を除く市民税（県民税を含む。）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料

2 受託者の名称及び所在地並びに委託内容

所在地 名称	委託内容
奈良県奈良市橋本町16番地 株式会社 南都銀行	収納事務に係る委託者及び受託者間の連絡調整
東京都千代田区鍛冶町1丁目八番3号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納金の取りまとめ及び金融機関口座への振込み 委託者への収納情報の伝送 収納事務に係る委託者及び受託者間の連絡調整
東京都中央区日本橋1丁目1番1号 国分グローサースチェーン株式会社	受託者の取扱店における払込金収納 原符及び納入通知書の保管 収納金の引渡し 取りまとめ機関への収納情報の伝送
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号 株式会社 ココストア	
茨城県土浦市小松2丁目13番1号 株式会社 ココストアイースト	
愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社 サークルKサンクス	
東京都港区港南1丁目8番27号 株式会社 しんきん情報サービス	
神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社 スリーエフ	
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社 セイコーマート	
群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社 セーブオン	
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 山崎製パン株式会社	
東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 株式会社 ファミリーマート	
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社 ボプラ	

東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地 ミニストップ株式会社	
東京都品川区大崎 1 丁目11番 2 号 株式会社ローソン	

(平成26年 3 月20日 揭示済)

天理市告示第90号

平成26年 3 月20日付で議決のあった平成25年度天理市一般会計補正予算（第 5 号）等の要領は、次のとおりである。

平成26年 3 月20日

天理市長 並 河 健

平成 2 5 年度天理市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 5 年度天理市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 5 , 9 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 , 4 5 6 , 1 7 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 7,406,675	千円 115,683	千円 7,522,358
	1 市民税	3,016,816	13,917	3,030,733
	2 固定資産税	3,300,527	64,211	3,364,738
	4 市たばこ税	456,570	33,959	490,529
	5 都市計画税	508,071	3,596	511,667
10 地方交付税		5,490,194	96,378	5,586,572
	1 地方交付税	5,490,194	96,378	5,586,572
13 使用料及び手数料		384,788	3,300	388,088
	1 使用料	216,640	3,300	219,940

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 3,053,258	千円 △74,228	千円 2,979,030
	1 国庫負担金	2,714,815	△39,166	2,675,649
	2 国庫補助金	320,557	△35,062	285,495
15 県支出金		1,628,066	△26,687	1,601,379
	1 県負担金	994,494	△9,166	985,328
	2 県補助金	498,449	△7,394	491,055
	3 委託金	135,123	△10,127	124,996
16 財産収入		56,321	3	56,324
	1 財産運用収入	52,972	3	52,975
18 繰入金		856,620	23,010	879,630
	1 基金繰入金	847,595	2,379	849,974

	2 特別会計繰入金	9,025	20,631	29,656
19 繰越金		223,464	119,142	342,606
	1 繰越金	223,464	119,142	342,606
20 諸収入		382,573	707,949	1,090,522
	5 雑入	221,273	707,949	929,222
21 市債		3,715,700	△108,600	3,607,100
	1 市債	3,715,700	△108,600	3,607,100
歳 入 合 計		25,600,220	855,950	26,456,170

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,461,093	999,573	3,460,666
	1 総務管理費	1,867,342	1,017,161	2,884,503
	4 選挙費	88,346	△17,588	70,758
3 民生費		11,133,545	12,933	11,146,478
	1 社会福祉費	5,995,217	75,433	6,070,650
	2 児童福祉費	4,004,180	△62,500	3,941,680
6 農林費		264,887	5,700	270,587
	1 農業費	242,690	5,700	248,390
8 土木費		3,410,341	△207,948	3,202,393
	4 都市計画費	2,538,891	△205,032	2,333,859

	5 住宅費	105,767	△2,916	102,851
10 教育費		2,739,439	71,145	2,810,584
	1 教育総務費	453,424	98,097	551,521
	5 社会教育費	722,920	△26,952	695,968
11 災害復旧費		33,652	△4,000	29,652
	2 農林業施設災害復旧費	22,814	△4,000	18,814
12 公債費		2,632,638	△21,453	2,611,185
	1 公債費	2,632,638	△21,453	2,611,185
出 合 計		25,600,220	855,950	26,456,170

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障害者総合支援事業	2,646
	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業	7,865
6 農林費	1 農業費	農業基盤整備促進事業	11,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	2,516
	3 河川費	河川改修事業	110,930
	4 都市計画費	都市計画街路事業	52,104
10 教育費	2 小学校費	前栽小学校建設事業	98,954
	5 社会教育費	公民館耐震診断業務委託事業	6,052
11 災害復旧費	2 農林業施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業	9,000

第3表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備促進事業	5,000	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものとする。ただし、市財 政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利 に借換えすることができる。
計	5,000			

2. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画街路事業	千円 181,100	当初議決	当初議決	当初議決	千円 67,400	当初議決	当初議決	当初議決
消防防災設備整備事業	14,900	に同じ	に同じ	に同じ	15,000	に同じ	に同じ	に同じ

平成25年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成25年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,205,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,518,875 ^{千円}	△774 ^{千円}	2,518,101 ^{千円}
	1 国庫負担金	1,973,826	△774	1,973,052
6 県支出金		363,038	△1,310	361,728
	1 県負担金	46,770	△1,310	45,460
7 共同事業交付金		727,251	137,983	865,234
	1 共同事業交付金	727,251	137,983	865,234
9 繰入金		412,247	85,518	497,765
	1 他会計繰入金	412,247	85,518	497,765
歳 入 合 計		6,983,784	221,417	7,205,201

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		976,246 ^{千円}	△23,952 ^{千円}	952,294 ^{千円}
	1 後期高齢者支援金等	976,246	△23,952	952,294
6 介護納付金		405,379	△8,178	397,201
	1 介護納付金	405,379	△8,178	397,201
7 共同事業拠出金		812,546	5,834	818,380
	1 共同事業拠出金	812,546	5,834	818,380
9 基金積立金		97,815	247,713	345,528
	1 基金積立金	97,815	247,713	345,528
歳 出 合 計		6,983,784	221,417	7,205,201

平成25年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成25年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,184千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,417,196千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 1,006,283	千円 △4,810	千円 1,001,473
	1 国庫負担金	748,738	14,820	763,558
	2 国庫補助金	257,545	△19,630	237,915
5 支払基金交付金		1,206,833	20,988	1,227,821
	1 支払基金交付金	1,206,833	20,988	1,227,821
6 県支出金		613,103	8,013	621,116
	1 県負担金	599,670	8,757	608,427
	2 県補助金	13,433	△744	12,689
8 繰入金		627,149	72,993	700,142

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 他会計繰入金	千円 583,933	千円 11,241	千円 595,174
	2 基金繰入金	43,216	61,752	104,968
歳入合計		4,320,012	97,184	4,417,196

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 53,522	千円 △847	千円 52,675
	1 総務管理費	5,286	1,276	6,562
	3 介護認定審査会費	40,040	△2,123	37,917
2 保険給付費		4,148,944	101,799	4,250,743
	1 介護サービス等諸費	3,604,920	123,672	3,728,592
	2 介護予防サービス等諸費	314,040	△30,387	283,653
	6 特定入所者介護サービス等費	147,660	8,514	156,174
4 地域支援事業費		72,609	△3,768	68,841
	2 包括的支援事業・任意事業費	60,063	△3,768	56,295
歳出合計		4,320,012	97,184	4,417,196

平成 2 5 年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 5 年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8, 6 3 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 5 1, 6 3 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 1	千円 18,631	千円 18,632
	1 繰越金	1	18,631	18,632
歳 入 合 計		633,000	18,631	651,631

2 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 諸支出金		千円 1,005	千円 18,631	千円 19,636
	2 繰出金	0	18,631	18,631
歳 出 合 計		633,000	18,631	651,631

平成25年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,706千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 2,916	千円 △2,916	千円 0
	1 他会計繰入金	2,916	△2,916	0
2 繰越金		1,000	1,227	2,227
	1 繰越金	1,000	1,227	2,227
3 諸収入		17,984	4,495	22,479
	1 雑入	17,984	4,495	22,479
歳 入 合 計		21,900	2,806	24,706

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		千円 19,854	千円 806	千円 20,660
	1 公債費	19,854	806	20,660
3 諸支出金		0	2,000	2,000
	1 繰出金	0	2,000	2,000
歳 出 合 計		21,900	2,806	24,706

平成25年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,070千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ629,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 111,000	千円 △18,416	千円 92,584
	1 国庫補助金	111,000	△18,416	92,584
4 繰入金		196,898	272	197,170
	1 他会計繰入金	137,777	△11,798	125,979
	2 基金繰入金	59,121	12,070	71,191
5 繰越金		100	4,884	4,984
	1 繰越金	100	4,884	4,984
6 諸収入		2	9,090	9,092
	2 雑入	1	9,090	9,091

款	項	補正前の額	補正額	計
7 市債		千円 154,800	千円 △28,900	千円 125,900
	1 市債	154,800	△28,900	125,900
歳入合計		662,900	△33,070	629,830

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 651,502	千円 △33,070	千円 618,432
	1 土地区画整理事業費	651,502	△33,070	618,432
歳出合計		662,900	△33,070	629,830

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	1		千円
土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	376,093

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円	当初議決	当初議決	当初議決	千円	当初議決	当初議決	当初議決
	154,800	に同じ	に同じ	に同じ	125,900	に同じ	に同じ	に同じ

平成25年度天理市立病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度天理市立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度天理市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2）年間患者数			
入 院 延	28,343 人	△ 18,081 人	10,262 人
外 来 延	73,156 人	△ 20,730 人	52,426 人
（3）一日平均患者数			
入 院	78 人	△ 44 人	34 人
外 来	293 人	△ 65 人	228 人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	3,201,739 千円	△ 601,310 千円	2,600,429 千円
第1項 医業収益	1,722,423 千円	△ 700,264 千円	1,022,159 千円
第2項 医業外収益	1,479,315 千円	26,383 千円	1,505,698 千円
第3項 特別利益	1 千円	72,571 千円	72,572 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,535,197 千円	△ 44,976 千円	2,490,221 千円
第1項 医業費用	2,476,319 千円	△ 184,991 千円	2,291,328 千円
第2項 医業外費用	57,757 千円	△ 14,393 千円	43,364 千円
第3項 特別損失	821 千円	154,408 千円	155,229 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,555千円は、当年度分損益勘定留保資金28,555千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,696千円は、当年度分損益勘定留保資金15,696千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	353,581 千円	12,859 千円	366,440 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円	12,859 千円	12,860 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第7条中「1,905,517千円」を「1,792,004千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第6条 予算第8条中「1,575千円」を「2,006千円」に改める。

（たな卸資産の購入限度額）

第7条 予算第9条中「207,868千円」を「99,461千円」に改める。

平成25年度天理市立病院事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 病院事業 収 益			△ 601,310	既 決 予 定 額 3,201,739 計 2,600,429
	1 医 業 収 益		△ 700,264	既 決 予 定 額 1,722,423 計 1,022,159
		1 入 院 収 益	△ 490,002	既 決 予 定 額 785,985 1 入 院 収 益 △ 490,002 計 295,983
		2 外 来 収 益	△ 188,734	既 決 予 定 額 633,199 1 外 来 収 益 △ 188,734 計 444,465
		3 そ の 他 医 業 収 益	△ 21,528	既 決 予 定 額 303,239 2 公衆衛生活動収益 △ 21,528 計 281,711
	2 医業外収益		26,383	既 決 予 定 額 1,479,315 計 1,505,698
		2 他 会 計 補 助 金	431	既 決 予 定 額 1,444,733 2 国 庫 補 助 金 431 計 1,445,164
		3 他 会 計 負 担 金	25,952	既 決 予 定 額 25,488 1 他 会 計 負 担 金 25,952 計 51,440
	3 特 別 利 益		72,571	既 決 予 定 額 1 計 72,572
		1 過年度損益 修 正 益	72,571	既 決 予 定 額 1 1 過年度損益修正益 72,571 計 72,572

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 病院事業 費 用	1 医 業 費 用		△ 44,976	既 決 予 定 額 2,535,197 計 2,490,221
			△ 184,991	既 決 予 定 額 2,476,319 計 2,291,328
		1 給 与 費	△ 113,513	既 決 予 定 額 1,905,517 1 給 料 △ 39,275 2 手 当 △ 58,800 3 賃 金 △ 12,185 4 法 定 福 利 費 △ 22,541 5 退 職 給 与 金 19,288 計 1,792,004
		2 材 料 費	△ 108,407	既 決 予 定 額 207,868 1 薬 品 費 △ 53,458 2 診 療 材 料 費 △ 42,246 3 給 食 材 料 費 △ 11,703 4 医 療 消 耗 備 品 費 △ 1,000 計 99,461
		4 減価償却費	3,627	既 決 予 定 額 57,683 1 建物減価償却費 △ 17 2 器械備品減価償却費 3,558 3 構築物減価償却費 86 計 61,310
		5 資産減耗費	33,302	既 決 予 定 額 1,001 2 固定資産除却費 33,302 計 34,303
	2 医 業 外 費 用		△ 14,393	既 決 予 定 額 57,757 計 43,364
		4 負 担 金	△ 20,496	既 決 予 定 額 27,060 2 退職手当負担金 △ 20,496 計 6,564
		7 消費税及び 地方消費税	6,103	既 決 予 定 額 6,864 1 消費 税 及 び 6,103 地 方 消 費 税 計 12,967

	3 特別損失		154,408	既決予定額	821
				計	155,229
		1 過年度損益 修正損	150,705	既決予定額	820
				1 過年度損益修正損	150,705
				計	151,525
	3 固定資産 売却損		3,703	既決予定額	0
				1 固定資産売却損	3,703
				計	3,703

資本の収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備考	(千円)
1 資本的 収入	2 固定資産 売却代金		12,859	既決予定額	353,581
				計	366,440
			12,859	既決予定額	1
				計	12,860
		1 固定資産 売却代金	12,859	既決予定額	1
				1 固定資産売却代金	12,859
				計	12,860

平成25年度天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受 入 資 金	2,580,523	3,758,022	1,177,499
1 事 業 収 益	1,775,575	2,426,006	650,431
2 固定資産売却代金	0	12,860	12,860
3 前 年 度 未 収 金	205,201	178,993	△ 26,208
4 企 業 債	22,000	0	△ 22,000
5 他 会 計 補 助 金	41,048	353,580	312,532
6 一 時 借 入 金	450,000	700,000	250,000
7 前 年 度 繰 越 金	86,699	86,583	△ 116

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支 払 資 金	2,493,940	3,689,810	1,195,870
1 事 業 費 用	1,688,938	2,186,260	497,322
2 建 設 改 良 費	22,050	8,583	△ 13,467
3 企 業 債 償 還 金	69,729	373,553	303,824
4 前 年 度 未 払 金	263,223	169,257	△ 93,966
5 一 時 借 入 金 償 還 金	450,000	950,000	500,000
6 そ の 他	0	2,157	2,157
差 引	86,583	68,212	△ 18,371

補正予算給与費明細書

1. 総 括

区 分		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	0	99	388,190	143,249	1,121,269	1,652,708	139,296	1,792,004
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	99	388,190	143,249	1,121,269	1,652,708	139,296	1,792,004
補正前	損益勘定 支弁職員	0	102	427,465	155,434	1,160,781	1,743,680	161,837	1,905,517
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	102	427,465	155,434	1,160,781	1,743,680	161,837	1,905,517
比 較	損益勘定 支弁職員	0	△ 3	△ 39,275	△ 12,185	△ 39,512	△ 90,972	△ 22,541	△ 113,513
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	△ 3	△ 39,275	△ 12,185	△ 39,512	△ 90,972	△ 22,541	△ 113,513

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜 間 勤務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)
	補正後	12,121	24,157	16,948	4,412	16,233	6,400	20,629
	補正前	11,460	22,810	17,292	4,710	30,636	8,369	24,890
	比較	661	1,347	△ 344	△ 298	△ 14,403	△ 1,969	△ 4,261

手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	5,528	55,143	100,288	51,528	6,543	801,339
	補正前	6,000	74,474	115,246	57,023	5,820	782,051
	比較	△ 472	△ 19,331	△ 14,958	△ 5,495	723	19,288

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	△ 39,275	給与改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	△ 39,275	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 異動による減 △ 7,320 退職による減 △ 25,142 臨時特例による減 △ 6,813 補正後 99人 人 99人 補正前 102人 人 102人 増 減 △3人 人 △3人 退職の状況等 異動による減 △2人 退職による減 △1人
手当	△ 39,512	制度改正に伴う増減分	△ 1,053	臨時特例による減等 地域手当支給率 5%から6% 期末手当、勤勉手当減額率 7.33%
		その他の増減分	△ 38,459	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		医 師 医療職(1)	看 護 師 医療職(3)	准看護師 医療職(3)	医療技術職員 医療職(2)	事務職員	その他
平成25年 12月1日 現 在	平均給料月額 (円)	487,237	311,521	377,400	298,336	364,373	344,360
	平均給与月額 (円)	900,039	335,545	448,502	328,338	434,654	356,165
	平均年齢 (歳)	46.6	45.4	55.0	39.9	49.3	55.2
平成24年 12月1日 現 在	平均給料月額 (円)	482,675	308,455	368,500	303,989	346,606	352,043
	平均給与月額 (円)	927,599	377,658	435,799	352,293	420,672	386,021
	平均年齢 (歳)	41.6	44.4	57.3	42.5	48.6	58.1

(2) 初任給

区 分	医 師 医療職(1) (円)	看 護 師 医療職(3) (円)	准看護師 医療職(3) (円)	医療技術職員 医療職(2) (円)	事務職員 (円)	一般会計の制度 行 政 職 (円)
高校卒			1 - 5 159,000		1 - 5 140,100	1 - 5 140,100
大学卒	1 - 25 323,600	2 - 9 198,300		2 - 5 184,500	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区 分	医 師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員			その他		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
平成25年 12月1日 現 在	1級	1	13	1級	0	0	1級	0	0	1級	1	4	1級	0	0	1級	0	0
	2級	3	37	2級	6	13	2級	0	0	2級	6	26	2級	2	18	2級	0	0
	3級	3	37	3級	11	24	3級	0	0	3級	5	22	3級	0	0	3級	1	33
	4級	1	13	4級	22	48	4級	1	100	4級	5	22	4級	4	37	4級	2	67
				5級	5	11	5級	0	0	5級	6	26	5級	1	9	5級	0	0
				6級	2	4	6級	0	0	6級	0	0	6級	3	27	6級	0	0
													7級	1	9	7級	0	0
	計	8	100		46	100		1	100		23	100		11	100		3	100

区 分	医 師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員			その他		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
平成24年 12月1日 現 在	1級	2	18	1級	0	0	1級	0	0	1級	0	0	1級	0	0	1級	0	0
	2級	6	55	2級	13	25	2級	0	0	2級	6	24	2級	2	18	2級	0	0
	3級	2	18	3級	10	20	3級	0	0	3級	5	20	3級	0	0	3級	1	20
	4級	1	9	4級	22	43	4級	2	100	4級	5	20	4級	4	37	4級	4	80
				5級	4	8	5級	0	0	5級	9	36	5級	1	9	5級	0	0
				6級	2	4	6級	0	0	6級	0	0	6級	3	27	6級	0	0
													7級	1	9	7級	0	0
	計	11	100		51	100		2	100		25	100		11	100		5	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医 療 職 (1)	医 師	部 長 医 長	副院長 医局長	院 長			
医 療 職 (2)	主 事	主 事	主 査	主 任	薬局長 技師長		
医 療 職 (3)	主 事	主 事	主 査	主任看護師	副看護部長 看護師長	看護部長	
行 政 職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	事務局次長 課 長	事務局長

(4)昇給

区 分		合 計	医 師 医療職(1)	看護師 医療職(3)	准看護師 医療職(3)	医療技術職員 医療職(2)	事務職員	その他
補 正 後	職員数(A) (人)	99	11	48	1	25	11	3
	昇給に係る職員数(B) (人)	84	9	44	1	23	7	0
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0	—	—	—	—	—
		4号給(人)	84	9	44	1	23	7
		6号給(人)	0	—	—	—	—	—
		8号給(人)	0	—	—	—	—	—
	比 率 (B)/(A) (%)	85	82	92	100	92	64	0
補 正 前	職員数(A) (人)	102	11	49	1	25	11	5
	昇給に係る職員数(B) (人)	87	9	45	1	23	7	2
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0	—	—	—	—	—
		4号給(人)	87	9	45	1	23	7
		6号給(人)	0	—	—	—	—	—
		8号給(人)	0	—	—	—	—	—
	比 率 (B)/(A) (%)	85	82	92	100	92	64	40

(5)特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師 医療職(1)	看護師 医療職(3)	准看護師 医療職(3)	医療技術職員 医療職(2)	事務職員	その他
給料総額に対する比率 (%)	10.2	26.3	6.9	7.5	0.2	0.0	0.0
支給対象職員の比率 (平成25年12月1日現在) (%)	65.2	8.7	50.0	1.1	5.4	0.0	0.0
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	88,492	300,218	28,750	20,000	5,000	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称	医師手当、夜間看護手当、放射線技師手当、救急勤務医手当、 分娩手当						

(6)期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	1.90	2.05	3.95	有	
補 正 前	1.95	2.00	3.95	有	
一般会計の制度	1.90	2.05	3.95	有	

(7)定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	28.7875	38.955	55.86	55.86	一般会計 と同じ	
一般会計 の制度 (支給率等)	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期 退職特例措置 (2～45%加算)	

(8)その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 一	
地 域 手 当	同 一	
住 居 手 当	同 一	
通 勤 手 当	同 一	

平成25年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成26年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		20,212	
ロ 建 物	1,941,572		
減価償却累計額	<u>1,150,430</u>	791,142	
ハ 構 築 物	105,022		
減価償却累計額	<u>98,361</u>	6,661	
ニ 器 械 備 品	814,082		
減価償却累計額	<u>739,242</u>	74,840	
ホ 車 両	2,726		
減価償却累計額	<u>1,605</u>	<u>1,121</u>	
有形固定資産合計		<u>893,976</u>	
固 定 資 産 合 計			893,976

2 流 動 資 産

(1) 現金預金

68,212

(2) 未 収 金

111,677

流動資産合計

179,889

資 産 合 計

1,073,865

負債の部

3 流動負債		
(1) 未払金	42,754	
(2) 預り金	<u>15,443</u>	
流動負債合計		<u>58,197</u>
負債合計		<u>58,197</u>

資本の部

4 資本金		
(1) 自己資本金	<u>183,492</u>	
資本金合計		183,492
5 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金	1,929,010	
ロ 寄附金	<u>13,200</u>	
資本剰余金合計		1,942,210
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,110,034</u>	
欠損金合計	<u>1,110,034</u>	
剰余金合計		<u>832,176</u>
資本合計		<u>1,015,668</u>
負債資本合計		<u><u>1,073,865</u></u>

平成25年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度天理市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度天理市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3)主要な建設改良事業			
管渠整備事業等	197,114千円	△54,250千円	142,864千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,704,861千円	1,772千円	2,706,633千円
第2項 営業外費用	591,560千円	1,772千円	593,332千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,280,910千円は、過年度分損益勘定留保資金753,231千円及び当年度分損益勘定留保資金527,679千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,243,695千円は、過年度分損益勘定留保資金803,022千円及び当年度分損益勘定留保資金440,673千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本の収入	457,208千円	△17,035千円	440,173千円
第1項 負 担 金	51,484千円	△17,035千円	34,449千円
	支	出	
第1款 下水道事業資本の支出	1,738,118千円	△54,250千円	1,683,868千円
第1項 建 設 改 良 費	241,849千円	△54,250千円	187,599千円

平成25年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業費			1,772	既決予定額 2,704,861 計 2,706,633
	2 営業外費用		1,772	既決予定額 591,560 計 593,332
		2 消費税及び 地方消費税	1,772	既決予定額 35,091 1 消費税及び 地方消費税 1,772 計 36,863

資本の収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業資本の収入			△ 17,035	既決予定額 457,208 計 440,173
	1 負担金		△ 17,035	既決予定額 51,484 計 34,449
		2 工事負担金	△ 17,035	既決予定額 50,000 1 工事負担金 △ 17,035 計 32,965

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業資本の支出			△ 54,250	既決予定額 1,738,118 計 1,683,868
	1 建設改良費		△ 54,250	既決予定額 241,849 計 187,599
		1 公共下水道 整備費	△ 54,250	既決予定額 147,982 1 管渠整備費 △ 51,800 3 補償費 △ 2,450 計 93,732

平成25年度天理市下水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	3,740,842	3,985,398	244,556
1 下 水 道 事 業 収 益	2,358,121	2,565,913	207,792
2 企 業 債	0	0	0
3 負 担 金	6,184	34,301	28,117
4 補 助 金	457,430	392,162	△ 65,268
5 長期貸付金回収金	4,080	3,562	△ 518
6 前 年 度 未 収 金	262,557	286,210	23,653
7 そ の 他	89,253	37,600	△ 51,653
8 前 年 度 繰 越 金	563,217	665,650	102,433
支 払 資 金	3,075,192	3,256,083	180,891
1 下 水 道 事 業 費 用	1,281,533	1,424,689	143,156
2 建 設 改 良 費	88,288	168,839	80,551
3 長 期 貸 付 金	3,400	10,000	6,600
4 企 業 債 償 還 金	1,453,597	1,482,663	29,066
5 前 年 度 未 払 金	83,493	97,641	14,148
6 そ の 他	164,881	72,251	△ 92,630
差 引	665,650	729,315	63,665

平成25年度天理市下水道事業予定貸借対照表

(平成26年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		137,329	
ロ 建築物	190,958		
減価償却累計額	<u>19,390</u>	171,568	
ハ 構築物	42,743,237		
減価償却累計額	<u>4,213,412</u>	38,529,825	
ニ 機械及び装置	1,289,292		
減価償却累計額	<u>266,395</u>	1,022,897	
ホ 車両及び運搬具	1,383		
減価償却累計額	<u>202</u>	1,181	
ヘ 工具、器具及び備品	4,481		
減価償却累計額	<u>220</u>	4,261	
ト 建設仮勘定		<u>0</u>	
有形固定資産合計			39,867,061

(2) 無形固定資産

イ 地上権		176	
ロ 電話加入権		260	
ハ 施設利用権		<u>1,928,867</u>	
無形固定資産合計			1,929,303

(3) 投 資

イ 長期貸付金		14,353	
ロ 基金		<u>35,647</u>	
投資合計			<u>50,000</u>

固定資産合計			41,846,364
--------	--	--	------------

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		729,315	
----------	--	---------	--

(2) 未収金		<u>144,497</u>	
---------	--	----------------	--

流動資産合計			<u>873,812</u>
--------	--	--	----------------

資産合計			<u><u>42,720,176</u></u>
------	--	--	--------------------------

負債の部

3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	<u>39,511</u>	
固定負債合計		39,511
4 流動負債		
(1) 未払金	35,996	
(2) その他流動負債		
イ 預り金	<u>27,619</u>	
その他流動負債合計	<u>27,619</u>	
流動負債合計		<u>63,615</u>
負債合計		103,126

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本金	3,113,682	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>22,626,006</u>	
借入資本金合計	<u>22,626,006</u>	
資本金合計		25,739,688
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	1,973,013	
ロ 受益者負担金	369,350	
ハ 国庫補助金	11,356,050	
ニ 県補助金	1,336,898	
ホ 他会計補助金	2,022,721	
ヘ 他会計負担金	94,512	
ト 工事負担金	<u>31,399</u>	
資本剰余金合計		17,183,943
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>306,581</u>	
欠損金合計	<u>306,581</u>	
剰余金合計		<u>16,877,362</u>
資本合計		<u>42,617,050</u>
負債資本合計		<u>42,720,176</u>

平成24年度天理市下水道事業損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,217,806		
(2) 他会計負担金	58,706		
(3) その他営業収益	<u>167</u>	1,276,679	
2 営業費用			
(1) 管渠費	53,960		
(2) 農業集落排水施設維持費	17,531		
(3) 雨水ポンプ場費	3,179		
(4) 流域下水道維持管理負担金	544,285		
(5) 業務費	30,054		
(6) 総係費	85,805		
(7) 減価償却費	<u>1,219,227</u>	<u>1,954,041</u>	
営業損失			677,362
3 営業外収益			
(1) 受取利息	1,054		
(2) 他会計補助金	1,254,491		
(3) 県補助金	33,000		
(4) 雑収益	<u>2,593</u>	1,291,138	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	589,960		
(2) 雑支出	<u>2,660</u>	<u>592,620</u>	<u>698,518</u>
経常利益			21,156
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,267</u>	<u>1,267</u>	<u>△1,267</u>
当年度純利益			19,889
前年度繰越欠損金			<u>326,465</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>306,576</u></u>

平成24年度天理市下水道事業貸借対照表

(平成25年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		137,329	
ロ 建 物	190,958		
減価償却累計額	<u>13,852</u>	177,106	
ハ 構 築 物	42,550,686		
減価償却累計額	<u>3,149,756</u>	39,400,930	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,289,292		
減価償却累計額	<u>197,783</u>	1,091,509	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	213		
減価償却累計額	<u>202</u>	11	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	1,947		
減価償却累計額	<u>220</u>	1,727	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>22,873</u>	
有形固定資産合計			40,831,485

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権		176	
ロ 電 話 加 入 権		260	
ハ 施 設 利 用 権		<u>1,992,871</u>	
無形固定資産合計			1,993,307

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		7,915	
ロ 基 金		<u>42,085</u>	
投 資 合 計			<u>50,000</u>
固定資産合計			42,874,792

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		665,650	
(2) 未 収 金		304,014	
(3) その他流動資産		<u>7,900</u>	

流動資産合計			<u>977,564</u>
資 産 合 計			<u><u>43,852,356</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 退職給与引当金

28,234

引当金合計

28,234

固定負債合計

28,234

4 流動負債

(1) 未払金

97,641

(2) その他流動負債

イ 預り金

33,019

その他流動負債合計

33,019

流動負債合計

130,660

負債合計

158,894

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金

3,113,682

(2) 借入資本金

イ 企業債

24,108,669

借入資本金合計

24,108,669

資本金合計

27,222,351

6 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,973,013

ロ 受益者負担金

367,980

ハ 国庫補助金

11,339,860

ニ 県補助金

1,336,898

ホ 他会計補助金

1,665,424

ヘ 他会計負担金

94,512

資本剰余金合計

16,777,687

(2) 欠損金

イ 当年度未処理

欠損金

306,576

欠損金合計

306,576

剰余金合計

16,471,111

資本合計

43,693,462

負債資本合計

43,852,356

(平成26年 3 月20日揭示済)

天理市告示第91号

平成26年 3 月20日付で議決のあった平成26年度天理市一般会計予算、平成26年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成26年度天理市介護保険特別会計予算、平成26年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成26年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成26年度天理市土地区画整理事業特別会計予算、平成26年度天理市水道事業会計予算及び平成26年度天理市下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成26年 3 月20日

天理市長 並 河 健

平成 2 6 年 度 天 理 市 一 般 会 計 予 算

平成 2 6 年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3 , 6 6 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における
同～款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		7,394,278 千円
	1 市民税	3,000,735
	2 固定資産税	3,311,306
	3 軽自動車税	126,675
	4 市たばこ税	446,587
	5 都市計画税	508,975
2 地方譲与税		156,000
	1 地方揮発油譲与税	46,000
	2 自動車重量税譲与税	110,000

款	項	金 額
3 利子割交付金		30,000 千円
	1 利子割交付金	30,000
4 配当割交付金		55,000
	1 配当割交付金	55,000
5 株式等譲渡所得割交付金		9,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,000
6 地方消費税交付金		740,000
	1 地方消費税交付金	740,000
7 ゴルフ場利用税交付金		53,418
	1 ゴルフ場利用税交付金	53,418
8 自動車取得税交付金		22,000

	1 自動車取得税交付金	22,000
9 地方特例交付金		34,700
	1 地方特例交付金	34,700
10 地方交付税		5,634,000
	1 地方交付税	5,634,000
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分担金及び負担金		351,392
	1 分担金	4,527
	2 負担金	346,865
13 使用料及び手数料		376,373
	1 使用料	203,477

款	項	金 額
	2 手数料	172,896 千円
14 国庫支出金		3,447,703
	1 国庫負担金	2,733,588
	2 国庫補助金	694,803
	3 委託金	19,312
15 県支出金		1,486,432
	1 県負担金	1,008,350
	2 県補助金	359,284
	3 委託金	118,798
16 財産収入		99,044
	1 財産運用収入	95,695

	2 財産売却収入	3,349
17 寄附金		1,000,302
	1 寄附金	1,000,302
18 繰入金		615,900
	1 基金繰入金	615,900
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		343,658
	1 延滞金加算金及び過料	7,200
	2 市預金利子	556
	3 貸付金元利収入	9,754
	4 受託事業収入	156,332

款	項	金 額
	5 雑入	1 6 9, 8 1 6 千円
21 市債		1, 5 9 8, 8 0 0
	1 市債	1, 5 9 8, 8 0 0
歳 入	合 計	2 3, 6 6 0, 0 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		2 9 6, 2 8 8 千円
	1 議会費	2 9 6, 2 8 8
2 総務費		2, 3 2 9, 0 5 5
	1 総務管理費	1, 7 9 4, 2 0 2
	2 徴税費	2 8 7, 9 1 6
	3 戸籍住民基本台帳費	1 4 9, 1 2 4
	4 選挙費	4 7, 4 2 6
	5 統計調査費	1 7, 6 1 2
	6 監査委員費	3 2, 7 7 5
3 民生費		9, 4 6 4, 7 5 8

款	項	金 額
	1 社会福祉費	4, 211, 315 千円
	2 児童福祉費	4, 071, 888
	3 生活保護費	1, 181, 004
	4 災害救助費	551
4 衛生費		1, 534, 502
	1 保健衛生費	536, 805
	2 清掃費	997, 697
5 労働費		14, 550
	1 労働諸費	14, 550
6 農林費		268, 864
	1 農業費	249, 401

	2 林業費	19, 463
7 商工費		166, 836
	1 商工費	166, 836
8 土木費		2, 969, 907
	1 土木管理費	186, 379
	2 道路橋りょう費	280, 043
	3 河川費	117, 472
	4 都市計画費	2, 220, 449
	5 住宅費	165, 564
9 消防費		949, 509
	1 消防費	949, 509
10 教育費		2, 874, 464

款	項	金 額
	1 教育総務費	384,578 千円
	2 小学校費	897,528
	3 中学校費	241,302
	4 幼稚園費	581,920
	5 社会教育費	637,363
	6 保健体育費	131,773
11 災害復旧費		24,937
	1 公共土木施設災害復旧費	11,172
	2 農林業施設災害復旧費	13,765
12 公債費		2,739,774
	1 公債費	2,739,774

13 諸支出金		16,556
	1 公営企業費	16,556
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		23,660,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天理市名阪高架下駐車場管理事業	平成26年度から平成29年度まで	5,716
天理市白転車等駐車場管理事業	平成26年度から平成29年度まで	180,289
知事・県議会議員選挙事業	平成26年度から平成27年度まで	2,498
市議会議員選挙事業	平成26年度から平成27年度まで	1,552
天理市立地域活動支援センター管理事業	平成26年度から平成29年度まで	80,332
天理市立養護老人ホームふるさと園及び特別養護老人ホームふるさと園管理事業	平成26年度から平成29年度まで	142,170
天理市立障害者ふれあいセンター管理事業	平成26年度から平成29年度まで	71,793
天理市多世代交流広場管理事業	平成26年度から平成29年度まで	6,149
天理市火葬場管理事業	平成26年度から平成29年度まで	179,439
都市計画道路変更資料作成事業	平成26年度から平成27年度まで	1,221
天理駅前広場管理事業	平成26年度から平成29年度まで	82,782
前栽小学校整備事業	平成26年度から平成28年度まで	138,964

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
保健衛生施設整備事業	20,600	証書借入れ又は 証 券 発 行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
道路整備事業	9,600			
河川整備事業	36,000			
都市計画街路事業	50,500			
都市計画公園事業	10,800			
消防防災設備整備事業	16,900			
小学校整備事業	211,900			
中学校整備事業	2,000			
退職手当債	114,300			
臨時財政対策債	1,126,200			
計	1,598,800			

平成26年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成26年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,873,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		1,485,185 千円
	1 国民健康保険料	1,485,185
2 使用料及び手数料		130
	1 手数料	130
3 国庫支出金		2,338,443
	1 国庫負担金	1,796,135
	2 国庫補助金	542,308
4 療養給付費交付金		290,654
	1 療養給付費交付金	290,654

款	項	金 額
5 前期高齢者交付金		1, 135, 304 千円
	1 前期高齢者交付金	1, 135, 304
6 県支出金		366, 227
	1 県負担金	51, 082
	2 県補助金	315, 145
7 共同事業交付金		727, 251
	1 共同事業交付金	727, 251
8 財産収入		150
	1 財産運用収入	150
9 繰入金		422, 900
	1 他会計繰入金	422, 900

10 繰越金		98, 292
	1 繰越金	98, 292
11 諸収入		8, 764
	1 延滞金及び過料	2
	2 市預金利子	100
	3 雑入	8, 662
歳 入 合 計		6, 873, 300

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		170,321 千円
	1 総務管理費	124,425
	2 徴収費	45,454
	3 運営協議会費	442
2 保険給付費		4,441,201
	1 療養諸費	3,892,315
	2 高額療養費	494,710
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	50,426
	5 葬祭諸費	3,600

3 後期高齢者支援金等		952,855
	1 後期高齢者支援金等	952,855
4 前期高齢者納付金等		1,447
	1 前期高齢者納付金等	1,447
5 老人保健拠出金		42
	1 老人保健拠出金	42
6 介護納付金		404,931
	1 介護納付金	404,931
7 共同事業拠出金		835,804
	1 共同事業拠出金	835,804
8 保健事業費		56,367
	1 特定健康診査等事業費	43,070

款	項	金 額
	2 保健事業費	13,297 千円
9 基金積立金		150
	1 基金積立金	150
10 公債費		2,296
	1 一般公債費	2,296
11 諸支出金		6,886
	1 償還金及び還付加算金	6,526
	2 特例措置対象被保険者療養費	360
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,873,300

平成26年度天理市介護保険特別会計予算

平成26年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,641,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		828,541 千円
	1 介護保険料	828,541
2 分担金及び負担金		1,571
	1 負担金	1,571
3 使用料及び手数料		49
	1 手数料	49
4 国庫支出金		1,074,672
	1 国庫負担金	817,753
	2 国庫補助金	256,919

款	項	金 額
5 支払基金交付金		1,312,791 千円
	1 支払基金交付金	1,312,791
6 県支出金		662,043
	1 県負担金	648,638
	2 県補助金	13,405
7 財産収入		125
	1 財産運用収入	125
8 繰入金		761,901
	1 他会計繰入金	631,483
	2 基金繰入金	130,418
9 繰越金		1

	1 繰越金	1
10 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3
歳 入 合 計		4, 6 4 1, 7 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		5 5, 7 2 1 千円
	1 総務管理費	5, 4 4 1
	2 徴収費	7, 7 9 6
	3 介護認定審査会費	3 8, 8 9 0
	4 介護保険事業推進費	3, 5 9 4
2 保険給付費		4, 5 1 1, 9 6 8
	1 介護サービス等諸費	3, 9 6 9, 8 8 7
	2 介護予防サービス等諸費	2 6 9, 0 6 7
	3 その他諸費	5, 7 3 8
	4 高額介護サービス等費	7 9, 6 4 4

	5 高額医療合算介護サービス等費	15,000
	6 特定入所者介護サービス等費	172,632
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		73,335
	1 介護予防事業費	14,895
	2 包括的支援事業・任意事業費	58,440
5 基金積立金		125
	1 基金積立金	125
6 諸支出金		550
	1 償還金及び還付加算金	550
歳 出 合 計		4,641,700

平成26年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ662,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		469,289 千円
	1 後期高齢者医療保険料	469,289
2 使用料及び手数料		33
	1 手数料	33
3 繰入金		178,675
	1 他会計繰入金	178,675
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		14,302

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	2,005
	3 市預金利子	1
	4 雑入	12,294
歳 入 合 計		662,300

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		12,145 千円
	1 総務管理費	9,947
	2 徴収費	2,198
2 後期高齢者医療広域連合納付金		635,507
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	635,507
3 保健事業費		12,643
	1 健康保持増進事業費	12,643
4 諸支出金		2,005
	1 償還金及び還付加算金	2,005
歳 出 合 計		662,300

平成26年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成26年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		2,770 千円
	1 他会計繰入金	2,770
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		13,730
	1 雑入	13,730
歳 入 合 計		17,500

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		2,046 千円
	1 総務管理費	2,046
2 公債費		15,454
	1 公債費	15,454
歳 出 合 計		17,500

平成 2 6 年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成 2 6 年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4 8 1, 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0 0, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		6 5, 4 5 0 千円
	1 国庫補助金	6 5, 4 5 0
2 財産収入		3 0
	1 財産運用収入	3 0
3 保留地処分金		2 0 0, 0 0 0
	1 保留地処分金	2 0 0, 0 0 0
4 繰入金		1 1 9, 3 1 8
	1 他会計繰入金	1 1 9, 3 1 8
5 繰越金		1 0 0

款	項	金 額
	1 繰越金	1 0 0 千円
6 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
7 市債		9 6 , 6 0 0
	1 市債	9 6 , 6 0 0
歳 入 合 計		4 8 1 , 5 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		4 6 9 , 2 1 5 千円
	1 土地区画整理事業費	4 6 9 , 2 1 5
2 公債費		1 2 , 0 8 5
	1 公債費	1 2 , 0 8 5
3 予備費		2 0 0
	1 予備費	2 0 0
歳 出 合 計		4 8 1 , 5 0 0

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
区 画 整 理 事 業	千円 96,600	証書借入れ又は 証 券 発 行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直 し 後 の 利 率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの とする。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
計	96,600			

平成26年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 23,400 戸 |
| (2) 年 間 総 有 収 水 量 | 8,427,810 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 有 収 水 量 | 23,090 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 配水管整備事業等 674,921 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	2,431,809 千円
第1項 営 業 収 益	2,281,743 千円
第2項 営 業 外 収 益	150,064 千円
第3項 特 別 利 益	2 千円
支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	2,243,857 千円
第1項 営 業 費 用	2,075,485 千円
第2項 営 業 外 費 用	144,364 千円
第3項 特 別 損 失	23,008 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額858,366千円は、過年度分損益勘定留保資金206,293千円、当年度分損益勘定留保資金605,812千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,261千円で補填するものとする。)。

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	370,151 千円
第1項 負担金	21,132 千円
第2項 分担金	39,177 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 補助金	11,365 千円
第5項 投資償還金	298,467 千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	1,228,517 千円
第1項 建設改良費	722,669 千円
第2項 企業債償還金	305,848 千円
第3項 投資	200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 300,055 千円
- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,555千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、26,653千円と定める。

平成26年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	19,800 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	8,223,684 m ³
(3) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	管渠整備事業等 144,118 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	3,022,443 千円
第1項 営 業 収 益	1,333,398 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,689,044 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	2,609,300 千円
第1項 営 業 費 用	2,045,473 千円
第2項 営 業 外 費 用	552,819 千円
第3項 特 別 損 失	10,008 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,309,752千円は、過年度分損益勘定留保資金762,939千円及び当年度分損益勘定留保資金546,813千円で補填するものとする。)。

収 入	
第1款 下水道事業資本的収入	452,243 千円
第1項 負担金	55,449 千円
第2項 補助金	382,097 千円
第3項 長期貸付金回収金	4,697 千円
第4項 その他資本的収入	10,000 千円
支 出	
第1款 下水道事業資本的支出	1,761,995 千円
第1項 建設改良費	241,593 千円
第2項 長期貸付金	10,000 千円
第3項 企業債償還金	1,505,684 千円
第4項 その他資本的支出	4,718 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 128,325 千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,615,184千円である。

(平成26年 3 月20日 揭示済)

天理市告示第92号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月20日から平成26年 5 月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月20日 揭示済)

天理市告示第93号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月20日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町16番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月20日から平成26年 5 月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月24日 揭示済)

天理市告示第94号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 3 月24日

- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所 略

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成26年 3 月24日から平成26年 5 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 3 月24日揭示済)

天理市告示第95号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、守目堂町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年 3 月24日

天理市長 並 河 健

変更前

主たる事務所 天理市守目堂町167番地

代表者 前 田 徳 男

変更後

主たる事務所 天理市守目堂町90番地

代表者 福 井 一 夫

変更年月日 平成26年 2 月23日

(平成26年 3 月25日揭示済)

天理市告示第96号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成26年 3 月25日

- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所 略

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成26年 3 月25日から平成26年 5 月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 3 月25日揭示済)

天理市告示第97号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成26年 3 月25日
 - 3 移動対象区域
天理市合場町38番地11先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月25日から平成26年 5 月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月26日揭示済)

天理市告示第98号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月26日から平成26年 5 月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月26日揭示済)

天理市告示第99号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 3 月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月26日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町8 2 5番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月26日から平成26年 5 月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月27日 掲示済)

天理市告示第100号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月27日から平成26年 5 月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月28日 掲示済)

天理市告示第101号

天理市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を認定する。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から 1 月間一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月28日

天理市長 並 河 健

記

路線番号	路 線 名	起 終 点	主なる 経過地	摘 要
748号	二階堂駅北線	起点 二階堂上ノ庄町県道筒井二階堂線分岐 終点 中町市道32号線合接		
749号	富堂南1号線	起点 富堂町市道600号線分岐 終点 富堂町114番地2先		
750号	富堂南2号線	起点 富堂町市道600号線分岐 終点 富堂町117番地2先		
751号	東井戸堂北1号線	起点 東井戸堂町市道600号線分岐 終点 東井戸堂町424番地3先		
752号	東井戸堂北2号線	起点 東井戸堂町市道480号線分岐 終点 東井戸堂町421番地3先		
753号	東井戸堂北3号線	起点 東井戸堂町市道480号線分岐 終点 東井戸堂町422番地2先		
754号	東井戸堂北4号線	起点 東井戸堂町市道480号線分岐 終点 富堂町123番地2先		

(平成26年 3 月28日 掲示済)

天理市告示第102号

天理市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から 1 月間一般の縦覧に供する。
平成26年 3 月28日

天理市長 並 河 健

記

- 1 道路の種類
- 2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区 間	敷地の幅員	延長 (m)	摘 要
748号	二階堂駅北線	二階堂上ノ庄町122番地8 (県道筒井二階堂線分岐) から	4.20 ～ 12.15	475.10	
749号	富堂南1号線	富堂町114番地3先 (市道600号分岐) から	6.00 ～ 8.00	111.70	
750号	富堂南2号線	富堂町117番地3先 (市道600号分岐) から	6.00 ～ 8.00	112.80	
751号	東井戸堂北1号線	東井戸堂町424番地6先 (市道600号分岐) から	6.00 ～ 8.00	102.50	
752号	東井戸堂北2号線	東井戸堂町437番地2 (市道480号分岐) から	6.00 ～ 8.00	104.40	
753号	東井戸堂北3号線	東井戸堂町435番地2 (市道480号分岐) から	6.00 ～ 8.20	106.90	
754号	東井戸堂北4号線	東井戸堂町459番地2 (市道480号分岐) から	6.20 ～ 8.20	106.20	

- 3 供用開始の理由
道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため
- 4 供用開始年月日
平成26年 3 月28日

(平成26年 3 月28日掲示済)

天理市告示第103号
市道の区域変更及び供用開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、建設部監理課において告示の日から 1 月間一般の縦覧に供する。
平成26年 3 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 道路の種類 市道
- 2 供用開始の区間

路線番号	路線名	変更の区間	新	最小道路幅員	最大道路幅員	実延長
			旧			
1	川原城二階堂線	川原城町市道46号線分岐	新	3.00	18.00	3480.02
		二階堂上之庄町市道38号線合接	旧	3.00	18.00	3476.88
3	天理奈良線	丹波市町市道157号線分岐	新	2.95	13.72	4896.38
		蔵之庄町奈良市界	旧	2.95	13.72	4906.92
4	丹波市朝和線	丹波市町市道157号線分岐	新	3.05	10.90	2090.96
		左保庄町県道天理環状線合接	旧	3.05	10.90	2090.96
5	森本五ヶ谷線	森本町国道169号線分岐	新	3.20	5.05	965.43

		中之庄町県道福住上三橋線合接	旧	2.50	5.05	965.43
7	櫟本五ヶ谷線	櫟本町県道櫟本停車場線分岐	新	2.50	8.75	2151.45
		和爾町奈良市界	旧	2.50	8.75	2151.45
9	豊田喜殿線	豊田町市道10号線分岐	新	1.90	22.70	2180.68
		喜殿町県道天理環状線合接	旧	1.90	22.70	2196.62
11	北大路線	豊井町県道天理環状線分岐	新	14.70	17.40	3568.93
		中町国道24号線合接	旧	11.50	17.35	3366.10
12	若木小田中線	指柳町市道40号線分岐	新	2.10	5.28	560.68
		小田中町市道9号線合接	旧	2.40	5.48	563.58
13	丹波市田部線	川原城町国道25号線分岐	新	5.45	8.00	756.40
		田部町市道11号線合接	旧	5.45	8.00	756.40
20	天理王寺線	匂田町国道169号線分岐	新	7.80	24.80	3543.13
		嘉幡町国道24号線合接	旧	7.80	24.80	3543.13
21	東井戸堂庵治線	東井戸堂町市道706号線分岐	新	2.80	12.95	2533.37
		嘉幡町市道38号線合接	旧	3.00	12.95	2536.16
22	田井庄西長柄線	田井庄国道25号線分岐	新	2.30	20.10	3141.21
		西長柄町市道594号線合接	旧	2.20	20.10	3141.61
23	乙木合場線	乙木町市道197号線分岐	新	4.30	9.90	3543.63
		合場町田原本町界	旧	4.24	9.00	3557.02
24	福知堂吉田線	福知堂町市道69号線分岐	新	2.00	6.80	2284.54
		吉田町県道天理王寺線合接	旧	1.87	6.75	2280.71
25	長柄永原線	長柄町市道47号線分岐	新	2.55	6.50	1095.14
		永原町市道23号線合接	旧	2.55	6.50	1095.14
26	長柄停車場線	福知堂町県道天理王寺線分岐	新	5.00	6.30	413.14
		兵庫町市道47号線合接	旧	5.00	6.20	413.14
28	柳本長岳寺線	柳本町国道169号線分岐	新	2.89	7.10	535.65
		柳本町長岳寺	旧	2.70	7.10	535.65
29	兵庫柳本線	兵庫町国道169号線分岐	新	2.78	7.75	2653.68
		柳本町桜井市界	旧	2.78	7.75	2653.68
30	柳本停車場線	柳本町市道29号線分岐	新	2.69	8.25	414.71
		柳本町県道柳本停車場線合接	旧	2.69	12.00	414.71
31	横田南六条線	南六条町大和郡山市界	新	2.85	20.60	864.06
		南六条町国道24号線合接	旧	2.50	8.30	887.20
32	前栽藤川線	前栽町県道天理環状線分岐	新	2.10	17.95	2134.40
		中町県道筒井二階堂線合接	旧	2.35	17.95	2126.26
35	上入田並松線	福住町国道25号線分岐	新	2.69	6.30	1680.93
		福住町県道針初瀬線合接	旧	2.69	6.30	1680.93
37	大野奈良線	福住町都祁村界	新	3.40	17.70	4741.62
		山田町奈良市界	旧	3.50	17.70	4748.67
38	二階堂田原本線	二階堂北管田町県道天理斑鳩線分岐	新	3.05	14.45	2179.08
		庵治町川西町界	旧	3.05	14.45	2196.02
40	田櫟本線	東井戸堂町市道20号線分岐	新	11.10	23.50	3167.21
		櫟本町名阪国道北側側道合接	旧	11.10	23.50	3167.21
41	景行天皇御陵道線	渋谷町国道169号線分岐	新	2.97	8.55	450.70
		柳本町市道29号線合接	旧	3.00	8.55	450.70
42	横広吉田線	九条町市道471号線分岐	新	1.15	3.65	606.27

		吉田町市道24号線合接	旧	1.15	3.65	606.38
43	藤井線	藤井町県道笠天理線分岐	新	2.23	6.00	817.80
		藤井町桜井市界	旧	2.03	6.00	822.80
44	丹波市田線	丹波市町国道25号線分岐	新	7.95	14.50	528.17
		田町市道73号線合接	旧	7.95	14.50	528.17
47	兵庫備前線	兵庫町市道29号線分岐	新	2.70	13.60	2820.19
		備前町県道天理王寺線合接	旧	2.70	13.60	2820.88
48	名阪側道線	名阪国道天理東インター分岐	新	5.45	10.91	1629.17
		名阪国道天理西インター合接	旧	5.45	10.91	1629.17
50	櫛本石川線	櫛本町県道櫛本停車場線分岐	新	1.00	5.90	925.44
		櫛町大和郡山市界	旧	1.00	5.90	926.28
52	櫛本上総線	櫛本町県道福住横田線分岐	新	1.20	5.10	1478.59
		喜殿町県道天理環状線合接	旧	1.20	5.15	1479.74
53	喜殿南六条線	喜殿町県道天理環状線分岐	新	3.25	7.98	1045.38
		南六条町市道31号線合接	旧	3.25	7.98	1045.38
54	南柳生小路線	南六条町市道31号線分岐	新	1.70	8.30	872.96
		小路町市道32号線合接	旧	1.75	8.30	872.96
55	南六条藤川線	南六条町市道54号線分岐	新	3.25	15.00	1087.47
		中町県道筒井二階堂線合接	旧	3.15	15.00	1087.02
57	井戸堂浄法寺線	西井戸堂町県道天理環状線分岐	新	1.65	7.50	1846.88
		小島町田原本町界	旧	1.65	7.50	1846.88
58	岩室吉田線	岩室町国道25号線分岐	新	0.75	5.60	2110.39
		吉田町市道24号線合接	旧	0.75	5.60	2112.12
59	稲葉嘉幡西線	稲葉町国道25号線分岐	新	2.20	9.15	1479.90
		嘉幡町市道38号線合接	旧	2.20	9.15	1479.90
61	長柄北桧垣線	長柄町市道47号線分岐	新	2.50	6.25	1834.57
		桧垣町市道175号線合接	旧	2.00	6.20	1836.63
62	柳本渋谷線	柳本町市道29号線分岐	新	2.20	5.50	1542.99
		渋谷町国道169号線合接	旧	1.85	5.50	1543.61
63	柳本二丁池線	柳本町国道169号線分岐	新	2.01	8.70	2784.74
		遠田町県道柳本田原本線合接	旧	2.01	8.70	2764.02
64	柳本不動之滝線	柳本町市道29号線分岐	新	2.00	6.20	1382.97
		柳本町市道434号線合接	旧	2.00	6.25	1384.48
65	市場岸田線	岸田町市道29号線分岐	新	1.93	6.00	1261.73
		岸田町市道61号線合接	旧	1.93	6.00	1262.93
66	岸田中山線	岸田町市道29号線分岐	新	2.10	7.30	900.20
		中山町市道436号線合接	旧	2.10	5.85	900.20
67	成願寺金沢線	成願寺町国道169号線分岐	新	2.20	12.40	3768.85
		遠田町田原本町界	旧	2.20	12.40	3774.68
68	大和萱生線	兵庫町市道29号線分岐	新	3.50	8.40	794.09
		萱生町市道194号線合接	旧	3.50	8.15	809.19
69	長柄権現線	福知堂町県道天理王寺線分岐	新	2.00	7.40	480.17
		三昧田町市道4号線合接	旧	2.00	7.40	481.07
70	乙木東西線	乙木町442番地先	新	3.00	6.80	389.65
		乙木町県道天理環状線合接	旧	2.60	6.80	389.65
72	杣之内木堂線	杣之内町県道天理環状線分岐	新	1.60	8.90	1361.03

		杣之内町県道天理環状線合接	旧	1.60	8.90	1362.03
81	車返三島線	田部町市道3号線分岐	新	3.85	5.97	397.88
		三島町市道619号線合接	旧	3.85	5.97	397.88
82	田部豊田線	田部町市道3号線分岐	新	2.85	10.00	631.62
		豊田町市道10号線合接	旧	2.85	9.35	635.05
83	田井庄天理停車場線	田井庄町国道25号線分岐	新	5.65	7.20	324.30
		田井庄町市道40号線合接	旧	5.00	7.20	323.60
87	苅原仁興線	苅原町国道25号線分岐	新	2.45	10.23	1342.00
		上仁興町市道446号線合接	旧	2.45	7.10	1344.30
90	蔵之庄郡山線	蔵之庄町県道天理環状線分岐	新	7.70	10.50	159.88
		蔵之庄町大和郡山市界	旧	7.70	10.50	161.80
92	井戸堂小学校線	西井戸堂町市道21号線分岐	新	4.15	4.80	140.68
		西井戸堂町市道57号線合接	旧	3.10	4.60	140.68
93	森本石川線	森本町市道6号線分岐	新	1.60	7.89	789.24
		蔵之庄町大和郡山市界	旧	1.60	7.89	789.66
95	大木田前栽線	指柳町市道40号線分岐	新	2.90	5.40	732.21
		前栽町市道163号線合接	旧	2.90	5.20	732.66
100	恵比須蔵之庄線	森本町国道169号線分岐	新	1.95	4.40	550.38
		蔵之庄町市道3号線合接	旧	1.95	4.40	550.38
101	森本恵比須線	森本町国道169号線分岐	新	3.10	5.10	325.25
		森本町市道5号線合接	旧	2.90	6.30	325.25
103	和爾中之庄西線	和爾町市道7号線分岐	新	1.55	8.60	965.90
		中之庄町市道5号線合接	旧	1.55	8.60	964.72
104	和爾中之庄東線	和爾町市道7号線分岐	新	1.55	7.50	1333.76
		中之庄町市道5号線合接	旧	1.55	5.55	1304.26
105	檜和爾線	檜町市道3号線分岐	新	1.73	5.60	877.28
		和爾町市道7号線合接	旧	1.73	5.60	877.28
106	檜線	櫛本町市道50号線分岐	新	2.10	5.84	248.50
		檜町市道3号線合接	旧	2.10	5.84	248.50
107	瓦釜線	櫛本町市道108号線分岐	新	1.00	1.95	122.37
		櫛本町市道109号線合接	旧	1.00	2.10	122.37
108	高品線	櫛本町市道3号線分岐	新	1.30	3.60	258.03
		櫛本町市道8号線合接	旧	1.30	3.60	258.03
111	四の坪線	櫛本町県道福住横田線分岐	新	2.05	4.00	347.87
		櫛本町市道113号線合接	旧	2.05	4.00	347.87
113	瓦釜横田線	櫛本町市道7号線分岐	新	2.50	8.65	1012.56
		櫛本町県道天理環状線合接	旧	2.50	8.65	1013.41
119	石上線	石上町国道169号線分岐	新	1.80	6.10	955.86
		石上町市道120号線合接	旧	1.80	5.90	955.86
120	石上上総線	石上町国道169号線分岐	新	1.95	4.90	1059.97
		上総町市道52号線合接	旧	1.95	4.90	1059.97
122	田部線	田部町市道3号線分岐	新	2.55	6.65	164.27
		田部町市道9号線合接	旧	2.55	4.30	162.83
123	別所田部線	別所町市道9号線分岐	新	2.40	5.60	401.75
		田部町市道3号線合接	旧	2.40	4.20	399.68
126	豊田線	豊田町市道84号線分岐	新	2.50	18.60	515.38

		豊田町市道10号線合接	旧	2.57	18.60	515.38
128	豊田山東線	豊田町市道11号線分岐	新	3.27	4.35	331.60
		豊田町天理教墓地道合接	旧	3.27	4.35	329.84
135	二条線	三島町市道80号線分岐	新	4.90	6.00	301.91
		三島町市道81号線合接	旧	4.90	6.00	302.46
152	勾田東線	勾田町市道151号線分岐	新	1.80	3.50	205.64
		勾田町市道73号線合接	旧	1.80	3.00	205.64
153	勾田西線	勾田町市道4号線分岐	新	2.70	8.20	756.24
		勾田町市道73号線合接	旧	2.70	8.20	756.24
159	田部天理停車場線	田井庄町市道40号線分岐	新	6.10	8.20	743.60
		川原城町市道3号線合接	旧	6.10	16.35	743.60
163	前裁線	前裁町県道天理環状線分岐	新	1.93	6.30	501.71
		前裁町市道1号線合接	旧	1.95	6.00	501.71
164	平等坊線	平等坊町市道1号線分岐	新	2.50	7.20	406.95
		平等坊町市道32号線合接	旧	2.01	7.20	408.13
165	荒蒔小路線	荒蒔町市道1号線分岐	新	2.00	5.00	615.08
		小路町市道32号線合接	旧	2.00	4.20	632.54
166	六条柳生線	南六条町市道55号線分岐	新	2.10	8.96	712.08
		南六条町大和郡山市界	旧	2.10	4.70	712.32
167	上之庄カイト線	二階堂上之庄町市道544号線分岐	新	1.95	5.15	305.87
		二階堂上之庄町市道1号線合接	旧	1.95	4.80	305.87
168	稲葉荒蒔線	稲葉町国道25号線分岐	新	2.40	4.30	431.06
		荒蒔町市道1号線合接	旧	2.45	4.30	431.06
169	嘉幡西線	嘉幡町市道59号線分岐	新	4.70	7.15	187.77
		嘉幡町市道21号線合接	旧	4.30	7.00	187.77
170	嘉幡東線	嘉幡町市道59号線分岐	新	1.20	5.30	217.69
		嘉幡町市道21号線分岐	旧	1.50	5.30	205.33
172	吉田川東線	吉田町県道天理王寺線分岐	新	2.40	3.50	390.13
		吉田町田原本町界	旧	2.40	3.40	479.50
173	井戸堂吉田線	西井戸堂町市道57号線分岐	新	3.05	5.50	925.68
		吉田町市道24号線合接	旧	3.05	5.00	926.58
174	井戸堂線	西井戸堂町県道天理環状線分岐	新	2.00	3.70	557.64
		東井戸堂町市道22号線合接	旧	1.60	3.70	557.64
175	長柄南桧垣線	長柄町市道47号線分岐	新	1.80	7.03	2266.23
		桧垣町市道181号線合接	旧	1.70	7.03	2255.03
176	兵庫西門川線	兵庫町市道47号線分岐	新	5.00	26.36	2286.98
		柳本町桜井市界	旧	5.00	14.22	2291.71
178	岸田線	岸田町市道29号線分岐	新	1.65	3.50	599.13
		岸田町市道65号線合接	旧	1.65	3.50	603.63
179	柳本大豆越線	柳本町県道柳本田原本線分岐	新	2.00	8.23	968.57
		柳本町市道181号線合接	旧	2.00	8.23	968.57
180	柳本為川線	柳本町市道30号線分岐	新	1.80	8.75	1792.94
		遠田町田原本町界	旧	1.80	8.75	1792.94
181	柳本遠田線	柳本町市道29号線分岐	新	1.85	7.50	1810.99
		遠田町県道大和高田桜井線合接	旧	1.85	7.50	1810.99
188	西丸線	柳本町県道柳本停車場線分岐	新	2.10	4.10	160.61

		柳本町市道64号線合接	旧	2.10	4.10	160.61
189	東丸線	柳本町県道柳本停車場線分岐	新	2.19	6.20	381.93
		柳本町国道169号線合接	旧	2.10	6.20	380.88
191	平尾線	柳本町市道190号線分岐	新	2.00	6.00	754.97
		柳本町市道435号線合接	旧	2.00	6.15	754.97
194	竹之内萱生線	竹之内町県道横川三昧田線分岐	新	1.80	10.60	1261.14
		萱生町市道315号線合接	旧	1.80	10.60	1261.14
197	乙木竹之内線	乙木町市道23号線分岐	新	2.00	4.30	599.39
		竹之内町県道横川三昧田線合接	旧	2.00	3.80	599.39
198	竹之内北線	竹之内町県道横川三昧田線分岐	新	2.35	5.45	419.11
		竹之内町県道横川三昧田線合接	旧	2.20	5.25	416.41
199	乙木線	乙木町市道70号線分岐	新	2.30	5.00	155.24
		乙木町市道197号線合接	旧	2.30	4.10	155.24
204	福住小夫線	福住町国道25号線分岐	新	2.31	6.80	3129.94
		福住町桜井市界	旧	2.31	6.80	3129.94
205	中定上入田線	福住町国道25号線分岐	新	3.55	11.40	752.99
		福住町国道25号線合接	旧	3.55	11.40	752.30
207	桃ノ尾滝線	滝本町国道25号線分岐	新	2.22	5.10	469.22
		滝本町桃ノ尾滝	旧	1.96	6.11	469.22
209	岩室線	岩室町国道25号線分岐	新	2.70	3.70	209.00
		岩室町市道58号線合接	旧	2.70	3.70	209.00
214	三島北線	三島町市道619号線分岐	新	4.10	4.80	129.45
		三島町市道135号線合接	旧	3.40	4.80	129.45
220	富堂田井庄線	富堂町県道天理環状線分岐	新	2.25	5.90	527.80
		田井庄町市道221号線合接	旧	2.00	5.90	527.80
221	八剣神社前線	田井庄町国道25号線分岐	新	2.28	4.40	523.70
		田井庄町市道1号線合接	旧	2.28	4.40	524.70
222	九条田線	九条町市道22号線分岐	新	2.30	5.85	1346.81
		田町市道73号線合接	旧	2.20	4.40	1346.81
224	柳本大海線	柳本町国道169号線分岐	新	1.80	4.90	1152.20
		柳本町市道63号線合接	旧	1.80	4.90	1152.20
225	石上神宮線	布留町市道77号線分岐	新	2.40	11.28	490.31
		杣之内町市道72号線合接	旧	2.25	11.28	488.44
227	浄土線	福住町県道福住矢田原線分岐	新	2.25	8.50	538.24
		福住町県道福住矢田原線合接	旧	2.25	8.50	541.34
228	鈴原線	福住町市道536号線分岐	新	4.03	6.50	1530.15
		福住町市道35号線合接	旧	4.03	6.50	1530.15
229	中山田針線	山田町市道691号線分岐	新	1.64	6.00	1065.10
		山田町市道212号線合接	旧	1.64	6.00	1065.10
230	下山田線	山田町県道天理・加茂・木津線分岐	新	1.80	8.80	1174.47
		山田町県道天理・加茂・木津線合接	旧	1.70	8.80	1174.47
238	前裁北線	前裁町市道163号線分岐	新	2.20	6.25	158.89
		前裁町市道414号線合接	旧	2.20	6.25	157.66
239	真面堂堀端線	柳本町市道557号線分岐	新	2.10	4.55	286.43
		柳本町県道柳本停車場線合接	旧	2.10	4.55	286.43
244	田永原線	田町市道73号線分岐	新	1.00	4.15	392.94

		永原町市道23号線合接	旧	1.00	5.00	392.94
245	杉本平等坊線	杉本町市道1号線分岐	新	2.05	5.36	529.31
		平等坊町市道164号線合接	旧	2.05	5.36	528.89
247	東井戸堂線	西井戸堂町市道174号線分岐	新	2.80	5.05	250.93
		東井戸堂町市道21号線合接	旧	2.80	5.77	249.73
249	鏡池平等坊線	杉本町県道天理環状線分岐	新	0.60	5.65	314.70
		平等坊町市道164号線合接	旧	0.60	5.65	314.70
251	丹波市田井庄線	丹波市町市道156号線分岐	新	2.37	9.00	517.79
		田井庄町国道25号線合接	旧	2.37	9.00	520.42
252	北別所線	柳本町市道191号線分岐	新	3.10	5.80	207.87
		柳本町市道191号線合接	旧	3.10	5.80	207.87
254	富堂東線	富堂町市道269号線分岐	新	2.00	4.40	122.35
		富堂町市道220号線合接	旧	2.00	4.40	122.35
255	中線	中町市道55号線分岐	新	2.34	4.05	280.96
		中町市道55号線合接	旧	2.50	4.05	280.96
257	武蔵法貴寺線	武蔵町県道天理環状線分岐	新	4.40	8.65	507.34
		武蔵町市道515号線合接	旧	4.40	8.65	509.75
261	桧垣南北線	桧垣町県道柳本田原本線分岐	新	1.95	6.55	1253.06
		桧垣町田原本町界	旧	1.80	6.55	1251.32
267	櫛本白河線	櫛本町国道169号線分岐	新	6.00	11.70	979.49
		櫛本町2613番地の1先	旧	6.00	11.70	979.49
268	嘉幡団地線	嘉幡町国道24号線分岐	新	4.00	6.05	137.65
		嘉幡町市道547号線合接	旧	3.50	5.00	140.00
269	富堂線	富堂町市道221号線分岐	新	2.60	4.50	231.60
		富堂町国道25号線合接	旧	2.60	3.90	231.60
271	長山垣内線	中山町国道169号線分岐	新	2.43	6.10	476.55
		中山町市道437号線合接	旧	2.30	5.30	476.55
272	筑紫吉田線	九条町市道24号線分岐	新	2.50	5.05	848.17
		九条町市道24号線合接	旧	2.50	5.05	848.17
275	長柄線	長柄町市道47号線分岐	新	2.00	4.07	546.98
		長柄町市道223号線合接	旧	2.00	4.07	546.98
276	横広線	九条町県道天理王寺線分岐	新	2.20	5.15	339.96
		九条町市道24号線合接	旧	2.20	5.15	339.96
278	三昧田垣内南線	三昧田町国道169号線分岐	新	1.80	3.20	118.73
		三昧田町市道196号線合接	旧	1.80	2.80	118.73
279	杉本田井庄線	杉本町県道天理環状線分岐	新	3.10	8.00	540.56
		田井庄町市道221号線合接	旧	3.10	8.00	540.56
280	武蔵垣内線	武蔵町県道天理環状線分岐	新	1.75	9.15	783.66
		武蔵町田原本町界	旧	1.75	9.15	785.16
282	遠田垣内中線	遠田町市道63号線分岐	新	2.60	19.50	117.43
		遠田町市道283号線合接	旧	2.60	19.50	117.43
292	区画街路20号線	田井庄町市道40号線分岐	新	5.20	6.30	191.70
		田井庄町市道160号線合接	旧	5.20	6.20	191.70
308	上ノ庄北菅田線	二階堂上之庄町県道天理斑鳩線分岐	新	3.60	5.60	480.84
		二階堂上之庄町県道筒井二階堂線合接	旧	3.60	5.60	480.84
315	萱生北線	萱生町市道194号線分岐	新	3.15	6.80	577.07

		萱生町市道194号線合接	旧	3.15	6.80	577.07
316	永原長柄線	永原町県道天理王寺線分岐	新	2.40	4.25	335.74
		長柄町市道223号線合接	旧	2.40	4.25	335.74
318	田部留置東側線	田部町市道11号線分岐	新	5.00	6.60	542.59
		田部町市道9号線合接	旧	5.00	6.60	542.59
319	田部留置西側線	田部町市道11号線分岐	新	3.45	5.20	544.65
		田部町市道9号線合接	旧	3.45	5.35	544.65
322	幸町西線	柳本町市道180号線分岐	新	3.00	4.30	165.49
		柳本町市道176号線合接	旧	2.30	4.36	165.49
323	幸町東線	柳本町市道180号線分岐	新	3.60	4.20	326.39
		柳本町市道322号線合接	旧	3.60	4.20	326.39
324	田町布留川線	田町市道73号線分岐	新	5.35	7.05	329.84
		田町市道20号線合接	旧	5.50	7.05	329.84
402	森本虚空蔵線	森本町国道169号線分岐	新	3.75	6.10	808.90
		和爾町市道7号線合接	旧	3.75	6.10	808.90
403	森本和爾線	森本町市道402号線分岐	新	1.85	4.15	518.14
		和爾町市道7号線合接	旧	2.00	4.15	518.14
406	平尾山線	石上町国道169号線分岐	新	0.70	8.55	2195.72
		石上町県道天理環状線合接	旧	0.70	8.55	2195.72
407	石上稲荷線	石上町国道169号線分岐	新	2.00	4.15	251.59
		石上町市道406号線合接	旧	2.00	2.80	251.59
408	白河池線	和爾町市道7号線分岐	新	2.50	8.20	836.51
		檜町市道611号線合接	旧	2.50	8.20	836.51
409	喜殿線	喜殿町県道天理環状線分岐	新	1.95	2.85	370.75
		喜殿町市道53号線合接	旧	1.56	2.90	370.75
411	小路北線	小路町市道32号線分岐	新	3.50	9.13	570.35
		小路町市道54号線合接	旧	3.40	9.13	570.35
413	指柳喜殿線	指柳町市道12号線分岐	新	2.20	7.20	826.19
		喜殿町県道天理環状線合接	旧	2.20	4.90	826.95
414	指柳前裁線	指柳町市道12号線分岐	新	2.20	6.80	554.04
		前裁町市道163号線合接	旧	1.80	6.80	555.42
416	荒蒔線	稲葉町国道25号線分岐	新	0.90	2.00	323.77
		荒蒔町市道1号線合接	旧	1.25	2.50	316.00
420	妙観寺線	西井戸堂町市道57号線分岐	新	2.00	5.30	249.45
		西井戸堂町県道天理環状線合接	旧	2.00	5.42	249.45
421	西井戸堂線	西井戸堂町市道57号線分岐	新	2.00	3.05	174.35
		西井戸堂町市道420号線合接	旧	2.00	2.85	174.35
422	西井戸堂東線	西井戸堂町県道天理環状線分岐	新	2.00	4.45	298.34
		東井戸堂町市道247号線合接	旧	2.00	4.45	298.81
424	筑紫線	九条町県道天理環状線分岐	新	2.40	2.99	493.71
		九条町市道22号線合接	旧	2.40	2.99	494.51
430	成願寺北線	成願寺町市道68号線分岐	新	1.90	7.10	354.16
		成願寺町市道29号線合接	旧	1.80	7.50	373.28
432	渋谷線	渋谷町市道62号線分岐	新	2.10	4.30	185.84
		渋谷町市道62号線合接	旧	2.10	4.20	185.84
433	南別所不動の滝線	柳本町市道192号線分岐	新	1.80	3.50	483.10

		柳本町市道64号線合接	旧	1.80	3.50	483.10
434	不動の滝笠線	柳本町市道64号線終点分岐	新	1.28	4.40	1832.00
		柳本町桜井市界	旧	1.20	2.78	1832.00
436	中山藤井線	中山町市道66号線終点分岐	新	1.00	5.00	1501.75
		田町市道435号線合接	旧	1.00	3.20	1499.80
437	上長岡萱生線	柳本町市道28号線分岐	新	0.97	8.37	1190.86
		萱生町本市道195号線合接	旧	0.95	5.42	1192.63
444	横川仁興線	下仁興町市道541号線分岐	新	1.80	8.38	1514.53
		下仁興町市道87号線合接	旧	1.20	8.38	1521.53
445	藤井仁興線	藤井町県道笠天理線分岐	新	1.01	3.45	1440.40
		下仁興町市道87号線合接	旧	1.01	4.54	1440.40
449	乙木園原線	乙木町市道23号線分岐	新	2.00	4.30	382.68
		園原町市道71号線合接	旧	2.00	4.30	382.68
452	成願寺垣内線	成願寺町国道169号線分岐	新	2.20	5.00	531.18
		萱生町市道437号線合接	旧	1.65	2.30	582.18
453	萱原長滝線	萱原町国道25号線分岐	新	1.00	9.50	1330.25
		長滝町市道88号線合接	旧	1.00	9.50	1330.25
456	山田線	山田町県道天理・加茂・木津線分岐	新	1.20	5.30	627.73
		山田町市道485号線合接	旧	1.20	5.30	628.15
457	長柄老田池線	兵庫町市道176号線分岐	新	5.50	8.50	1016.51
		長柄町市道47号線合接	旧	5.45	8.50	1014.67
458	柳本堀端線	柳本町市道239号線分岐	新	1.00	4.75	335.45
		柳本町国道169号線合接	旧	1.00	4.75	335.45
459	九条池東線	九条町市道222号線分岐	新	4.00	6.50	214.29
		九条町市道23号線合接	旧	4.20	6.60	214.29
460	九条池線	九条町市道22号線分岐	新	3.50	4.80	110.41
		九条町市道459号線合接	旧	3.50	4.80	110.41
467	中定線	福住町国道25号線分岐	新	2.20	7.00	477.57
		福住町市道205号線合接	旧	1.97	7.00	489.48
470	渋谷西線	渋谷町市道62号線分岐	新	1.90	3.00	140.94
		渋谷町市道432号線合接	旧	1.90	2.45	140.94
472	田永原東線	田町市道73号線分岐	新	0.60	7.45	1660.75
		永原町県道天理王寺線合接	旧	0.60	7.45	1661.31
474	竹之内西線	竹之内町県道横川三昧田線分岐	新	2.75	4.08	183.82
		竹之内町市道198号線合接	旧	2.75	4.08	183.82
480	東井戸堂北線	東井戸堂町市道22号線分岐	新	3.10	6.30	531.99
		西井戸堂町県道天理環状線合接	旧	3.25	6.30	531.99
482	長山線	中山町国道169号線分岐	新	1.80	5.00	309.01
		中山町国道169号線合接	旧	1.80	3.00	307.29
486	上山田西線	山田町県道天理・加茂・木津線分岐	新	2.19	2.35	42.00
		山田町市道456号線合接	旧	2.04	2.34	42.00
490	岸田中線	岸田町市道65号線分岐	新	1.80	4.25	413.76
		岸田町市道176号線合接	旧	1.80	2.60	413.22
494	岩室西線	岩室国道25号線分岐	新	2.20	3.60	202.67
		岩室市道209号線合接	旧	2.00	3.60	199.10
501	佐保庄竹之内線	佐保庄町市道461号線分岐	新	2.53	3.40	396.99

		竹之内町県道横川三昧田線合接	旧	2.53	3.40	396.99
512	福住木虎坂線	福住町県道福住矢田原線分岐	新	4.14	9.52	575.57
		福住町1070番地先	旧	4.14	9.52	578.47
515	武蔵田原本線	武蔵町県道柳本田原本線分岐	新	4.20	8.20	273.96
		武蔵町田原本町界	旧	4.20	8.20	277.92
517	武蔵南線	武蔵町市道258号線分岐	新	4.65	5.00	86.91
		武蔵町市道483号線合接	旧	4.80	4.80	93.51
518	田部池西線	田部町市道15号線分岐	新	3.30	3.95	107.00
		田部町市道11号線合接	旧	2.60	3.80	107.00
522	富堂南線	富堂町市道269号線分岐	新	3.55	6.85	281.90
		富堂町県道天理環状線合接	旧	3.70	6.60	281.90
530	井戸堂東西線	東井戸堂町市道21号線分岐	新	2.75	5.40	529.86
		西井戸堂町県道天理環状線合接	旧	2.75	5.40	531.22
531	中山線	中山町市道66号線分岐	新	2.20	6.55	194.47
		中山町市道66号線合接	旧	2.15	4.83	192.82
535	別所清水線	別所町国道169号線分岐	新	4.20	4.45	85.76
		別所町市道139号線合接	旧	4.03	4.45	85.76
537	南桧垣田原本線	桧垣町桜井市道分岐	新	1.40	4.75	551.34
		桧垣町田原本町界	旧	1.40	4.75	551.87
542	天理ダム菅原線	菅原町国道25号線分岐	新	4.30	7.15	590.55
		菅原町市道541号線合接	旧	4.30	7.07	573.45
543	嘉幡ハイ上り線	嘉幡町市道38号線分岐	新	3.00	3.80	82.15
		嘉幡町310番地の1地先	旧	2.55	5.00	92.38
544	上之庄線	二階堂上之庄町国道24号線分岐	新	10.30	14.65	829.73
		荒蒔町49番地の1地先	旧	10.00	33.65	823.53
548	庵治川西線	庵治町市道38号線分岐	新	5.90	15.65	975.38
		庵治町川西町界	旧	3.90	16.35	977.54
552	石上市営住宅線	石上町市道415号線分岐	新	3.43	4.20	322.80
		石上町石上市営住宅	旧	2.85	4.20	322.80
553	荒蒔東線	稲葉町国道25号線分岐	新	4.80	7.55	522.50
		荒蒔町市道544号線合接	旧	4.80	7.55	522.50
560	西長柄区画街路2号線	西長柄町市道47号線分岐	新	4.00	4.80	162.94
		西長柄町市道561号線合接	旧	4.00	4.80	164.44
573	西長柄区画街路15号線	西長柄町市道572号線分岐	新	4.90	6.05	154.20
		西長柄町市道577号線合接	旧	4.80	5.40	154.20
591	西長柄区画街路33号線	西長柄町市道47号線分岐	新	5.50	6.20	300.30
		西長柄町市道67号線合接	旧	5.50	6.20	300.30
595	黒塚東線	柳本町県道柳本停車場線分岐	新	3.20	6.39	172.93
		柳本町市道458号線合接	旧	2.65	6.39	172.93
600	富堂東井戸堂線	富堂町県道天理環状線分岐	新	3.10	5.20	660.32
		富堂町市道22号線合接	旧	3.10	5.20	660.32
609	西中学校線	二階堂上ノ庄町市道544号線分岐	新	3.65	6.40	592.00
		二階堂上ノ庄町市道308号線合接	旧	3.65	6.30	592.00
611	豊田櫟本線	岩屋町県道福住横田線分岐	新	13.20	21.65	1488.47
		和爾町782番地2合接	旧	10.70	18.35	1488.47
614	中藤川線	中町国道24号線分岐	新	5.05	7.05	248.71

		中町市道621号線合接	旧	5.05	7.05	296.87
619	勾田櫟本北線	三島町市道11号線分岐	新	16.00	23.95	398.00
		別所町市道9号線合接	旧	12.65	23.95	403.22
620	南菅田川西線	南菅田町市道38号線分岐	新	4.50	6.05	443.19
		南菅田町川西町界	旧	4.00	6.05	443.19
621	南六条藤川西線	南六条町県道筒井二階堂線分岐	新	3.60	6.05	495.48
		中町県道筒井二階堂線合接	旧	3.64	6.05	495.48
624	南六条筒井線	南六条町国道24号線分岐	新	4.40	5.85	278.43
		南六条町市道621号線合接	旧	4.40	5.40	293.00
625	嘉幡二階堂線	嘉幡町国道24号線分岐	新	8.45	16.50	270.41
		嘉幡町市道38号線合接	旧	8.45	16.40	270.41
626	中町天理団地6号線	小路町市道607号線分岐	新	4.00	7.25	468.46
		二階堂上ノ庄町団地内集会所前	旧	4.00	7.25	468.46
631	中町天理団地11号線	二階堂上ノ庄町市道626号線分岐	新	6.00	6.00	105.93
		小路町市道165号線合接	旧	6.00	6.00	105.93
632	中町天理団地12号線	二階堂上ノ庄町市道626号線分岐	新	4.00	6.20	230.63
		小路町市道165号線合接	旧	4.00	6.20	233.23
636	上ノ庄東線	二階堂上ノ庄町市道609号線分岐	新	5.00	8.75	203.04
		二階堂上ノ庄町市道544号線合接	旧	5.00	7.30	203.04
639	岩室合場線	岩室町国道25号線分岐	新	4.95	7.50	1255.38
		合場町市道23号線合接	旧	4.63	7.50	1255.38
640	富堂東井戸堂西線	富堂町県道天理環状線分岐	新	4.00	6.00	109.60
		富堂町市道600号線合接	旧	4.00	4.00	109.60
644	法務局線	東井戸堂町市道22号線分岐	新	4.50	6.10	50.48
		東井戸堂町409番地の1先	旧	6.05	6.55	50.48
646	下仁興札峰線	下仁興町市道444号線分岐	新	3.90	3.95	156.80
		下仁興町市道444号線合接	旧	3.90	3.95	156.80
647	遠田新町1号線	遠田町市道63号線分岐	新	4.00	4.70	154.11
		遠田町市道313号線合接	旧	4.00	4.70	154.11
653	嘉幡4号線	嘉幡町市道650号線分岐	新	5.10	8.00	105.91
		嘉幡町市道547号線合接	旧	5.10	8.00	105.91
678	白川ダム公園線	岩屋町県道福住横田線分岐	新	4.00	8.95	701.35
		岩屋町460番地の64先まで	旧	4.00	8.95	702.75
682	上ノ庄東口線	二階堂上ノ庄町市道1号線分岐	新	4.95	6.50	205.28
		二階堂上ノ庄町市道544号線合接	旧	4.95	6.50	205.28
683	中町天理団地13号線	中町市道596号線分岐	新	6.00	8.84	211.37
		中町193番地の3先	旧	6.00	8.84	212.37
690	石上公園前線	石上町市道3号線分岐	新	4.50	8.10	220.63
		石上町市道118号線合接	旧	4.50	8.10	220.63
692	前裁九ノ坪線	前裁町市道11号線分岐	新	6.20	8.35	397.15
		前裁町県道天理環状線合接	旧	6.20	8.35	397.15
697	杉本若菜1号線	杉本町県道天理環状線分岐	新	4.10	6.25	534.99
		平等坊町市道1号線合接	旧	4.10	6.25	534.99
701	新田町5号線	田町市道670号線分岐	新	4.10	6.90	166.70
		田町市道670号線合接	旧	4.10	6.00	165.15
705	西井戸堂北線	西井戸堂町市道20号線分岐	新	6.00	6.00	89.10

		西井戸堂町市道21号線合接	旧	6.00	6.00	90.10
711	川原城下滝本線	川原城町国道169号線分岐	新	3.40	16.00	3620.38
		滝本町国道25号線合接	旧	3.40	16.00	3620.38
721	二階堂北菅田宮堂線	二階堂北菅田町県道天理斑鳩線分岐	新	5.90	14.40	310.49
		二階堂北菅田町大和郡山市宮堂町地内線合接	旧	5.90	14.40	309.09
722	萱生西線	萱生町市道452号分岐	新	4.65	7.27	99.24
		中山町市道271号合接	旧	4.60	7.27	100.50

3 供用開始年月日 平成26年 3 月28日

(平成26年 3 月28日揭示済)

天理市告示第104号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月28日から平成26年 5 月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月28日揭示済)

天理市告示第105号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 3 月28日
 - 3 移動対象区域
天理市喜殿町159番地2先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月28日から平成26年 5 月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 3 月31日 掲示済)

天理市告示第106号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 3 月31日 掲示済)

天理市告示第107号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 3 月31日 掲示済)

天理市告示第108号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 3 月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 3 月31日から平成26年 5 月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第109号

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録について

地方税法第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成26年 3 月31日付けで登録した旨、公示する。

平成26年 4 月 10 日 木曜日

天理市公報

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

(平成26年 3 月 31 日 揭示済)

天理市告示第110号

天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年12月天理市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

第 1 条中「及び天理市立病院」を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

整理 番号	
----------	--

競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）

年 月 日

天理市長 様

ふりがな
住所（所在地）
ふりがな
商号又は名称
ふりがな
代表者氏名
印鑑登録印
電 話 番 号 （ — — ）
F A X 番 号 （ — — ）

天理市（天理市上下水道局を除く。）が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 入札参加希望種目

希望種目区分	種類記号	品 目 番 号
第 1 希 望	()	() () () () () ()
第 2 希 望	()	() () () () () ()

受 付 印	
---------------------	--

2 主な取扱品目（業務内容）

種 目 番 号 (入札参加希望種目)	取扱品目（業務内容） (品目は、より具体的に記入すること。)	取扱品目のメーカー名
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		
() - ()		

3 市との取引の権限を委任する支店、営業所等（法人で委任する場合のみ）

ふりがな

住所（所在地）

ふりがな

商号又は名称

ふりがな

代表者氏名

使用印

電 話 番 号 (- -)

F A X 番 号 (- -)

4 営業経歴

創業（設立）年月	転廃業（休業）期間	現組織への変更年月	営業年数
年 月	年 月から 年 月まで	年 月	年

5 資本金等

資 本 金 額	円
前々年度販売額	
前年度販売額	

6 過去2年間の営業実績

	契約の相手方	契約金額	契約年月日	契約の内容
天理市		千円	・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
他の官公庁			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
民間会社			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
その他			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

7 従業員

	事務関係	技術関係	その他	合計
従業員数（常勤）	人	人	人	人

様式第4号中「自 年 4 月 1 日 至 年 3 月31日」を「自 年 月 日 至 年 月 日」に改める。

様式第5号中「使用印」を「印鑑登録印」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 4 月 1 日揭示済)

天理市告示第111号

天理市立メディカルセンターにおける手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天理市立メディカルセンターにおける手数料の徴収事務を社会医療法人高清水理事長高井重郎に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

(平成26年 4 月 1 日揭示済)

天理市告示第112号

平成26年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第8号）第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の8.5
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者1人について、24,000円
 - (3) 世帯別平等割額
1世帯について、23,500円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者1人について、7,500円
 - (3) 世帯別平等割額
1世帯について、6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者1人について、8,000円
 - (3) 世帯別平等割額
1世帯について、7,000円

(平成26年 4 月 1 日揭示済)

天理市告示第113号

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第8号）第19条の規定による平成26年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第1項第1号アに規定する額 16,800円
 - (2) 条例第19条第1項第1号イに規定する額 16,450円
 - (3) 条例第19条第1項第2号アに規定する額 12,000円
 - (4) 条例第19条第1項第2号イに規定する額 11,750円

- (5) 条例第19条第1項第3号アに規定する額 4,800円
(6) 条例第19条第1項第3号イに規定する額 4,700円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
- (1) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,250円
(2) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
(3) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,750円
(4) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
(5) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,500円
(6) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
- (1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,600円
(2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,900円
(3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 4,000円
(4) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,500円
(5) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,600円
(6) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,400円

(平成26年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第114号

指定特定相談支援事業所の指定について

平成26年 4 月 1 日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので告示する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
社会福祉法人寧楽ゆいの会 理事長 中舎 有子
奈良県奈良市菅原町48番地
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
相談支援事業所 こもれび
天理市前栽町309-5
- (3) 指定等の年月日
平成26年 4 月 1 日
- (4) 種別
指定計画相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
精神障害者
- (6) 事業所番号
指定特定相談支援事業所 2930900093

(平成26年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第115号

指定特定相談支援事業所の指定について

平成26年 4 月 1 日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので告示する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
特定非営利活動法人なら福祉会こころ 理事長 松本 年弘
天理市南六条町元柳生方158
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
指定特定相談支援事業所 クローレこころ
天理市南六条町元柳生方158
- (3) 指定等の年月日
平成26年 4 月 1 日
- (4) 種別

- 指定計画相談支援・指定障害児相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
知的障害者・精神障害者・障害児
- (6) 事業所番号
指定特定相談支援事業所 2930900101
指定障害児相談支援事業所 2970900672

(平成26年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第116号

天理市福祉医療費資金貸付要綱（平成17年 7 月天理市告示第205号）の一部を次のように改正する。
平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

第 6 条中「高額療養費の支給見込額であつて、」の次に「一の医療機関、入院・通院ごとにおいて、月の初日から末日までに係る」を加える。

第 9 条第 1 項中「の決定」を削る。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第117号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4 月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4 月 1 日から平成26年 5 月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 4 月 1 日 揭示済)

天理市告示第118号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成26年 3 月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4 月 1 日から平成26年 9 月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年4月1日揭示済)

天理市告示第119号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、渋谷町町内会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年4月1日

天理市長 並 河 健

変更前

代表者 天理市渋谷町367番地1
福 家 茂

変更後

代表者 天理市渋谷町403番地5
平 岡 輝 之

変更年月日 平成26年4月1日

(平成26年4月1日揭示済)

天理市告示第120号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、渋谷町町内会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年4月1日

天理市長 並 河 健

変更前

代表者 天理市海知町548番地
鳥 山 幸 男

変更後

代表者 天理市海知町125番地
中 辻 徳 行

変更年月日 平成26年4月1日

(平成26年4月1日揭示済)

天理市告示第121号

天理市章の使用に関する規程(平成24年10月天理市告示第369号)の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

天理市長 並 河 健

第7条中「市長公室企画政策課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日揭示済)

天理市告示第122号

地価公示台帳閲覧規程(昭和46年5月天理市告示第15号)の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

天理市長 並 河 健

第2条中「市長公室企画政策課」を「市長公室総合政策課」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日揭示済)

天理市告示第123号

狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託について（平成12年 4 月天理市告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

本文中「社団法人奈良県獣医師会」を「公益社団法人奈良県獣医師会」に改める。

（平成26年 4 月 1 日 揭示済）

天理市告示第124号

天理市開発指導要綱（平成元年 9 月天理市告示第44号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

第10条第 6 号中「山辺広域行政事務組合消防本部通達（平成 3 年12月山組消本警発第294号）に基づき」を削る。

第12条中「山辺広域行政事務組合管理者」を「消防署長」に改める。

第16条第 1 項、第 2 項及び第 3 項中「又は山辺広域行政事務組合」を削る。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（平成26年 4 月 1 日 揭示済）

天理市告示第125号

天理市開発指導要領（平成元年 9 月天理市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

第15条第 6 号中「山辺広域行政事務組合」を「天理市」に改める。

第23条中「又は山辺広域行政事務組合」を削る。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「山辺広域行政事務組合」を「奈良県広域消防組合」に改める。

附 則

この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（平成26年 4 月 1 日 揭示済）

天理市告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

1. 委託者

伊賀市予野字鉢屋4713

三重中央開発（株） 代表取締役 金子 文雄

2. 委託期間

平成26年 4 月 1 日から平成26年 6 月30日まで

（平成26年 4 月 1 日 揭示済）

天理市告示第127号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、平成26年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

以上

平成26年度 天理市一般廃棄物処理実施計画

第1編 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、天理市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

2 計画区域

天理市環境クリーンセンターでは、山添村、川西町及び三宅町のごみ処理と川西町及び三宅町のし尿処理も受託しているため、処理については、これらの町村全域を含めるものとする。

3 計画期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

4 用語

本計画において使用する用語は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）と天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

第2編 ごみ処理計画

1 ごみ排出の見込み

（1）一般廃棄物

区分		主なもの	発生量 (t)	
行政 処理	燃やせるごみ		調理くず、紙くず、プラスチック商品、おむつ など 21,170	
	燃やせないごみ		金属類、ガラス類、瀬戸物 など 1,070	
	粗大ごみ		家具、自転車、電化製品 など 180	
	資源物	プラスチック製容器包装	弁当の容器など  マークが付いている容器包装	260
		発泡スチロール	発泡スチロール製トレイ、家電緩衝材 など	40
		新聞・雑誌・段ボール	新聞紙、広告、雑誌、カタログ、ダンボール箱 など	660
		飲料用紙パック	牛乳パックなどで500cc以上のもの	20
		古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーター など	90
		飲料カン・飲食用びん	ジュースのカン、酒類のびん、常備薬のびん など	440
		ペットボトル	 マークが付いている飲料用のもの	160
	有害ごみ		蛍光灯、水銀式体温計、電池 など 5	
行政処理分 計		24,095		
集団資源回収			670	
民間契約により天理市内で資源化されるもの(剪定枝・草などを堆肥化) ※1			1,040	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(動物性残渣の飼料化) ※2			140	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(魚あらの飼料・堆肥化) ※2			120	

※ 1 : 市が許可した一般廃棄物処分業者が関与し、市内において再資源化されるもの

※ 2 : 市が許可した一般廃棄物収集運搬業が関与し、市外において再資源化されるもの

(2) 小動物の死体

- ・業者委託分 130体
- ・職員回収分 200体

・一般持込分 30体

(3) 排出の状況(平成25年度) 別紙1-1及び1-2のとおり

2 処理主体

(1) 収集運搬

- ① 家庭廃棄物については、委託業者による収集と運搬又は自ら環境クリーンセンターに直接持込。
 ② 事業系廃棄物については、環境クリーンセンターに直接持込又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託。ただし、市が認める小規模事業所の一般廃棄物については、集積場所に排出し、委託業者が収集と運搬。

市が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、事業者自ら委託先まで運搬。

(2) 中間処理

		処理施設	処理方法	処理主体
燃やせるごみ		クリーンセンター	焼却処理	市 (運転管理は業者委託)
燃やせないごみ		クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
粗大ごみ		クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
資源物	プラスチック製容器包装	民間処理施設 (市外)	選別・圧縮処理 指定法人ルートで 資源化	市(処理委託)
	発泡スチロール	民間処理施設 (市外)	選別・インゴット 独自ルートで資源 化	市(処理委託)
	新聞・雑誌・段ボール	クリーンセンター	一時保管	市(売却)
	飲料用紙パック	クリーンセンター	選別後一時保管	市(売却)
資源物	古着類	クリーンセンター	一時保管	市(売却又は引取り)
	飲料カン	クリーンセンター	鉄・アルミ別に選 別圧縮	市(売却)
	飲食用びん	クリーンセンター	3色に選別 独自ルートで資源 化	市(透明・茶色は売却、そ の他色は処理委託)
	ペットボトル	民間処理施設 (市外)	フレーク処理 独自ルートで資源 化	市(売却)
有害ごみ		クリーンセンター	一時保管後 専門業者で処理	市(処理委託)
剪定枝・草 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市内)	処分業許可業者 で堆肥化	処分業の許可業者
動物性残渣 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市外)	市外業者で飼料 化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)
魚あら (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設 (市外)	市外業者で飼料 化・堆肥化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)

(3) 最終処理については、山辺広域第2最終処分地（直営）及び大阪湾広域臨海環境整備センターに
処理委託

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

① 収集・運搬する廃棄物の量

・燃やせるごみ	12,090 t
・燃やせないごみ	720 t
・粗大ごみ	180 t
・プラスチック製容器包装	260 t
・ペットボトル	160 t
・飲料カン・飲食用びん	440 t
・新聞・雑誌類	460 t
・段ボール	200 t
・発泡スチロール	40 t
・古着類	80 t
・飲料用紙パック	20 t
・有害ごみ	5 t
	14,655 t

② 収集区域の範囲 天理市全域

③ 収集回数

・燃やせるごみ	週2回
・燃やせないごみ	月2回
・資源ごみ	月2回
・粗大ごみ及び蛍光灯	電話申込みによる戸別収集
・有害ごみ（蛍光灯除く）	月2回
④ 収集方法	分別収集でステーション方式 (粗大ごみ及び蛍光灯は戸別収集)
⑤ 収集・運搬する搬入先	天理市環境クリーンセンター

(2) 中間処理計画

① 処理施設の概要 別紙2のとおり

② 処理方法 2 処理主体(2) 中間処理表の処理方法による 条例第30条及び第36条に規定する事業系ごみについては、以下に定める排出基準による。

廃棄物	中間処理方法	持込量の制限
剪定枝・草	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1日2トン車2台まで
スプリングマット	布とスプリングを分ける	1回につき5枚まで
スプリング入りのソファ等	布と木の部分とスプリングを分ける	1回につき5セットまで
畳(新築、改築を除く)	半分に切る	1回につき6畳分(180kg)まで
木くず	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1回につき100kgまで
カセットコンロのカートリッジ	穴をあけ、中のガスを抜くこと	1回につき20本まで
飲料カン		1回につき5袋か10kgまで
飲食用びん		1回につき5袋か20kgまで
廃プラスチック類	袋に入れて可燃ごみの扱い	1回につき2袋又は10kgまで
蛍光灯		1回につき10本まで
その他の産業廃棄物	家庭ごみ分別の手引きによる	家庭ごみと同程度

※ 上記の持込量の制限内でも連続して搬入する場合は、合算するものとする。

③ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

・委託収集（家庭系）	14,655 t
・一般持込（家庭系）	1,110 t
・一般持込（天理教）	1,000 t
・一般持込（事業所・許可業者）	7,010 t
・減免ごみ	320 t
天理市 計	24,095 t
・山添村 持込分	750 t
・川西町 持込分	2,300 t
・三宅町 持込分	1,880 t
2町1村持込み	4,930 t
合計	29,025 t

④ 残渣の量及び処分方式

残渣量	4,120 t
処分方式	埋立て処分

⑤ 処分業者による資源化量

・剪定枝及び草（市内で堆肥化分）	1,040 t
・食品残渣（他市で飼料化分）	140 t
・魚あら（他市で飼料・堆肥化分）	120 t

(3) 最終処分計画

① 最終処分場の概要 別紙3のとおり

② 山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量（天理市）	1,130 t
〃（田原本町）	1,250 t
年間埋立量	1,776m ³
（搬入量÷1.34で算出）	

③ 大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量
2,850 t／年

- ・搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁4番
- ・処分場

神戸沖処分場	兵庫県神戸市東灘区向洋町地先
埋立地面積	88ha
埋立容量	15,000,000m ³
大阪沖処分場	大阪府大阪市此花区北港緑地地先
埋立地面積	95ha
埋立容量	14,000,000m ³

④ 山辺広域第2最終処分場埋立計画

第1処分地

埋立方法	サンドイッチ方式
埋立期間	昭和54年～平成7年
平成7年度で最終覆土工事完了	

第2処分地

埋立方法	サンドイッチ方式
埋立期間	平成7年～平成40年
埋立残容量	21,182m ³

(4) 集団資源回収量

① 新聞	360 t
② 雑誌類	140 t
③ ダンボール	130 t
④ 古着	40 t
計	670 t

第3編 生活排水処理計画

1 し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿	1,110kℓ
浄化槽汚泥	2,360kℓ
計	3,470kℓ

排出の状況（平成25年度） 別紙4のとおり

2 処理主体

- (1) 一般し尿については、委託業者による収集運搬
 (2) 浄化槽汚泥については、浄化槽収集運搬許可業者による収集運搬
 一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンターし尿処理場

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

① 収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿	1,110kℓ
浄化槽汚泥	2,360kℓ
計	3,470kℓ

② 区域の範囲 天理市全域

③ 収集回数

- ・一般し尿のくみ取り 通常月1回（仮設トイレは随時）
- ・浄化槽汚泥の清掃 許可業者へ直接申込み

④ 収集の方法 くみ取り方式

⑤ 収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理場

(2) 中間処理計画

① 処理施設の概要

- ・施設名 天理市環境クリーンセンター し尿処理場
- ・所在地 天理市嘉幡町180番地
- ・処理方法 高負荷脱窒素処理方式
- ・処理能力 57kℓ／日

② 搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	1,110kℓ
天理市浄化槽汚泥	2,360kℓ
川西町持込み	150kℓ
三宅町持込み	260kℓ
計	3,880kℓ

③ 処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥	150t
処分方法	焼却

第4編 ごみ減量等の具体策

- 1 持続可能なごみ処理をめざして、さらなるごみ減量化やリサイクルの推進を図るため、ごみ減量モデル事業を実施し、資源ごみ分別の見直し等を検討する。
- 2 小規模事業所が市による収集を受ける場合は、事前に登録して、収集を依頼しなければならないが、登録が少ないため、商工会等の協力を得ながら周知を図る。
- 3 小型家電リサイクル法の施行により小型家電の分別収集を検討する。
- 4 家庭ごみ有料化時に資源ごみの分別拡大を検討する。
- 5 古紙、古布類回収の促進
子ども会や自治会等団体にて回収
団体への助成金の交付（1kgあたり4円）
団体数：104団体 / 登録業者数：7業者
回収予定量：670t
- 6 生ごみ処理器の普及促進
購入者に対して補助金交付（購入金額の2分の1の額ただし上限3万円）
補助対象予定世帯数 15世帯
- 7 むくもり収集の実施
日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。
対象世帯数 60世帯

第5編 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

1 市民の協力義務等

- (1) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。また、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- (2) 廃棄物を排出する際には、適正に分別し、廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発散させないようにす

るとともに、集積場所を清潔にし、排出禁止物を排出してはならない。また、決められた日時及び場所に排出しなければならない。

- (3) 集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 事業者の協力義務等

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また、製造、販売する製品や容器が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないようにしなければならない。
- (2) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。
- (3) 事業者は、市の施設へ搬入する際は、市の指示に従い、処分しやすいように分別するとともに、中間処理等の命令がある場合は、選別、圧縮及び破碎等の前処理を行わなければならない。また、排出禁止物や処理施設に支障を来すものは搬入してはならない。

3 ごみ減量モデル地区事業

資源ごみの分別見直し等によって、ごみ減量や資源化の促進を図るため、モデル地区を定めて1年間程度の検証を行う。併せて新施設建設に向けての財源の確保についても再度検討した後に、有料化を導入すべきかどうかの結論を出す。

4 焼却施設について長寿命化計画に基づき事業手法等の検討を行う。

5 独自ルートで処理を行っている資源物等の処理状況の検査を強化する。

6 資源物等の持ち去りについては、条例の罰則規定が適用されるため、関係者等に周知する。また、持ち去り防止のパトロール及び廃家電等の不適正排出のパトロールを強化する。

7 浄化槽清掃事業の進捗をまとめ生活排水処理基本計画を策定する。

(平成26年 4 月 2 日 掲示済)

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 2 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 4 月 2 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 4 月 2 日から平成26年 5 月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 4 月 3 日 掲示済)

天理市告示第129号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 3 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 4 月 3 日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 4 月 3 日から平成26年 6 月 1 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 4 月 4 日揭示済)

天理市告示第130号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 4 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 4 月 4 日

3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 4 月 4 日から平成26年 6 月 2 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

公 告

(平成26年 3 月14日揭示済)

天理市公告第 7 号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成26年 4 月28日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成26年 4 月13日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成26年 3 月14日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成26年 3 月14日（公告年月日）

至 平成26年 4 月13日（公告年月日の翌日から起算して30日目）

2. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町605番地

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市公告第 8 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用される同法第62条第1項の規定に基づき、大和都市計画道路事業（3・4・403号勾田櫟本線）事業計画の変更に係る図書の写しの変更

を受けた。

その図書の写しは、天理市建設部まちづくり事業課において公告の日から一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

(平成26年 3 月31日揭示済)

天理市公告第 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成26年 3 月31日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成26年 4 月 1 日揭示済)

天理市公告第10号

平成26年度 天理市定期予防接種の実施について

定期予防接種を次の通り行いますので、予防接種法施行令第 4 条及び第 5 条の規定により公告します。

平成26年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 予防接種実施場所
委託医療機関
- 2 予防接種期日
実施医療機関の定めた日
- 3 定期予防接種と実施方法

(A類)

予防接種名	対象者
不活化ポリオ	生後 3 月から90月未満
B C G	生後 5 月から生後 1 歳未満
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷 風・不活化ポリオ)	生後 3 月から90月未満
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破 傷風)	生後 3 月から90月未満
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳未満
二種混合 (麻疹・風疹)	1 期：生後12月から24月未満 2 期：5 歳以上 7 歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前から当該始期に達する前日まで
日本脳炎第 1 期	生後36月から90月未満
第 2 期	満 9 歳から満13歳未満
予防接種実施規則（昭和33年厚生労働省令第27号）附則第 5 条 1 項に規定する特例対象者。ただし、特例対象者であっても、第 4 回目（2 期接種相当）の者については、引き続き9歳以上の者とする。	
ヒブワクチン	生後 2 月から60月未満
小児用肺炎球菌ワクチン	生後 2 月から60月未満
子宮頸がん予防ワクチン	小学 6 年生～高校1年生相当の女子

尚、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間で、次の各号に掲げるものを除き予防接種を受けることができます。

- (1) 4 種混合については、15歳に達するまでの間の者
- (2) B C Gについては、4 歳に達するまでの間の者
- (3) ヒブ感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、10歳に達するまでの間の者

(B類)

予防接種名	対象者
季節性インフルエンザ	65歳以上の者 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることがあきらかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他医師が不適当と認める者

5 接種費用（自己負担金）

- A類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。
- B類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合一部自己負担を徴収する。尚、生活保護受給者のみ無料とする。
2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関で接種する場合は全額自己負担とし天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

教育委員会

天理市教育委員会訓令甲第1号

天理市教育委員会事務処理規程の一部を改正する規程

天理市教育委員会事務処理規程（昭和62年3月天理市教育委員会教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月12日

天理市教育委員会

委員長 前 川 喜 太 郎

第5条共通事項の項第12号中「並びに郵便料金」を「、郵便料金並びに旅費」に改め、同条教育総務課長の項第14号を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月18日揭示済）

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

天理市教育委員会

委員長 前 川 喜 太 郎

天理市教育委員会規則第2号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施設管理係」を削る。

第2条庶務係の項第7号中「執行管理」の次に「（給与・共済費等を除く。）」を加え、同項第20号中「給与及び」を削り、同項第21号を削り、同項第22号を同項第21号とし、同項第23号を同項第22号とし、同項第24号を同項第23号とする。

第6条社会体育係の項第9号を削り、次の1号を加える。

（9） 社会体育施設に関すること。

第6条施設管理係の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年 3 月18日 掲示済)

天教告示第 4 号

平成26年 3 月20日 午前10時から 3 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成26年 3 月18日

天理市教育委員会

教育委員長 前 川 喜 太 郎

(平成26年 4 月 1 日 掲示済)

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月 1 日

天理市教育委員会

教育委員長 前 川 喜 太 郎

天理市教育委員会規則第 3 号

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市教育総合センター条例施行規則（平成10年 3 月天理市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項中「副所長補佐」を「副所長、副所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

農業委員会

(平成26年 3 月25日 掲示済)

天農委告示第 3 号

平成26年 4 月 8 日 午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成26年 3 月25日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

記

議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条に関する許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第 4 号 下限面積（別段面積）の検討について

議題第 5 号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成26年 3 月31日 掲示済)

天選告示第 5 号

平成26年 3 月31日現在における農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第 1 項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の 2 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成26年 3 月31日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

2, 573 人

(平成26年 3 月31日 掲示済)

天選告示第 6 号

天理市農業委員会の委員の投票区に関する告示を次のように定める。

平成26年 3 月31日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀 内 靖 介

天理市農業委員会の委員の投票区に関する告示

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第 2 項の規定により天理市農業委員会委員選挙における投票区を次のとおり定める。

なお、天理市農業委員会委員の投票区に関する告示（平成23年 6 月天理市選挙管理委員会告示第42号）は、廃止する。

投票区	区域
第 1 投票区	丹波市町、守目堂町、田町、勾田町、御経野町、川原城町、三島町、杣之内町、石上町、田部町、別所町、滝本町、内馬場町、布留町、豊井町、豊田町、岩屋町、藤井町、上仁興町、下仁興町、荳原町
第 2 投票区	前裁町、杉本町、平等坊町、上総町、富堂町、岩室町、喜殿町、小路町、中町、南六条町、小田中町、指柳町、田井庄町、西井戸堂町、東井戸堂町、合場町、小島町、九条町、備前町、吉田町、二階堂南菅田町、二階堂北菅田町、二階堂上ノ庄町、荒蒔町、稲葉町、庵治町、嘉幡町
第 3 投票区	佐保庄町、三味田町、兵庫町、竹之内町、乙木町、園原町、福知堂町、永原町、長柄町、西長柄町、新泉町、岸田町、中山町、成願寺町、萱生町
第 4 投票区	柳本町、渋谷町、檜垣町、遠田町、海知町、武蔵町
第 5 投票区	櫛本町、檜町、蔵之庄町、森本町、中之庄町、和爾町
第 6 投票区	福住町、長滝町、山田町

附 則

この告示は、次の天理市農業委員会委員選挙の告示の日から施行する。

公平委員会

（平成26年 3 月26日 掲示済）

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月26日

天理市公平委員会
委員長 梶 村 善 正

天理市公平委員会規則第 1 号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年 8 月天理市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長部局の項中

「企画政策課企画係長、企画政策課行政経営係長
行政改革推進課行政改革推進係長」を

「総合政策課統括係長、総合政策課企画室企画係長、総合

政策課行政経営室行政経営係長、総合政策課行政経営室」に改める。

ファシリティマネジメント係長」

別表第 2 病院の項を削り、同表備考中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第11項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

監査委員

（平成26年 3 月25日 掲示済）

天監委告示第 4 号

天理市監査委員事務局処務規程（昭和40年10月監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月25日

天理市監査委員 梅 崎 浩 充
天理市監査委員 松 井 義 憲
天理市監査委員 堀 田 佳 照

第 1 条中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

災害対策本部

（平成26年 3 月25日 掲示済）

天理市災害対策本部告示第 1 号

天理市災害対策本部規程（平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。
平成26年 3 月31日

天理市災害対策本部長

天理市長 並 河 健

第 2 条第 2 号中「広報班」を「広報第 1 班 広報第 2 班」に改め、同条第 5 号中「商工班 観光班」を「産業振興班」に改め、同条第 6 号を削り、同条第 7 号を同条第 6 号とし、同条第 8 号を同条第 7 号とし、同条第 9 号を同条第 8 号とし、同条第10号中「ボランティア班」を「ボランティア協力班」に改め、同号を同条第 9 号とする。

第 8 条第 1 号中「又は警報」を「若しくは警報又は特別警報」に改める。

第 9 条第 2 項中「山辺広域行政事務組合」を「奈良県広域消防組合」に改める。

別表公室部（市長公室長）の項中

「

協力第 1 班 （企画政策課長）	企画政策課 職員	1 部内各班への協力に関すること。 2 その他部長の命ずる指示事項に関すること。
協力第 2 班 （行政改革推進課長）	行政改革推進課職員	
広報班 （自治振興課長）	自治振興課職員	1 災害に関する各種情報の広報に関すること。 2 関係機関団体の活用及び連絡調整に関すること。 3 記録写真の作成及び保存に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。

を

「

協力班 （総合政策課長）	総合政策課職員	1 部内各班への協力に関すること。 2 その他部長の命ずる指示事項に関すること。
広報第 1 班 （広報課長）	広報課職員	
広報第 2 班 （市民協働推進課）	市民協働推進課職員	

に

改め、同表市民部（市民部長）の項中

「

1 食糧班への協力に関すること。 2 その他部長の命ずる指示事項に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。

を

「

1 食糧班への協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 3 その他部長の命ずる指示事項に関すること。

に改め、

同表健康推進部（健康推進部長）の項中

「

- 1 傷病者の応急手当及び助産等救護に関するこ
と。

2 救護所の開設に関するこ
と。

3 感染症の発生及びまんえん防止に関するこ
と。

4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関
すること。

を

- 1 傷病者の応急手当及び助産等救護に関するこ
と。

2 救護所の開設に関するこ
と。

3 感染症の発生及びまんえん防止に関するこ
と。

4 関係医療団体の活用及び連絡調整に関するこ
と。

5 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関
すること。

に改め、

同表環境経済部（環境経済部長）の項中

- 1 本部事務局及び各部との連絡及び報告に関す
ること。

2 部内各班との連絡調整に関するこ
と。

3 部所管の被害状況の取りまとめに関するこ
と。

4 被災による死者の収容及び埋火葬に関するこ
と。

5 そ族昆虫の駆除に関するこ
と。

を

- 1 本部事務局及び各部との連絡及び報告に関す
ること。

2 部内各班との連絡調整に関するこ
と。

3 被災による死者の収容及び埋火葬に関するこ
と。

4 そ族昆虫の駆除に関するこ
と。

5 部所管の被害状況の取りまとめに関するこ
と。

に、

商工班 （商工課長）	商工課職員	1 商工業の被害状況の調査及び報告に関す ること。 2 被災中小企業者に対する融資に関するこ と。
観光班 （観光課長）	観光課職員	1 観光施設等の被害状況の調査及び報告に 関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告 に関するこ と

を

産業振興班 (産業振興課長)	産業振興課職員	1 商工業の被害状況の調査及び報告に関すること。 2 被災中小企業者に対する融資に関すること。 3 観光施設等の被害状況の調査及び報告に関すること。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること
-------------------	---------	--

に

改め、同表医療部（市立病院事務局長）の項を削り、同表建設部（建設部長）の項中

- 「
- 1 応急仮設住宅設置の認定に関すること。
 - 2 応急仮設住宅の建築に関すること。
 - 3 住宅の応急修理の認定に関すること。
 - 4 建築基準法に基づく住宅の応急修理に関すること。
 - 5 市有施設の応急修理に関すること。
 - 6 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
 - 7 被災住宅に係る復旧資材の購入、あっせん及び配給に関すること。
 - 8 公共施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
- 」

を

- 「
- 1 応急仮設住宅設置の認定に関すること。
 - 2 応急仮設住宅の建築に関すること。
 - 3 住宅の応急修理の認定に関すること。
 - 4 建築基準法に基づく住宅の応急修理に関すること。
 - 5 市有施設の応急修理に関すること。
 - 6 被災住宅に係る復旧資材の購入、あっせん及び配給に関すること。
 - 7 公共施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
 - 8 被災建築物応急危険度判定に関すること。
 - 9 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
- 」

に、

- 「
- 1 土木班への協力に関すること。
 - 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
 - 3 その他部長の命ずる指示事項に関すること。
- 」

を

- 「
- 1 土木班への協力に関すること。
 - 2 被災宅地危険度判定に関すること。
 - 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告関すること。
 - 4 その他部長の命ずる指示事項に関すること。
- 」

に改め、

同表教育部（教育委員会事務局長）の項中

「

市民体育課職員
健民運動場（有料公園施設）職員
三島体育館職員
二階堂体育館職員

を

市民体育課職員

に、

「

ボランティア班 （文化センター所長）	文化センター職員	1 ボランティアの受付及び配備に関する こと。 2 ボランティアの宿舎及び給食に関する こと。 3 ボランティア被災時の事務に関する こと。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告 に関すること。
-----------------------	----------	--

を

「

ボランティア協力班 （文化センター所長）	文化センター職員	1 天理市災害ボランティアセンターの配置 及び運営への協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告 に関すること。
-------------------------	----------	--

に

改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

公営企業

（平成26年 3 月11日 揭示済）

天理市上下水道局管理規程第 1 号

天理市指定下水道工事店等に関する規程（平成22年 4 月天理市上下水道局管理規程第23号）の全部を改正する。

平成26年 3 月11日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定下水道工事店等に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 項に規定する指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）及び排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）について必要な事項を定め、排水設備等の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）の適正な施行を確保することを目的とする。

（指定の申請）

第 2 条 指定工事店の指定を受けようとする者は、指定下水道工事店指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる事項を記載し、天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- （2） 排水設備工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業所において選任されることとなる責任技術者の氏名及び当該責任技術者が奈良県下水道協会（以下「協会」という。）から交付を受けている奈良県排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付番号
- （3） 排水設備工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 次条第 4 号のいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書（様式第 2 号）
- （2） 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- （3） その他管理者が必要と認める書類

（指定基準）

第 3 条 管理者は、前条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認める場合は、指定工事店の指定をしなければならない。

- (1) 奈良県内に事業所を有する者であること。
- (2) 管理者が指定する試験機関（以下「指定試験機関」という。）が行う排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）に合格し、下水道排水設備工事責任技術者として協会に登録した者を1名以上専属で有するものであること。
- (3) 排水設備工事に必要な機械器具を有する者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - オ 天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定工事店証の交付）

第4条 管理者は、前条の指定をしたときは、速やかに指定工事店に天理市指定下水道工事店証（様式第3号。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

- 2 指定工事店は、事業の廃止を届け出た場合又は第7条の規定により指定の取消しを受けた場合は、指定工事店証を管理者に返納するものとする。
 - 3 指定工事店は、事業の休止を届け出た場合又は第8条の規定により指定の停止を受けた場合は、指定工事店証を管理者に提出するものとする。
 - 4 指定工事店は、指定工事店証を汚損又は紛失した場合は、再交付を申請することができる。
- （指定工事店の責務及び遵守事項）

第5条 指定工事店は、条例、天理市下水道条例施行規程（平成22年3月天理市上下水道局管理規程第22号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示に従い誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
 - (2) 排水設備工事ごとに第11条第1項の規定により選任した責任技術者のうちから、当該工事に関して第10条各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (3) 排水設備工事を施行するときは、条例第5条に規定する管理者の確認を受けること。
 - (4) 前号に掲げる工事を施行するときは、責任技術者の監督の下に行い、その者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
 - (5) 責任技術者が排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯させ、関係者の要求があったときは、これを提示させなければならない。
 - (6) 名義を貸与し、又は工事を一括して下請負人に施行させないこと。
 - (7) 完工検査に合格した後6月以内に生じた故障については、無償で修繕すること。ただし、その故障の原因が指定工事店の責めに帰すべきものでないと認められるときは、この限りでない。
 - (8) 責任技術者及びその他の排水設備工事に従事する者の工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保すること。
 - (9) 反則工事の防止に協力すること。
 - (10) 災害時における復旧その他管理者からの緊急の要請を受けたときは、これに協力すること。
- （変更等の届出）

第6条 指定工事店は、次に掲げる事項に変更のあった場合又は排水設備工事の事業を廃止、休止若しくは再開した場合は、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、その役員の氏名
- (4) 責任技術者の氏名又は当該責任技術者が交付を受けている責任技術者証の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に指定下水道工事店指定事項変更届出書（様式第4号）に次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合 指定工事店証
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合 法人にあっては定款又は寄附行為、登記事項証明書及び指定工事店証、個人にあってはその住民票の写し及び指定工事店証
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合 第2条第2項第1号に規定する誓約書及び登記事項証明

書

- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止した場合は、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開した場合は、当該再開した日から10日以内に、指定下水道工事店廃止・休止・再開届出書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第7条 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に適合しなくなった場合
- (2) 不正の手段により指定工事店の指定を受けた場合
- (3) 第5条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な業務を行うことができないと認められる場合
- (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- (5) 第11条各項の規定に違反した場合
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、指定工事店として不正又は不適当な行為があった場合

（指定の停止）

第8条 前条各号に該当する場合において、指定工事店に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、1年を超えない範囲内で期間を定め指定の効力を停止することができる。

（工事の検査）

第9条 指定工事店は、条例第7条第1項に規定する工事の検査には、責任技術者を立会わせなければならない。

- 2 指定工事店は、条例第7条第1項に規定する工事の検査の結果手直しを求められた場合は、指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けなければならない。

（責任技術者の職務）

第10条 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備工事に係る排水設備の構造が法令及び条例第4条の規定に定める基準に適合していることの確認

（責任技術者の選任等）

第11条 指定工事店は、責任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定工事店は、その選任した責任技術者が欠けるに至った場合は、当該事由が発生した日から14日以内に新たに責任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 3 指定工事店は、責任技術者を選任又は解任した場合は、排水設備工事責任技術者選任・解任届出書（様式第6号）により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

（指定等の公示）

第12条 管理者は、次に掲げる場合は、公示するものとする。

- (1) 第3条の規定により指定工事店を指定した場合
- (2) 第6条の規定により指定工事店から排水設備工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があった場合
- (3) 第7条の規定により指定工事店の指定を取り消した場合
- (4) 第8条の規定により指定工事店の指定を停止した場合

（審査委員会）

第13条 管理者は、第7条の規定による指定の取消し及び第8条の規定による指定の停止に関して、公正の確保と透明性の向上を図るため、天理市指定下水道工事店審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に改正前の天理市指定下水道工事店等に関する規程第4条の規定に基づいてなされた指定の申請及び第5条の規定に基づいてなされた指定は、改正後の天理市指定下水道工事店等に関する規程（以下「新規程」という。）第2条の規定に基づいてなされた指定の申請及び第3条第1項の規定に基づいてなされた指定とみなす。

- 3 この規程の施行の際、現に責任技術者証を有していない者で、指定試験機関が行う試験に合格したもの又は排水設備工事責任技術者更新講習を修了したものに係る新規程第2条第1項第2号の適用については、同号中「奈良県排水設備工事責任技術者証」とあるのは、「合格証又は修了証」とする。

様式第1号（第2条関係）

指定下水道工事店指定申請書

天理市上下水道事業管理者 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

天理市指定下水道工事店等に関する規程第2条の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

排水設備工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる排水設備工事責任技術者の氏名	奈良県排水設備工事責任技術者証の交付番号

排水設備工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる排水設備工事責任技術者の氏名	奈良県排水設備工事責任技術者証の交付番号

様式第 2 号（第 2 条関係）

誓 約 書

指定下水道工事店申請者及びその役員は、天理市指定下水道工事店等に関する規程第 3 条第 4 号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

天理市上下水道事業管理者 様

様式第 3 号（第 4 条関係）

天理市指定下水道工事店証

指定第 号

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

上記の者は、天理市指定下水道工事店であることを証する。

年 月 日

天理市上下水道事業管理者

印

様式第 4 号（第 6 条関係）

指定下水道工事店指定事項変更届出書

天理市上下水道事業管理者 様

年 月 日

届 出 者

天理市指定下水道工事店等に関する規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、次の
とおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第 5 号（第 6 条関係）

指定下水道工事店廃止・休止・再開届出書

天理市上下水道事業管理者 様

年 月 日

届 出 者

天理市指定下水道工事店等に関する規程第 6 条第 3 項の規定に基づき、排水設備工事の廃止・休止・再開の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

様式第 6 号（第11条関係）

排水設備工事責任技術者選任・解任届出書

天理市上下水道事業管理者 様

年 月 日

届 出 者

天理市指定下水道工事店第11条第 3 項の規定に基づき、次のとおり排水設備
工事責任技術者の選任・解任の届出をします。

排水設備工事の事業を行う事業所 の名称		
上記事業所で選任・解任する排水 設備工事責任技術者の氏名	奈良県排水設備工事責 任技術者証の交付番号	選任・解任の年月日

(平成26年 3 月11日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 2 号

天理市指定給水装置工事事業者及び天理市指定下水道工事店審査委員会規程（平成10年 2 月天理市水道ガス局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月11日

天理市上下水道事業管理者

中 谷 博

第 1 条中「平成22年 4 月天理市上下水道局管理規程第23号」を「平成26年 3 月天理市上下水道局管理規程第 1 号」に、「第17条第 1 項」を「第13条第 2 項」に改める。

第 2 条第 3 号中「取消等」を「取消し」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

（4） 指定工事店規程第 8 条の規定による指定の停止

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月12日 揭示済)

天理市上下水道局公告第 5 号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年 3 月12日

天理市上下水道事業管理者

中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 1 処理分区	田部町の一部

(平成26年 3 月20日 揭示済)

天理市上下水道局告示第 5 号

天理市指定給水装置工事事業者の休止について

平成26年 3 月20日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は休止したので告示する。

平成26年 3 月20日

天理市上下水道事業管理者

中 谷 博

休止天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株)ウィルテクノ

代表者 中塚 睦己

住 所 兵庫県西脇市小坂町93－43

(平成26年 3 月26日 揭示済)

天理市上下水道局公告第 6 号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年 3 月26日

天理市上下水道事業管理者

中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 5 処理分区	前栽町の一部

(平成26年 3 月27日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 3 号

天理市上下水道局事務分掌規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第2条給水課の項中「給水係 工務係 検査係」を「情報管理係 給水係 工務係」に改める。

第4条を次のように改める。

(給水課の事務)

第4条 給水課の事務分掌は、次のとおりとする。

情報管理係

- (1) 給配水管路図の作成、整備及び保管に関すること。
- (2) 給配水に係る各種占用台帳の整備、更新及び保管に関すること。
- (3) 給配水に係る工事竣工図及び弁栓台帳図の整備及び保管に関すること。
- (4) 工事に伴う不動産の取得に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

給水係

- (1) 給水申込みに係る占用申請並びに配水管の負担設計、実施設計、施行及び監督に関すること。
- (2) 各種開発に係る事前協議に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の施行の承認、検査及び指揮監督に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者の指導に関すること。
- (5) 違反工事の取締りに関すること。
- (6) 消火栓の新設工事に関すること。
- (7) 水道施設の布設工事負担金、給水装置の工事費、水道施設分担金、水道施設加算分担金、手数料等の調定、減免、徴収及び還付に関すること。
- (8) 給水装置工事の仕様、材料の審査、承認及び単価改正に関すること。
- (9) 貯水槽水道に関すること。
- (10) 排水設備工事の確認申請及び検査に関すること。
- (11) 水洗便所改造資金貸付に係る受付及び審査に関すること。
- (12) 地下埋設物の調査及び事前協議及び立会に関すること。

工務係

- (1) 受託工事及び他工事による支障移設工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (2) 配水管、送水管及び導水管（以下「配水管等」という。）の整備及び維持管理に関すること。
- (3) 鉛製給水管布設替工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (4) 給水装置の修繕並びに道路復旧に関すること。
- (5) 消火栓の使用管理及び整備工事に関すること。
- (6) 修繕用材料及び工具の管理に関すること。
- (7) 漏水防止の調査及び計画に関すること。
- (8) 濁水、出水不良等の苦情処理に関すること。
- (9) 配水管等の仕様、材料の審査、承認及び単価改正に関すること。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月27日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第4号

天理市企業職員管理職手当支給規程（昭和44年 4 月天理市水道ガス部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

附則第2項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月27日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第5号

天理市上下水道局会計規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

目次中「第5章 棚卸資産」を「第5章 たな卸資産」に、「第3節 棚卸し」を「第3節 たな卸」に、「第6章 棚卸資産以外の物品」を「第6章 たな卸資産以外の物品」に、「第8章 予算（第80条—第86条）」を

「第8章 リース取引に係る会計処理（第80条—第82条）」

第9章 引当金（第83条—第85条）

に、「第9章」を「第11章」に、「第87条—第90

第10章 予算（第86条—第92条）

」

条」を「第93条—第96条」に、「第10章」を「第12章」に、「第91条」を「第97条」に改める。

第2条第1項中「係る金銭及び物品の出納その他の会計事務を処理させるため、上下水道局に」を削り、同条第3項中「次のとおり」を「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改める。

第3条の見出し中「注意義務」を「善管注意義務」に改める。

第4条第2項中「とし、収納事務」を「と、収納事務」に改める。

第6条中「、会計伝票」を「会計伝票」に改める。

第8条中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第9条中「企業出納員は、会計伝票」を「会計伝票は」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

第10条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第13条中「企業出納員は、」を削る。

第14条中「企業出納員は、」を削り、「帳簿を」を「帳簿は、」に改める。

第15条第2項中「定めるところによる」を「定め、管理者の決裁を受けなければならない」に改める。

第16条第1項中「書類により」を「書類に添付し」に、「その旨を企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「総務課長」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第17条第1項中「。次条において「口振取扱金融機関」という。」を削り、同条第3項中「磁気テープ等」を「記録媒体」に改める。

第18条を次のように改める。

（納入通知書の再発行）

第18条 主管課長は、納入義務者から納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の届出又は納入義務者が納付した証券が支払拒絶された旨の出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関からの通知を受けた場合は、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「何年何月何日再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

第19条中「企業出納員」を「総務課長」に改め、「場合は、」の次に「直ちに」を加え、「収納印を押した」を削る。

第20条第1項中「収入を」を「現金を」に、「収入に」を「現金を」に、「、収納」を「当該収納」に、「企業出納員」を「総務課長」に、「翌日」を「、翌日」に、「に引き継ぐ」を「引き継ぐ」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「総務課長」に、「現金取扱員から引継ぎ」を「現金取扱員から引継」に、「収入を引継ぎ」を「収入を当該引継」に改め、「又は収納した日」を削り、「場合は、」を「場合には」に改め、同条第3項中「収納取扱金融機関は、」の次に「上下水道事業の預金口座に」を加え、「収入に」を「収入を」に、「、出納取扱金融機関」を「出納取扱金融機関の上下水道事業」に、「振り込まなければ」を「振り替えなければ」に改め、同条第4項中「振り込まれた」を「振り替えられた上下水道事業の」に、「、企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収又は収納した場合について準用する。

第21条中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第22条第1項中「書類により、」を「書類を添付して」に、「受け」を「受けて」に、「納入義務者」を「納入者」に、「企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「総務課長」に、「内訳簿及び」を「内訳簿のほか」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第27条及び第33条の規定は、第1項及び第2項の過誤納金について準用する。

第23条中「納入義務者が上下水道事業の」を「上下水道事業の収入の納入義務者が」に、「用いることの」を「用いることが」に改める。

第24条の見出し中「小切手」を「証券」に改め、同条第1項中「企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第2項中「小切手を」を「証券を提示期間又は」に改め、「、当該収入は初めから納付がなかったものとみなし」を削り、「当該金額」を「その支払いのなかった金額」に、「小切手を納付」を「証券を納付」に、「その旨」を「当該取り消した旨」に改め、同条第3項中「規定により」を「規定による」に改め、「支払拒絶の旨」を削り、「企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第4項中「小切手」を「証券」に、「企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第5項中「企業出納員」を「総務課長」に、「小切手（企業出納員自ら収納したもの又は現金取扱員が収納したものに限る。）」を「証券」に、「小切手」を「証券」に、「返還」を「返付」に改め、同項後段を削り、同条第6項中「企業出納員」を「総務課長」に、「第5項」を「第6項」に、「、支払」を「支払の拒絶」に、「小切手」を「証券」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 総務課長は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、内訳簿に記帳しなければならない。この場合において、総務課長が収納した証券（現金取扱員及び公金徴収事務受託者が収納したものを含む。）があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を通知するとともに、直ちに主管課長にその旨を通知しなければならない。

第25条第1項中「主管課長は、法令」を「法令」に、「場合」を「場合において、主管課長」に、「受け、企業出納員」を「受けて、総務課長」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第26条の見出し中「支出負担行為」を「支出の手続」に改め、同条第1項中「受け」を「受けて」に、「企業出納員」を「総務課長」に改め、同条に次の2項を加える。

3 支出しようとする場合は、主管課長は、当該支出に関する書類に基づいて管理者の決裁を受けて、その旨を総務課長に通知しなければならない。

4 総務課長は、前項の通知を受けた支出について内訳簿及び支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

第27条第1項中「当該支出に関する書類により」を「債権者の請求書等支払に関する証ひょう類に基づいて」に、「発行し」を「発行して」に改め、同条第2項中「添付しなければ」を「添えなければ」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「この場合において、当該支払伝票には」を「この場合においては」に、「添付しなければ」を「添えなければ」に改め、同条第4項中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第28条第1項中「資金前渡」を「前条の規定は、資金前渡」に、「場合は、前条の規定を」を「場合について」に改め、同条第2項中「資金前渡、概算払」を「資金前渡を受けた者、概算払を受けた者」に、「完了した後に」を「完了した後」に、「場合は」を「場合には」に、「企業職員」を「総務課長」に改め、同条第3項中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第29条の見出し中「口座振込」を「口座振替」に改め、同条中「口座振込」を「口座振替」に、「場合は」を「場合には」に、「振込先金融機関」を「振替先金融機関」に、「振込先預金口座」を「振替先預金口座」に、「振込金額」を「振替金額」に、「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第30条第1項中「企業出納員」を「総務課長」に改め、「金額の」を削り、同条第2項中「押印」を「捺印」に改め、同条第3項中「企業出納員」を「総務課長」に、「支払人となる」を「支払人たる」に改める。

第31条第2項中「二重線」を「二線」に、「管理者印を押印しなければ」を「管理者の印を押さなければ」に改め、同条第3項中「書き損じ」を「書損」に改める。

第32条中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第33条第1項中「企業出納員」を「総務課長」に、「又は」を「若しくは」に、「振出しによって支払」を「振出し又は口座振替の通知によって支出」に改め、「領収書」の次に「若しくは支払済通知書」を加え、同条第2項中「押印」を「捺印」に、「紛失」を「紛失」に改める。

第34条中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第35条第1項中「主管課長は、」を削り、「場合は」の次に「、主管課長」を加え、「企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「総務課長」に、「及び」を「のほか」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第17条から第19条まで及び第21条の規定は、第1項及び第2項の過誤払金の回収について準用する。

第36条第1項中「上下水道事業に係る」を削り、「書類により」を「書類に基づいて」に、「企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

第37条中「企業出納員」を「総務課長」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 預り保証金

(2) 預り諸税

(3) その他預り金

第40条中「企業出納員」を「総務課長」に、「預り書」を「受領書」に改める。

第41条中「企業出納員」を「総務課長」に改める。

「第5章 棚卸資産」を「第5章 たな卸資産」に改める。

第42条の見出し中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、同条第1項中「棚卸資産」を「たな卸資産」に、「棚卸し経理」を「たな卸経理」に改め、同条第2項中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改める。

第43条の見出し中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、同条中「企業出納員」を「総務課長」に、「棚卸資産」を「たな卸資産」に改める。

第44条中「棚卸資産」を「たな卸資産」に、「受け、企業出納員に通知」を「受けるとともに、予算執行計画整理簿に記帳」に改め、同条第1号中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改める。

第45条中「棚卸資産」を「たな卸資産」に、「次に掲げるところによる」を「次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める額とする」に改め、同条第2号中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め
る。

第46条中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、「納入」の次に「又は引渡」を加え、「企業出納員」
を「総務課長」に改める。

第47条中「企業出納員」を「総務課長」に、「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、「発行し」の次に
「、これらの伝票により管理者の決裁を受けて」を、「貯蔵品出納簿」の次に「に記帳するとともに」を
加え、「棚卸資産購入予算執行計画整理簿」を「予算執行計画整理簿」に改める。

第48条中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、「移動平均法又は」を削る。

第49条第1項中「棚卸資産」を「たな卸資産」に、「企業出納員」を「総務課長」に改め、同項第1号
中「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「総務課長」に、「棚卸資産」
を「たな卸資産」に、「払い出し」を「払出し」に改め、「発行し」の次に「、これらの伝票について管
理者の決裁を受けて」を、「貯蔵品出納簿に」の次に「記帳するとともに」を加える。

第50条中「企業出納員」を「総務課長」に改め、「前条第2項の規定により」及び後段を削る。

第51条第1項中「企業出納員」を「総務課長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、工事の施行等に伴って撤去品を生じた場合について準用する。

第52条第1項中「企業出納員」を「総務課長」に、「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、同条第2項
を次のように改める。

2 第49条の規定は、前項の場合について準用する。

「第3節 棚卸し」を「第3節 たな卸」に改める。

第53条中「企業出納員」を「総務課長」に、「関係」を「関係の」に改める。

第54条の見出し中「実地棚卸し」を「実地たな卸」に改め、同条第1項中「企業出納員」を「総務課長」
に、「実地棚卸し」を「実地たな卸」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「前項に定める場合のほか、
総務課長」に改め、「、前項に定める場合のほか」を削り、「棚卸資産」を「たな卸資産」に、「実地棚
卸し」を「実地たな卸」に改め、同条第3項中「企業出納員」を「前2項の規定により実地たな卸を行っ
た場合は、総務課長」に改め、「、前2項により実地棚卸しを行った場合は」を削り、「棚卸し表」を
「たな卸表」に改める。

第55条の見出し中「実地棚卸し」を「実地たな卸」に改め、同条第1項中「企業出納員は、」を削り、
「実地棚卸し」を「実地たな卸」に改め、「行う場合は」の次に「、総務課長は」を加え、「棚卸資産」
を「たな卸資産」に改める。

第56条の見出し中「棚卸し」を「たな卸」に改め、同条第1項中「企業出納員」を「総務課長」に、
「実地棚卸し」を「実地たな卸」に、「結果について」を「結果を」に、「棚卸し表」を「たな卸表」に、
「添付して」を「添えて」に改め、同条第2項中「企業出納員は、実地棚卸し」を「実地たな卸」に、「
現品」を「現品」に改め、「場合は」の次に「、総務課長は」を加える。

第57条の見出し中「棚卸し修正」を「たな卸修正」に改め、同条中「企業出納員は、実地棚卸し」を
「実地たな卸」に、「棚卸資産」を「たな卸資産」に、「棚卸し表」を「総務課長は、たな卸表」に、
「発行して修正」を「発行」に、「受け」を「受けるとともに」に、「記帳」を「修正」に改める。

「第6章 棚卸資産以外の物品」を「第6章 たな卸資産以外の物品」に改める。

第58条第1項中「、購入」を「購入」に、「管理者」を「、管理者」に、「、直接」を「直接」に改め、
同条第2項後段を削る。

第59条を次のように改める。

（事故報告）

第59条 天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、主管課長は、速やか
にその原因及び現状を調査して管理者に報告しなければならない。

第60条の見出し中「不用物品等」を「不用物品」に改め、同条第1項中「所管する物品等が」を「物品
のうち」に、「企業出納員に報告」を「総務課長に通知」に改め、同条第2項中「企業出納員」を「総務
課長」に、「報告」を「通知」に改める。

第61条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び付属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の付属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リ
ース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

- ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの
- (2) 無形固定資産
- ア 水利権
- イ 借地権
- ウ 地上権
- エ 特許権
- オ 施設利用権
- カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。）
- キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- (3) 投資その他の資産
- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
- 第65条中「次に掲げるところによる」を「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする」に改め、同条第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。
- 第66条第1項中「主管課長は、」を削り、「する場合は」の次に「、主管課長は、第26条第1項の規定にかかわらず」を加え、「受けなければ」を「受けるとともに支出予算執行計画整理簿に記帳しなければ」に改め、同条第2項中「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。
- 第67条第1項中「主管課長は、所管の」を削り、「する場合は」の次に「、主管課長は、第26条第1項の規定にかかわらず」を加え、同条第2項中「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。
- 第68条第1項中「主管課長は、」を削り、「する場合は」の次に「、主管課長は」を加え、同条第2項中「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。
- 第69条第1項中「主管課長は、」を削り、「する場合は」の次に「、主管課長は」を加え、「受けなければ」を「受けるとともに支出予算執行計画整理簿に記帳しなければ」に改め、同条第2項中「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。
- 第70条を次のように改める。
- （検収）
- 第70条 第46条の規定は、固定資産を取得する場合について準用する。
- 第70条の次に次の1条を加える。
- （取得の報告）
- 第70条の2 主管課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく管理者の決裁を受けるとともに、法令の定めるところに従って、遅滞なく登記又は登録の手続きを行い、固定資産報告書を作成して総務課長に通知しなければならない。
- 2 総務課長は、前項の通知を受けた場合は、振替伝票を発行し、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。
- 第71条第1項中「場合は」を「場合には」に、「行い、第65条第2号の取得価額を算出しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「主管課長は、」を削り、「取得価額の算出について」を「場合においては、総務課長は」に、「従い」を「従って」に、「配賦しなければ」を「配賦し、工事費にあわせて固定資産に振り替えなければ」に改める。
- 第72条第2項中「主管課長」を「総務課長」に、「第65条第2号の取得価額を算出しなければ」を「振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとともに固定資産の当該項目に振り替えなければ」に改め、同条第3項を次のように改める。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 第73条を次のように改める。
- （事故報告）
- 第73条 主管課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく管理者にその旨を報告しなければならない。
- 第74条第1項中「文書により」を「文書によって」に改める。
- 第74条の次に次の1条を加える。

(固定資産の用途廃止)

第74条の2 主管課長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決裁を受けて、再使用できるものと不用となり又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できるものは第45条第2号及び第47条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

第75条第1項を次のように改める。

主管課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して管理者に報告しなければならない。

第76条中「(次条に規定するものを除く。)」を削り、「減価償却費は」の次に「、次条の規定によるものを除くほか」を加える。

第78条中「管理者が特に必要であると認めた場合においては、」を削り、「用に供する」の次に「第61条(1)号ロからへまで及びりに掲げる」を、「第73号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加え、「第8条」を「第15条」に改める。

第79条中「地方公営企業法」を削る。

第10章を第12章とする。

第91条中「管理者」を「総務課長」に改め、「作成し、」の次に「管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予算表を」を加え、同条を第97条とする。

第90条中「添付して」を「添えて」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第90条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第90条に次の1号を加える。

(12) 基金運用状況調書

第90条を第96条とする。

第89条中「締切り」を「締切」に改め、同条を第95条とする。

第88条第1号中「実地棚卸し」を「実地たな卸」に、「棚卸資産」を「たな卸資産」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第88条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第88条を第94条とする。

第87条を第93条とする。

第9章を第11章とする。

第86条第1項中「場合は」を「場合においては」に改め、同条第2項中「通次繰り越し」を「通次繰越」に改め、同条を第92条とする。

第85条第1項中「増加により」の次に「業務のため」を加え、「、増加」を「増加」に、「する場合は、当該使用」を「するときは、使用」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、管理者は、その旨を文書によって市長に報告するものとする。

第85条第2項を削り、同条第3項中「特に必要と認めて」を「必要がある場合において」に、「支出しようとする場合は、第1項」を「支出するときは、前項」に改め、同項を第2項とし、同条を第91条とする。

第84条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、「金額」の次に「、流用しようとする事由」を加え、「受け、総務課長に通知しなければ」を「受けなければ」に改め、同条を第90条とする。

第83条を第89条とする。

第82条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第82条を第88条とする。

第81条第1項中「予算編成方針」を「予算原案作成方針」に改め、同条を第87条とする。

第80条を次のように改める。

(予算原案作成方針)

第86条 管理者は、翌年度の予算原案作成方針を定め、主管課長に通知する。

第8章を第10章とする。

第7章の次に次の2章を加える。

第8章 リース取引に係る会計処理

(所有権移転ファイナンス・リース取引)

第80条 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。）については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、施行規則第55条第2号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

- (1) 購入時に費用処理するもの
- (2) リース期間が1年以内のとき。

2 前項ただし書の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、施行規則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

第81条 所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものをいう。）については、施行規則第55条第1号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、施行規則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

- (1) 購入時に費用処理するもの
- (2) リース期間が1年以内のとき。
- (3) リース料総額が300万円以下のもの

(オペレーティング・リース取引)

第82条 オペレーティング・リース取引（ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、施行規則第42条第2号の規定による注記を要しないものとする。

- (1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるもの
- (2) 購入時に費用処理するもの
- (3) リース期間が1年以内のとき。
- (4) 事前解約予告期間のもの
- (5) リース料総額が300万円以下のもの

第9章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第83条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

(賞与引当金の計上方法)

第84条 賞与引当金の計上は、事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末手当・勤勉手当のうち、当該事業年度の負担に属する支給対象期間相当分によるものとする。

(貸倒引当金の計上方法)

第85条 貸倒引当金の計上は、過去3ヵ年の未収金及び当該未収金に係る不納欠損額の実績をもとに貸倒率（不納欠損／未収金）を算定し、事業年度末未収金に貸倒率を乗じて算出したものによるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成26年 3 月27日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第6号

天理市水道料金及び下水道使用料に係る徴収業務その他の業務委託に関する規程（平成23年 6 月天理市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

題名を次のように改める。

天理市水道料金等の徴収業務及びその他の業務委託に関する規程

第1条中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び下水道事業受益者負担金」に改める。

第3条に次の2号を加える。

- (3) 天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年 3 月天理市条例第16号）第12条に規定する使用料

(4) 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第1条に規定する負担金

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月27日揭示済)

天理市上下水道局告示6号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成26年3月27日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成26年3月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 山口住設

代表者 山口 益弘

住 所 奈良県天理市中之庄町71

(平成26年3月27日揭示済)

天理市上下水道局告示7号

公共下水道の供用(処理)を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成26年3月27日より2週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

平成26年3月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

1 供用(下水の処理)を開始する年月日

平成26年4月10日

2 供用(下水の処理)を開始する区域

《天 理 市》

櫛本町・中町・小路町・二階堂上ノ庄町・田部町・石上町・杉本町・平等坊町・富堂町・三昧田町・東井戸堂町・稲葉町・嘉幡町・遠田町・柳本町・中山町・長柄町

3 供用を開始する排水施設及び公共枡の位置

分 区	管記号	起 点	終 点
櫛本北第4処理分区	A	櫛本町1476-11	櫛本町1476-11
	A	櫛本町2491-1	櫛本町2491-1
	A	櫛本町2803-87	櫛本町2784-100
	A	櫛本町2491-5	櫛本町2491-5
	A	櫛本町2480	櫛本町2487-2
櫛本北第10-2処理分区	A	中町361-8	中町361-6
櫛本北第11処理分区	A	小路町92	小路町92
櫛本北第12-2処理分区	A	二階堂上ノ庄町384-1	二階堂上ノ庄町384-1
	A	二階堂上ノ庄町10-5	二階堂上ノ庄町10-5
	A	二階堂上ノ庄町112-2	二階堂上ノ庄町112-1
	A	二階堂上ノ庄町17	二階堂上ノ庄町17
	A	二階堂上ノ庄町114-1	二階堂上ノ庄町114-1
天理北第1処理分区	A	田部町10街区2	田部町2街区1
	B	田部町10街区2	田部町13街区17
	C	田部町10街区2	田部町12街区18
	A	櫛本町3464	櫛本町3464
	A	石上町661	石上町661

天理北第 5 処理分区	A	杉本町286－4	杉本町286－4
	A	平等坊町202	平等坊町203
天理北第 9 処理分区	A	富堂町140－2	富堂町140－2
	A	三昧田町元西方3－4	三昧田町元西方3－4
	A	東井戸堂町439－1	東井戸堂町439－8
	A	稲葉町391	稲葉町391
	A	嘉幡町696	嘉幡町696
大和川第 4 処理分区	A	遠田町328	遠田町326
大和川第 5 処理分区	A	柳本町161－1	柳本町162－2
大和川第 7 処理分区	A	中山町1076－1	中山町1076－1
大和川第 8 処理分区	A	長柄町2102－3	長柄町2108－3
	A	長柄町2102－4	長柄町2108－4

- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
「分流式」
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置
「大和郡山市額田部南町地内」
- 6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称
「奈良県浄化センター」